

課 消 2 - 5
課 個 2 - 5
課 法 5 - 13
課 審 8 - 11
徴 管 2 - 32
査 調 5 - 2
令和 2 年 4 月 1 日

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

消費税法基本通達等の一部改正等について（法令解釈通達）

消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2 - 25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊）等を下記のとおり改正等したから、これによらばたい。

（理由）

消費税法関係法令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るものである。

記

1 改正する法令解釈通達

(1) 消費税法基本通達について、別紙 1 「消費税法基本通達新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。

なお、次に掲げる項目に係る改正通達の適用時期については、それぞれ次に定めるところによる。

イ 保育所を経営する事業に類する事業に係る改正通達の適用時期

この法令解釈通達による改正後の 6 - 7 - 7 の 2 の取扱いは、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

ロ 仕入税額控除制度の改正に係る改正通達の適用時期

この法令解釈通達による改正後の用語の意義に定める居住用賃貸建物、1 - 5 - 30、11 - 2 - 22 の「第 10 項」を「第 11 項」に改正する部分、11 - 7 - 1 から 11 - 7 - 5 まで、11 - 8 - 1、12 - 5 - 3 及び 12 - 5 - 4 の取扱いは、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

ハ 輸出品販売場制度の改正に係る改正通達の適用時期

この法令解釈通達による改正後の第8章の取扱いは、令和2年4月1日から適用し、消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第4条第3項《輸出物品販売場で行う免税販売手続に関する経過措置》の規定により、旧制度に基づく免税販売手続を行う場合は、なお従前の例による。

- (2) 平成7年12月25日付課消2-26ほか4課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）について、別紙2『消費税関係申告書等の様式の制定について』（法令解釈通達）新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。
 - (3) 平成8年4月1日付課消2-8「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免税の取扱いについて」（法令解釈通達）について、別紙3『外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて』新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。
- 2 平成31年3月19日付課消2-5ほか5課共同「市中輸出物品販売場における免税販売手続電子化に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）は廃止する。

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後		改 正 前	
用語の意義		用語の意義	
消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
(省略) 自己建設資産	(省略) 令第 25 条の 5 第 1 項第 2 号《高額特定資産の範囲等》に規定する自己建設資産をいう。	(同左) 自己建設資産	(同左) 令第 25 条の 5 第 1 項第 2 号《高額特定資産の範囲等》に規定する自己建設資産をいう。
<u>調整対象自己建設高額資産</u>	<u>法第 12 条の 4 第 2 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》に規定する調整対象自己建設高額資産をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
課税事業者	事業者のうち法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。	課税事業者	事業者のうち法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者をいう。
(省略) 課税仕入れに係る支払対価の額	(省略) 法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。	(同左) 課税仕入れに係る支払対価の額	(同左) 法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。
<u>居住用賃貸建物</u>	<u>法第 30 条第 10 項《居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限》に規定する居住用賃貸建物をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
非課税資産の譲渡等	法第 31 条第 1 項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する非課税資産の譲渡等をいう。	非課税資産の譲渡等	法第 31 条第 1 項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する非課税資産の譲渡等をいう。
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章～第 7 章 (省略)</p> <p>第 8 章 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税 第 1 節・第 2 節 (省略) <u>第 3 節 購入記録情報の提供等</u></p> <p>第 9 章・第 10 章 (省略)</p> <p>第 11 章 仕入れに係る消費税額の控除 第 1 節～第 6 節 (省略) <u>第 7 節 居住用賃貸建物</u> <u>第 8 節 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u></p> <p>第 12 章 仕入れに係る消費税額の調整 第 1 節～第 5 節 (省略) <u>第 6 節 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の調整</u> <u>第 7 節 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の調整</u></p> <p>第 13 章～第 19 章 (省略)</p> <p>(新規開業等した場合の納税義務の免除) 1-4-6 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章～第 7 章 (同左)</p> <p>第 8 章 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税 第 1 節・第 2 節 (同左) <u>(新設)</u></p> <p>第 9 章・第 10 章 (同左)</p> <p>第 11 章 仕入れに係る消費税額の控除 第 1 節～第 6 節 (同左) <u>(新設)</u> <u>第 7 節 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u></p> <p>第 12 章 仕入れに係る消費税額の調整 第 1 節～第 5 節 (同左) <u>(新設)</u> <u>第 6 節 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の調整</u></p> <p>第 13 章～第 19 章 (同左)</p> <p>(新規開業等した場合の納税義務の免除) 1-4-6 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税</p>

改 正 後	改 正 前
<p>期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。</p> <p>ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいずれかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。</p> <p>(1) 個人事業者 イ～ハ (省略) ニ 法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 法人 イ～へ (省略) ト 法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける法人 (注) (省略)</p> <p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1-4-15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 まで《課税期間の特例》、第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、第 42 条第 8 項《任意の中間申告》又は第 45 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第 9 条第 5 項《課税事業者の選択不適用》、第 19 条第 3 項《課税期間の特例の選択不適用》、第 37 条第 5 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》、第 42 条第 9 項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》又は第 45 条の 2 第 3 項《法人の確定申告書の提出期限の特例の不適用》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p>	<p>期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。</p> <p>ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいずれかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。</p> <p>(1) 個人事業者 イ～ハ (同左) ニ 法第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 法人 イ～へ (同左) ト 法第 12 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける法人 (注) (同左)</p> <p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1-4-15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 まで《課税期間の特例》、第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》又は第 42 条第 8 項《任意の中間申告》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第 9 条第 5 項《課税事業者の選択不適用》、第 19 条第 3 項《課税期間の特例の選択不適用》、第 37 条第 5 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》又は第 42 条第 9 項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 法第 57 条第 1 項第 3 号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第 9 条第 5 項、第 19 条第 3 項、第 37 条第 5 項、<u>第 42 条第 9 項又は第 45 条の 2 第 3 項</u>に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(合併又は分割等により設立された法人における基準期間がない課税期間の納税義務の判定)</p> <p>1-5-17 合併又は分割等により設立された法人については、法第 11 条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 12 条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第 12 条の 2 第 1 項《新設法人の納税義務の免除の特例》、第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 4 第 1 項<u>若しくは第 2 項</u>《高額特定資産を取得した<u>場合等</u>の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(新設法人等の 3 年目以後の取扱い)</p> <p>1-5-18 法第 12 条の 2 第 1 項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第 12 条の 2 第 2 項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例》、第 12 条の 3 第 3 項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 4 第 1 項<u>若しくは第 2 項</u>《高額特定資産を取得した<u>場合等</u>の納税義務の免除の特例》の規定により法第 9 条第 1 項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第 9 条第 1 項の規定によることとなるのであるから留意する。</p>	<p>(2) 法第 57 条第 1 項第 3 号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第 9 条第 5 項、第 19 条第 3 項、第 37 条第 5 項<u>又は第 42 条第 9 項</u>に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(合併又は分割等により設立された法人における基準期間がない課税期間の納税義務の判定)</p> <p>1-5-17 合併又は分割等により設立された法人については、法第 11 条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 12 条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第 12 条の 2 第 1 項《新設法人の納税義務の免除の特例》、第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した<u>場合</u>の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(新設法人等の 3 年目以後の取扱い)</p> <p>1-5-18 法第 12 条の 2 第 1 項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第 12 条の 2 第 2 項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例》、第 12 条の 3 第 3 項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した<u>場合</u>の納税義務の免除の特例》の規定により法第 9 条第 1 項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第 9 条第 1 項の規定によることとなるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) (省略)</p> <p>(高額特定資産等を売却等した場合の法第 12 条の 4 第 1 項及び第 2 項の適用関係)</p> <p>1-5-22 の 2 法第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定は、法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない事業者が、法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けない課税期間中に法第 12 条の 4 第 1 項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後に当該高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、同項の規定は継続して適用されることに留意する。</p> <p>また、<u>法第 12 条の 4 第 2 項の規定は、法第 36 条第 1 項又は第 3 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定の適用を受けた高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産をその後に廃棄、売却等により処分したとしても、継続して適用されることに留意する。</u></p> <p>(調整対象自己建設高額資産に係る法第 12 条の 4 第 2 項の適用関係)</p> <p>1-5-29 <u>法第 12 条の 4 第 2 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定は、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は調整対象自己建設高額資産について法第 36 条第 1 項又は第 3 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定の適用を受けた場合に適用されるのであるから、これらの規定の適用を受けた課税期間の初日（相続、合併又は分割があったことにより、法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった場合には、その受けないこととなった日をいう。以下 1-5-29 において同じ。）の前日において建設等に要した費用</u></p>	<p>(注) (同左)</p> <p>(高額特定資産を売却等した場合の法第 12 条の 4 第 1 項の適用関係)</p> <p>1-5-22 の 2 法第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》の規定は、法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない事業者が、法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けない課税期間中に法第 12 条の 4 第 1 項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後に当該高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、同項の規定は継続して適用されることに留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の額（法第 12 条の 4 第 2 項に規定する建設等に要した費用の額をいう。以下 1－5－29 において同じ。）が 1,000 万円未満である棚卸資産について、当該課税期間の初日以後において当該棚卸資産の建設等に要した費用の額が 1,000 万円以上となったとしても、法第 12 条の 4 第 2 項の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p><u>（注） 法第 12 条の 4 第 2 項の規定が適用されない場合であっても、棚卸資産について法第 36 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受け、当該棚卸資産が仕掛品等であったことにより、これらの規定の適用を受けた課税期間の初日以後において当該棚卸資産に係る課税仕入れ等を行った場合には、法第 12 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合があることに留意する。</u></p> <p><u>（高額特定資産等が居住用賃貸建物である場合の法第 12 条の 4 の適用関係）</u></p> <p><u>1－5－30 高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産について法第 30 条第 10 項《居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限》の規定が適用された場合であっても、法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定は適用されることに留意する。</u></p> <p><u>（調整対象自己建設高額資産の判定）</u></p> <p><u>1－5－31 調整対象自己建設高額資産の建設等に要した費用の額には、当該調整対象自己建設高額資産の原材料として使用する令第 5 条各号《調整対象固定資産の範囲》に掲げる資産及び自己が保有する建設資材等の棚卸資産に係るものも含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（鉱業権等の範囲）</u></p> <p><u>5－7－4 令第 6 条第 1 項第 4 号《鉱業権等の所在地》に規定する「鉱業権」、「租鉱権」、「採石権」又は「樹木採取権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（鉱業権等の範囲）</u></p> <p>5－7－4 令第 6 条第 1 項第 4 号《鉱業権等の所在地》に規定する「鉱業権」、「租鉱権」又は「採石権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律第8条の5《樹木採取権の設定》に規定する樹木採取権をいう。</u></p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引法第2条第1項《定義》に規定する有価証券イ～ネ (省略)</p> <p>ナ <u>譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金であって、民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券又は同節第四款に規定する無記名証券に係る債権であるもの）の預金証書のうち外国法人が発行するもの</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) 児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6-2-1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引法第2条第1項《定義》に規定する有価証券イ～ネ (同左)</p> <p>ナ <u>譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、<u>指名債権でないもの</u>）の預金証書のうち外国法人が発行するもの</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) 児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育</p>

改 正 後	改 正 前
<p>所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」に定める要件を満たし、都道府県知事等から当該要件を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>(貸付けに係る用途が明らかにされていない場合の意義)</u></p> <p><u>6-13-10 法別表第一第13号《住宅の貸付け》に規定する「当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合」には、例えば、住宅の貸付けに係る契約において、住宅を居住用又は事業用どちらでも使用することができることとされている場合が含まれるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合の意義)</u></p> <p><u>6-13-11 法別表第一第13号《住宅の貸付け》に規定する「当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合」とは、住宅の貸付けに係る契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付けに係る賃借人や住宅の状況その他の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合をいうのであるから、例えば、住宅を賃貸する場合において、次に掲げるような場合が該当する。</u></p> <p><u>(1) 住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合</u></p> <p><u>(2) 住宅の賃借人が当該住宅を第三者に転貸している場合であって、当該賃借人と入居者である転借人との間の契約において人の居住の用に供することが明らかにされている場合</u></p>	<p>所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」の第1から第9までに掲げる事項の全てを満たし、都道府県知事等から当該事項を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>③ 住宅の賃借人が当該住宅を第三者に転貸している場合であって、当該賃借人と入居者である転借人との間の契約において貸付けに係る用途が明らかにされていないが、当該転借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合</u></p> <p>(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲)</p> <p>8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場<u>(同項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この章において同じ。)</u>を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、免税対象物品<u>(令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する免税対象物品をいう。以下8-3-2において同じ。)</u>で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品(同項第1号に規定する一般物品をいう。以下<u>8-1-10</u>までにおいて同じ。)の譲渡については、非居住者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 非居住者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等(令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第3項《消耗品として免税販売手続を行う資産》の規定により消耗品として同条第1項、第2項、<u>第12項、第13項</u>及び第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下<u>8-1-10</u>までにおいて同じ。)の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</p> <p>(「対価の額の合計額」の意義)</p> <p>8-1-2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》<u>及び</u>令第18条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に</p>	<p>(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲)</p> <p>8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、<u>令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》</u>に規定する免税対象物品で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品(同項第1号に規定する一般物品をいう。以下<u>8-1-7の3</u>までにおいて同じ。)の譲渡については、非居住者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 非居住者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等(令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第5項《消耗品として免税販売手続を行う資産》の規定により消耗品として同条第1項、第2項、<u>第7項、第8項</u>及び第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下<u>8-1-7の3</u>までにおいて同じ。)の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</p> <p>(「対価の額の合計額」の意義)</p> <p>8-1-2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》<u>並びに</u>令第18条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの「対価の額の合計額」をいうことに留意する。</p> <p>なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。</p> <p>(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)</p> <p><u>8-1-3</u> 令第18条第3項第1号《消耗品として免税販売を行う資産》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品（同条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品をいう。以下<u>8-1-12</u>までにおいて同じ。）を組み合わせて一の商品としている場合をいう。</p> <p>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の範囲)</p> <p><u>8-1-4</u> (省略)</p> <p>(免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合)</p> <p><u>8-1-5</u> (省略)</p> <p>(輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収)</p> <p><u>8-1-6</u> 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定は、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免</p>	<p>及び第2項第1号ハ《購入手続》に規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの「対価の額の合計額」をいうことに留意する。</p> <p>なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。</p> <p>(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)</p> <p><u>8-1-2の2</u> 令第18条第5項第1号《消耗品として免税販売を行う資産》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品（同条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品をいう。以下<u>8-1-2の2</u>及び<u>8-1-3の2</u>において同じ。）を組み合わせて一の商品としている場合をいう。</p> <p>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</p> <p>(災害その他やむを得ない事情の範囲)</p> <p><u>8-1-3</u> (同左)</p> <p>(免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合)</p> <p><u>8-1-3の2</u> (同左)</p> <p>(輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収)</p> <p><u>8-1-4</u> 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定は、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税の特例》に規定する物品で非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したもの（以下<u>8-1-7</u>までにおいて「輸出免税物品」という。）を、当該非居住者が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該輸出免税物品を当該非居住者から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該非居住者から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。この場合において、当該輸出免税物品を譲渡した者（輸出免税物品を<u>所持させた者</u>を含む。）が判明せず、かつ、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、当該所持した者から同条第5項の規定により消費税を徴収するのであるから留意する。</p> <p>（即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</p> <p><u>8-1-7</u> 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 令第18条第<u>16</u>項《国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》の規定により読み替えて適用する法第8条第3項の規定によるもの 令第18条第2項第3号《購入手続》に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき非居住者から引渡しを受けた輸出免税物品を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該輸出免税物品の輸出に係る運送契約を締結した日）</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>税の特例》に規定する物品で非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したもの（以下<u>8-1-4</u>及び<u>8-1-5</u>において「輸出免税物品」という。）を、当該非居住者が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該輸出免税物品を当該非居住者から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該非居住者から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。この場合において、当該輸出免税物品を譲渡した者（輸出免税物品を<u>所持させた者</u>を含む。）が判明せず、かつ、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、当該所持した者から同条第5項の規定により消費税を徴収するのであるから留意する。</p> <p>（即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</p> <p><u>8-1-5</u> 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 令第18条第<u>12</u>項《国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》の規定により読み替えて適用する法第8条第3項の規定によるもの 令第18条第2項第3号《購入手続》に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき非居住者から引渡しを受けた輸出免税物品を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該輸出免税物品の輸出に係る運送契約を締結した日）</p> <p>(3) （同左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等)</p> <p><u>8-1-8</u> 法第8条第2項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に規定する「既に次項本文若しくは第5項本文の規定の適用があった場合」とは、既に同条第3項本文《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》又は第5項本文《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。</p> <p>同条第3項ただし書又は第5項ただし書に該当する場合も同様とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等)</p> <p><u>8-1-6</u> 法第8条第2項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に規定する「既に次項本文若しくは第5項本文の規定の適用があった場合」とは、既に同条第3項本文《輸出免税物品を輸出しない場合等》又は第5項本文《輸出免税物品の譲渡等があった場合》の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。</p> <p>同条第3項ただし書又は第5項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に該当する場合も同様とする。</p> <p>(購入記録票の旅券等への貼付方法)</p> <p><u>8-1-7</u> 令第18条第2項第1号又は第2号《購入手続》の規定により、<u>同項に規定する市中輸出物品販売場を経営する事業者又は承認免税手続事業者（令第18条の2第7項《承認免税手続事業者の定義》に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8-2-2の2までにおいて同じ。）が旅券等（令第18条第2項第1号イに規定する旅券等をいう。以下8-1-8までにおいて同じ。）に購入記録票（同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下8-1-8までにおいて同じ。）を貼付ける場合は、最初に貼付ける購入記録票は、当該旅券等と割印できるようにのり付け等の方法により貼付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼付ける購入記録票は、その直前に貼付けた購入記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼付け、割印する。</u></p> <p><u>なお、購入記録票は、出入国記録（E/Dカード）に貼付けるのではないことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(購入者誓約書の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法)</p> <p><u>8-1-9</u> 基地内輸出品販売場（令第18条第2項第4号《購入手続》に規定する基地内輸出品販売場をいう。以下<u>8-2-1</u>までにおいて同じ）において、規則第6条第6項《購入者誓約書の記載事項の省略》の規定により、購入者誓約書（令第18条第2項第4号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類及び同項第5号に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下<u>8-1-10</u>までにおいて同じ。）又は運送契約書の写し（同項第6号に規定する書類をいう。以下<u>8-1-9</u>及び<u>8-1-11</u>において同じ。）に明細書等（規則第6条第6項に規定する明細書等をいう。以下<u>8-1-9</u>において同じ。）を貼り付ける場合は、最初に貼り付ける明細書等は、当該購入者誓約書又は運送契約書の写しと割印できるようにのり付け等の方法により<u>貼り付けた上で</u>割印し、以後に<u>貼り付ける</u>明細書等は、その直前に<u>貼り付けた</u>明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により<u>貼り付け</u>、割印する。</p> <p>なお、この場合の印の形式は<u>次の形式</u>による。</p> 	 <p>規格おおむね横6mm、縦8mm</p> <p>(購入記録票等の記載を省略する場合の明細書等の貼付方法)</p> <p><u>8-1-7の2</u> 規則第6条第9項《購入記録票等の記載事項の省略》の規定により、購入記録票、購入者誓約書（令第18条第2項第1号ロ及び第4号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類並びに同項第2号イ及び第5号に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。以下<u>8-1-7の5</u>までにおいて同じ。）又は運送契約書の写し（同項第3号ロ及び第6号に規定する書類をいう。以下<u>8-1-7の2</u>及び<u>8-1-7の4</u>において同じ。）に明細書等（規則第6条第9項に規定する明細書等をいう。以下<u>8-1-7の2</u>において同じ。）を<u>貼付ける</u>場合は、最初に<u>貼付ける</u>明細書等は、当該購入記録票、購入者誓約書又は運送契約書の写しと割印できるようにのり付け等の方法により<u>貼付けた上で</u>割印し、以後に<u>貼付ける</u>明細書等は、その直前に<u>貼付けた</u>明細書等と割印できるようにのり付け等の方法により<u>貼付け</u>、割印する。</p> <p>なお、この場合の印の形式は<u>8-1-7に定める形式</u>による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="250 204 636 236">規格おおむね横 6 mm、縦 8 mm</p> <p data-bbox="179 290 1025 322">(一般物品と消耗品等を譲渡する場合の<u>購入者誓約書</u>の作成方法)</p> <p data-bbox="165 331 1120 536"><u>8-1-10</u> 同一の<u>基地内輸出物品販売場</u>において、同一の日に、同一の<u>合衆国軍隊の構成員等</u>(令第18条第2項第4号に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。)に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる<u>購入者誓約書</u>は、一の書類として作成することができる。</p> <p data-bbox="188 545 1120 794">この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、<u>所属</u>、<u>機関</u>など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p data-bbox="179 890 851 922">(手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続)</p> <p data-bbox="165 932 1120 1391"><u>8-1-11</u> 手続委託型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下<u>8-3-5</u>までにおいて同じ。)における免税販売手続(令第18条第6項《<u>購入記録情報の提供</u>》に規定する免税販売手続をいう。以下<u>8-3-5</u>までにおいて同じ。)は、免税販売手続(<u>購入記録情報</u>(令第18条第6項に規定する購入記録情報をいう。以下<u>8-3-5</u>までにおいて同じ。))の提供に係るものを除く。)の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者(令第18条の2第7項《承認免税手続事業者の定義》に規定する承認免税手続事業者をいう。以下<u>8-3-5</u>までにおいて同じ。)が当該販売場を経営する事業者^{に代わって行うこととなるから、}令第18条第2項第1号若しくは第2号《<u>購入手続</u>》の規定によ</p>	<p data-bbox="1160 290 2007 322">(一般物品と消耗品等を譲渡する場合の<u>購入記録票等</u>の作成方法)</p> <p data-bbox="1146 331 2105 450"><u>8-1-7の3</u> 同一の<u>輸出物品販売場</u>において、同一の日に、同一の<u>非居住者</u>に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる<u>購入記録票</u>は、一の書類として作成することができる。</p> <p data-bbox="1173 459 2105 708">この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、<u>国籍</u>、<u>生年月日</u>など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p data-bbox="1173 718 2105 836"><u>(注)</u> <u>同一の輸出物品販売場</u>において、同一の日に、同一の<u>非居住者</u>に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる<u>購入者誓約書</u>についても同様である。</p> <p data-bbox="1160 890 1832 922">(手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続)</p> <p data-bbox="1146 932 2105 1391"><u>8-1-7の4</u> 手続委託型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の定義》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下<u>8-2-1</u>の2までにおいて同じ。)における<u>法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》</u>の適用を受けるための手続(以下<u>8-2-2</u>までにおいて「<u>免税販売手続</u>」という。)は、令第18条の2第2項第2号イに規定する免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者が当該販売場を経営する事業者^{に代わって行うこととなるから、}令第18条第2項第1号及び第2号《<u>購入手続</u>》の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者^{に対して行うこととされている旅券等の提示及び購入者誓約書の提出並びに}同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業</p>

改 正 後	改 正 前
<p>り非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等（同項第1号イに規定する旅券等をいう。以下8-1-11において同じ。）の提示及び当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）又は同項第3号の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示、当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p>なお、同条第10項《非居住者に対する説明義務》の規定により非居住者に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い)</p> <p><u>8-1-12</u> 令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定は、令第18条第13項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額以上となるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</p> <p>(注) 消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えるかどうか</p>	<p>者に対して行うこととされている旅券等の提示及び運送契約書の写しの提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p><u>(承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける購入記録票の作成)</u></p> <p><u>8-1-7の5</u> 複数の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者は、当該販売場ごとに購入記録票を作成する必要があることに留意する。</p> <p>なお、非居住者が提出することとなる購入者誓約書についても同様である。</p> <p>(承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い)</p> <p><u>8-1-7の6</u> 令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定は、令第18条第8項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額以上となるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</p> <p>(注) 令第18条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》</p>

改 正 後	改 正 前
<p>かの判定は、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>に規定する消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えるかどうかの判定及び同条第2項第1号ハ《購入手続》に規定する一般物品に係る対価の額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定は、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(輸出自動車に対する輸出物品販売場免税)</u></p> <p><u>8-1-8 自動車に対する法第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定の適用については、次による。</u></p> <p><u>(1) 同条第1項の規定の適用を受ける自動車は、同項に規定する購入者たる非居住者が出国するまでの間は国内で使用しても差し支えないが、当該非居住者が最終的に輸出するため購入するものでなければならぬことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 自動車に係る購入記録票及び購入者誓約書(令第18条第2項第1号ロ及び第4号《購入手続》に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類をいう。)には、当該自動車の車台番号、自動車登録番号(軽自動車にあつては車両番号)及び使用の本拠地を併せて記載するものとする。</u></p> <p><u>(3) 法第8条第1項の規定により免税で購入した自動車を輸出する場合には、次によるものとする。</u></p> <p><u>イ 当該非居住者は、輸出地の所轄税関に対して、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定による当該自動車の輸出申告をする際に、旅券等に貼付けた当該自動車に係る購入記録票を提示する。</u></p> <p><u>ロ イの輸出申告を受けた税関は、当該自動車について、当該購入記録票に輸出を証する確認印を押なつする。</u></p> <p><u>ハ 当該非居住者の出国地の所轄税関は、イの輸出申告に係る輸出許可書及びロの確認印により当該自動車が出たことを確認する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8-2-1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下<u>8-2-1</u>において同じ。)又は<u>手続委託型輸出物品販売場の区分</u>に応じ、原則として、<u>それぞれに定める要件の全て</u>を満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、<u>基地内輸出物品販売場の許可</u>は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 手続委託型輸出物品販売場 イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 当該販売場を経営する事業者と当該販売場の所在する特定商業施設(令第18条の2第4項《特定商業施設の定義》)に規定する特定商業施設をいう。以下<u>8-2-5</u>までにおいて同じ。)内に免税手続カウンター(令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する免税手続カウンターをいう。以下<u>8-2-7</u>までにおいて同じ。)を設置する一の承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件の全てを満たす関係があること。</p> <p>(イ) 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続(購入記録情報の提供に係るものを除く。)につき、代理に関する契約が締結されていること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (省略)</p> <p>(輸出物品販売場を移転した場合)</p> <p><u>8-2-2</u> (省略)</p> <p>(承認免税手続事業者の承認)</p>	<p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8-2-1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下<u>8-2-1</u>の4までにおいて同じ。)又は<u>手続委託型輸出物品販売場の区分</u>に応じ、原則として、<u>次に掲げる要件の全て</u>を満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、<u>令第18条第2項第4号《購入手続》</u>に規定する<u>基地内輸出物品販売場の許可</u>は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 手続委託型輸出物品販売場 イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 当該販売場を経営する事業者と当該販売場の所在する特定商業施設内に免税手続カウンター(令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》)に規定する免税手続カウンターをいう。以下<u>8-2-2</u>の3までにおいて同じ。)を設置する一の承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件の全てを満たす関係があること。</p> <p>(イ) 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、代理に関する契約が締結されていること。</p> <p>(ロ)・(ハ) (同左)</p> <p>(輸出物品販売場を移転した場合)</p> <p><u>8-2-1の2</u> (同左)</p> <p>(承認免税手続事業者の承認)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>8-2-3 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、令第18条の2第14項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者（同条第4項《承認送信事業者の定義》に規定する承認送信事業者をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。）の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p><u>(承認送信事業者の承認)</u></p> <p>8-2-4 承認送信事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>(1) <u>現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</u></p> <p>(2) <u>購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約に係る市中輸出物品販売場（令第18条第2項《購入手続》に規定する輸出物品販売場をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。）を</u>経営する事業</p>	<p>8-2-1の3 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、令第18条の2第14項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>者（<u>手続委託型輸出物品販売場</u>にあつては、当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者）との間において必要な情報を共有するための措置が講じられ、<u>購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》</u>に規定する方法により適切に国税庁長官に提供できること。</p> <p>(3) <u>法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》</u>の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は<u>令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》</u>若しくは<u>令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》</u>の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>（臨時販売場を設置する事業者に係る承認）</p> <p><u>8-2-5</u> 臨時販売場（法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-9</u>までにおいて同じ。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）に係る同条第9項の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に与えるものとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は<u>令第18条の5第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》</u>の規定により臨時販売場を設置する事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>(注) （省略）</p>	<p>（臨時販売場を設置する事業者に係る承認）</p> <p><u>8-2-1の4</u> 臨時販売場（法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下<u>8-2-2の3</u>までにおいて同じ。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）に係る同条第9項の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者に与えるものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は<u>令第18条の4第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》</u>の規定により臨時販売場を設置する事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>(注) （同左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合) <u>8-2-6</u> (省略)</p> <p>(承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合) <u>8-2-7</u> (省略)</p> <p><u>(承認送信事業者の承認を取り消すことができる場合)</u> <u>8-2-8</u> 令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認送信事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</p> <p>(2) 「購入記録情報の提供その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》に規定する方法により適切に国税庁長官に提供していないと認められる場合、承認送信事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、承認送信事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</p> <p>(臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合) <u>8-2-9</u> 令第18条の5第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 購入記録情報の提供等</p>	<p>(輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合) <u>8-2-2</u> (同左)</p> <p>(承認免税手続事業者の承認を取り消すことができる場合) <u>8-2-2の2</u> (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合) <u>8-2-2の3</u> 令第18条の4第3項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(輸出物品販売場の許可を受けていない販売場に係る購入記録情報の提供方法等の届出書の提出)</u></p> <p><u>8-3-1 令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により、購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合に市中輸出物品販売場を経営する事業者が、あらかじめ提出すべき規則第6条の2第1項《購入記録情報の提供に係る届出》に規定する届出書は、事業者が新たに輸出物品販売場の許可を受けようとする場合においては、令第18条の2第1項《輸出物品販売場の許可》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。</u></p> <p><u>(注) この場合の規則第6条の2第2項《識別符号の通知》に規定する識別符号の通知は、当該販売場に係る輸出物品販売場の許可があった日以後に行われることになる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(購入記録情報の国税庁長官への提供の時期)</u></p> <p><u>8-3-2 購入記録情報の国税庁長官への提供は、令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により、免税販売手続の際、遅滞なく行わなければならないため、原則として、免税対象物品の譲渡に係る免税販売手続の都度、購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないことに留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(手続委託型輸出物品販売場に係る国税庁長官への購入記録情報の提供)</u></p> <p><u>8-3-3 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税販売手続を行う承認免税手続事業者以外の当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は当該事業者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送信事業者も行うことが可能であることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者は、令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定に基づいて、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に購入記録情報の提供方法を届け出る必要があ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p>2 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を承認免税手続事業者が行う場合は、当該承認免税手続事業者は、承認送信事業者に係る承認を受ける必要がある。</p> <p>3 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供は、例えば、当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者以外の承認送信事業者に委託することも可能であるが、この場合であっても、原則として、当該承認免税手続事業者が行う免税販売手続の都度、購入記録情報の提供が行われる必要がある。</p> <p><u>(承認送信事業者から市中輸出物品販売場を経営する事業者への購入記録情報の提供)</u></p> <p><u>8-3-4 令第18条の4第1項後段《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》の規定に基づき承認送信事業者が市中輸出物品販売場を経営する事業者に対して行う購入記録情報の提供は、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>承認送信事業者の使用に係る電子計算機と市中輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて提供すべき購入記録情報を送信し、当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>ロ <u>当該承認送信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を電気通信回線を通じて当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の閲覧に供する方法</u></p> <p>(2) <u>光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイ</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ルに購入記録情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>(注) (1)ロに従って当該承認送信事業者が当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を当該市中輸出物品販売場を営業者の閲覧に供し、かつ、当該承認送信事業者が当該購入記録情報を規則第10条の6第2項《承認送信事業者の購入記録情報の保存方法》の規定に従って保存しているときは、当該閲覧に供している期間に限り、当該市中輸出物品販売場を営業者は、当該承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を規則第7条第2項《輸出物品販売場を営業者の購入記録情報の保存方法》の規定に従って保存しているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない事情の範囲)</u></p> <p><u>8-3-5 令第18条第8項《災害等の場合の購入記録情報の提供方法》(令第18条の4第3項《承認送信事業者が購入記録情報を提供する場合の準用》の規定において準用する場合を含む。)に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。</u></p> <p><u>(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。</u></p> <p><u>(2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は市中輸出物品販売場を営業者若しくは承認送信事業者が令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により行う購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税販売手続の際に遅滞なく行うことができなかつたことにつき、これらの事業者(手続委託型輸出物品販売場を営業者の場合は、承認免税手続事業者を含む。)の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</u></p> <p><u>(注) 令第18条第6項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>含まれる。</u></p> <p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害等その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》及び同条第11項ただし書《災害その他やむを得ない事情により本人確認書類を保存しなかった場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については<u>8-1-4</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第7節 居住用賃貸建物</p> <p><u>(住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物の範囲)</u></p> <p>11-7-1 <u>居住用賃貸建物は、住宅の貸付け（法別表第一第13号《住宅の貸付け》に掲げる住宅の貸付けをいう。以下この節において同じ。）の用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この節において同じ。）以外の建物であることが要件となるが、「住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物」とは、建物の構造及び設備の状況その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、次に掲げるようなものがこれに該当する。</u></p> <p>(1) <u>建物の全てが店舗等の事業用施設である建物など、建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物</u></p> <p>(2) <u>旅館又はホテルなど、旅館業法第2条第1項《定義》に規定する旅館業に係る施設の貸付けに供することが明らかな建物</u></p> <p>(3) <u>棚卸資産として取得した建物であって、所有している間、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかなもの</u></p> <p><u>(居住用賃貸建物の判定時期)</u></p> <p>11-7-2 <u>居住用賃貸建物に該当するかどうかは、課税仕入れを行った日（自己建設資産にあつては、法第12条の4第1項第2号《高額特定資産を</u></p>	<p>(災害その他やむを得ない事情の意義)</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害等その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》及び同条第10項ただし書《災害その他やむを得ない事情により本人確認書類を保存しなかった場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については<u>8-1-3</u>による。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>取得した場合等の納税義務の免除の特例》に定める日。以下 11-7-2 において同じ。）の状況により判定し、同日において住宅の貸付けの用に供しないことが明らかでない建物（高額特定資産及び調整対象自己建設高額資産に限る。）については、居住用賃貸建物に該当するのであるが、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の末日において、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかにされたときは、居住用賃貸建物に該当しないものとして差し支えない。</u></p> <p><u>(合理的区分の方法)</u></p> <p><u>11-7-3 令第 50 条の 2 第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除の対象外となる居住用賃貸建物の範囲》に規定する「住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分がある居住用賃貸建物」とは、例えば、建物の一部が店舗用の構造等となっている居住用賃貸建物をいい、同項に規定する「合理的に区分している」とは、使用面積割合や使用面積に対する建設原価の割合など、その建物の実態に応じた合理的な基準により区分していることをいう。</u></p> <p><u>(居住用賃貸建物が自己建設高額特定資産である場合)</u></p> <p><u>11-7-4 法第 12 条の 4 第 1 項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》に規定する自己建設高額特定資産である居住用賃貸建物に係る法第 30 条第 10 項《居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限》の規定の適用は、令第 50 条の 2 第 2 項《仕入れに係る消費税額の控除の対象外となる居住用賃貸建物の範囲》の規定により、令第 25 条の 5 第 2 項《高額特定資産の範囲等》に規定する累計額が 1,000 万円以上となった課税期間以後の当該建物に係る課税仕入れ等の税額について適用されることから、当該課税期間の前課税期間以前に行われた当該建物に係る課税仕入れ等の税額は、法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(居住用賃貸建物に係る資本的支出)</u></p> <p><u>11-7-5 法第30条第10項《居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限》</u> <u>に規定する「居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額」には、当該建物</u> <u>に係る資本的支出（事業の用に供されている資産の修理、改良等のために</u> <u>支出した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことと</u> <u>なると認められる部分に対応する金額をいう。以下11-7-5及び12-2</u> <u>-5において同じ。）に係る課税仕入れ等の税額が含まれるのであるから留</u> <u>意する。</u></p> <p>なお、例えば、以下に掲げる場合のように、建物に係る資本的支出自体 が居住用賃貸建物の課税仕入れ等に該当しない場合、同項の規定は適用さ れないことに留意する。</p> <p>(1) <u>建物に係る資本的支出自体が高額特定資産の仕入れ等を行った場合</u> <u>(法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免</u> <u>除の特例》に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合をいう。)に</u> <u>該当しない場合</u></p> <p>(2) <u>建物に係る資本的支出自体が住宅の貸付けの用に供しないことが明ら</u> <u>かな建物に係る課税仕入れ等に該当する場合</u></p> <p><u>第8節 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の</u> <u>特例</u></p> <p>(国内以外の地域における自己の使用のための資産の輸出等)</p> <p><u>11-8-1 (省略)</u></p> <p><u>(調整対象固定資産に係る資本的支出)</u></p> <p><u>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係</u> <u>る資本的支出は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含ま</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第7節 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の</u> <u>特例</u></p> <p>(国内以外の地域における自己の使用のための資産の輸出等)</p> <p><u>11-7-1 (同左)</u></p> <p><u>(資本的支出)</u></p> <p><u>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係</u> <u>る資本的支出（事業の用に供されている資産の修理、改良等のために支出</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>れるのであるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額が100万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一のものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が2以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>第6節 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の調整</p> <p><u>（課税賃貸用の意義）</u></p> <p>12-6-1 <u>法第35条の2第1項《居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整》の規定は、居住用賃貸建物の全部又は一部を住宅の貸付け（法別表第一第13号《住宅の貸付け》に掲げる住宅の貸付けをいう。以下12-6-1において同じ。）以外の貸付けの用に供した場合にのみ適用されるのであるから、当該建物に関連する資産の譲渡等が別にあったとしても、当該建物の全部又は一部を住宅の貸付け以外の貸付けの用に供しない限り、当該規定は適用されないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（居住用賃貸建物を途中で売却した場合等の法第35条の2第1項の不適用）</u></p> <p>12-6-2 <u>法第35条の2第1項《居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整》の規定は、居住用賃貸建物を同項に規定する第三年度の課税期間の末日において有している場合に適用があるのであるから、当該居住用賃貸建物について除却又は譲渡等があったため、</u></p>	<p><u>した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額をいう。）</u>は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれるのであるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額が100万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一のものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が2以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>（注）（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>当該第三年度の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有していない場合には、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) <u>居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間（同項に規定する調整期間をいう。）に他の者に譲渡した場合は、法第 35 条の 2 第 2 項の規定が適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>第 7 節 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の調整</p> <p>(課税事業者となった場合の棚卸資産の取得価額)</p> <p>12-7-1 法第 36 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定により、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなされる消費税額は、当該課税期間の初日の前日において有する棚卸資産（以下 <u>12-7-1</u> において「期末棚卸資産」という。）のうち免税事業者であった課税期間において取得したものについて、令第 54 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産の取得価額》の規定により、個々の期末棚卸資産の課税仕入れ（特定課税仕入れを除く。以下 <u>12-7-1</u> において同じ。）に係る支払対価の額の合計額により算出する。この場合において、事業者が当該個々の期末棚卸資産の課税仕入れに係る支払対価の額について、所法第 47 条又は法第 29 条《棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法》の規定に基づく評価の方法（所法令第 99 条第 1 項第 2 号又は法法令第 28 条第 1 項第 2 号《低価法》に規定する低価法を除く。）により評価した金額としているときは、これを認める。</p> <p>(課税仕入れ等により取得した棚卸資産の取得価額)</p> <p>12-7-2 (省略)</p> <p>(製作等に係る棚卸資産の取得価額)</p>	<p>第 6 節 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の調整</p> <p>(課税事業者となった場合の棚卸資産の取得価額)</p> <p>12-6-1 法第 36 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定により、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなされる消費税額は、当該課税期間の初日の前日において有する棚卸資産（以下 <u>12-6-1</u> において「期末棚卸資産」という。）のうち免税事業者であった課税期間において取得したものについて、令第 54 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産の取得価額》の規定により、個々の期末棚卸資産の課税仕入れ（特定課税仕入れを除く。以下 <u>12-6-1</u> において同じ。）に係る支払対価の額の合計額により算出する。この場合において、事業者が当該個々の期末棚卸資産の課税仕入れに係る支払対価の額について、所法第 47 条又は法第 29 条《棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法》の規定に基づく評価の方法（所法令第 99 条第 1 項第 2 号又は法法令第 28 条第 1 項第 2 号《低価法》に規定する低価法を除く。）により評価した金額としているときは、これを認める。</p> <p>(課税仕入れ等により取得した棚卸資産の取得価額)</p> <p>12-6-2 (同左)</p> <p>(製作等に係る棚卸資産の取得価額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>12-7-3</u> (省略)</p> <p><u>(免税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整規定の不適用の場合)</u></p> <p><u>12-7-4</u> (省略)</p> <p>(金銭出資により設立した法人が課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p> <p><u>12-7-5</u> (省略)</p> <p>(簡易課税制度選択届出書の効力)</p> <p>13-1-3 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書(以下「簡易課税制度選択届出書」という。)は、課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに同条第5項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(災害等特例申請書の提出期限)</p> <p>13-1-8 法第37条の2第2項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》(同条第7項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の提出期限は、災害その他やむを</p>	<p><u>12-6-3</u> (同左)</p> <p><u>(免税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整規定の不適用の場合)</u></p> <p><u>12-6-4</u> (同左)</p> <p>(金銭出資により設立した法人が課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p> <p><u>12-6-5</u> (同左)</p> <p>(簡易課税制度選択届出書の効力)</p> <p>13-1-3 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書(以下「簡易課税制度選択届出書」という。)は、課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに同条第4項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(災害等特例申請書の提出期限)</p> <p>13-1-8 法第37条の2第2項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》(同条第7項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の提出期限は、災害その他やむを</p>

改 正 後	改 正 前
<p>得ない理由のやんだ日（以下13-1-8及び13-1-9において「災害等のやんだ日」という。）から2月以内となるが、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 災害等のやんだ日が法第37条の2第1項に規定する選択被災課税期間又は同条第6項に規定する不適用被災課税期間の末日の翌日（当該課税期間が、課税事業者に該当する法人の法第45条の2第1項若しくは第2項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受ける課税期間又は課税事業者に該当する個人事業者のその年の12月31日を含む課税期間である場合は、当該末日の翌日から1月を経過した日）以後に到来する場合 法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》の規定による申告書の提出期限</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（中間申告における法第42条と第43条の併用）</p> <p>15-1-2 法第42条第1項又は第4項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、一月中間申告対象期間（同条第1項に規定する「一月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。）又は三月中間申告対象期間（同条第4項に規定する「三月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-11までにおいて同じ。）の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後1月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から2月を経過した日）から2月以内（<u>令第63条の2第1項《申告期限延長法人に係る中間申告等の特例》若しくは第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第46条の2第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内）</u>）に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第42条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》又は法第43条《仮</p>	<p>得ない理由のやんだ日（以下13-1-8及び13-1-9において「災害等のやんだ日」という。）から2月以内となるが、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 災害等のやんだ日が法第37条の2第1項に規定する選択被災課税期間又は同条第6項に規定する不適用被災課税期間の末日の翌日（当該課税期間が課税事業者に該当する個人事業者のその年の12月31日を含む課税期間である場合は、当該末日の翌日から1月を経過した日）以後に到来する場合 法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》の規定による申告書の提出期限</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（中間申告における法第42条と第43条の併用）</p> <p>15-1-2 法第42条第1項又は第4項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、一月中間申告対象期間（同条第1項に規定する「一月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。）又は三月中間申告対象期間（同条第4項に規定する「三月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-11までにおいて同じ。）の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後1月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から2月を経過した日）から2月以内（<u>令第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第46条の4第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内）</u>）に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第42条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》又は法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して</p>

改 正 後	改 正 前
<p>決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して中間申告書を提出することができるのであるから留意する。</p> <p>(申告期限が同一の日となる一月中間申告書の取扱い)</p> <p>15-1-4の2 法第42条第1項《一月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定により中間申告書(法第43条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》)の規定に基づく中間申告書を含む。以下15-1-4の2において同じ。)を提出する場合において、その課税期間開始の日から2月を経過した日の前日までの間に終了した各一月中間申告対象期間に係る中間申告書の提出期限は同一の日となるのであるが、それぞれの一月中間申告対象期間ごとに中間申告書を提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>なお、<u>令第63条の2第1項《申告期限延長法人に係る中間申告等の特例》若しくは第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第46条の2第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》</u>の規定により提出期限が同一の日とされる各一月中間申告対象期間についても同様である。</p> <p>(消費税申告期限延長届出書を提出できる場合)</p> <p>15-2-8 <u>法第45条の2第1項《法人の確定申告書の提出期限の特例》</u>の規定による消費税申告書(同項に規定する消費税申告書をいう。以下15-2-8において同じ。)の提出期限の延長を受けることができる法人は、<u>延長届出書(同項に規定する延長届出書をいう。以下15-2-9までにおいて同じ。)</u>を提出した法人で、<u>法第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》(法第144条の8《確定申告書の提出期限の延長の特例》)において準用する場合を含む。以下15-2-8において同じ。)</u>の規定の適用を受けた法人であって、<u>法第60条第8項《国、地方公共団体等の申告期限の特例等》</u>の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長され</p>	<p>中間申告書を提出することができるのであるから留意する。</p> <p>(申告期限が同一の日となる一月中間申告書の取扱い)</p> <p>15-1-4の2 法第42条第1項《一月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定により中間申告書(法第43条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》)の規定に基づく中間申告書を含む。以下15-1-4の2において同じ。)を提出する場合において、その課税期間開始の日から2月を経過した日の前日までの間に終了した各一月中間申告対象期間に係る中間申告書の提出期限は同一の日となるのであるが、それぞれの一月中間申告対象期間ごとに中間申告書を提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>なお、<u>令第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第46条の4第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》</u>の規定により提出期限が同一の日とされる各一月中間申告対象期間についても同様である。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る法人以外の法人に限られるのであるが、法第 75 条の 2 第 1 項の提出期限の延長の処分を受けていない場合（同条第 8 項の規定により読み替えて準用する法第 75 条第 5 項《確定申告書の提出期限の延長》の規定によりみなされていない場合を含む。）であっても、当該延長届出書は提出できることに留意する。</u></p> <p><u>（注） 法第 45 条の 2 第 2 項の規定の適用についても同様である。</u></p> <p><u>（合併又は分割があった場合の消費税申告期限延長届出書の効力）</u></p> <p><u>15-2-9 合併又は分割があった場合の延長届出書の効力は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 被合併法人が提出した延長届出書の効力は、吸収合併又は新設合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第 45 条の 2 第 1 項又は第 2 項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受けようとするときは、新たに延長届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 分割法人が提出した延長届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けようとするときは、新たに延長届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>（注） 法第 12 条第 7 項第 2 号又は第 3 号《分割等の意義》に該当する分割等により新設分割親法人の事業を引き継いだ新設分割子法人についても同様である。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（死亡した個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書の提出があった場合の死亡届出書の取扱い）</u></p> <p><u>17-1-3 法第 45 条第 2 項若しくは第 3 項《確定申告書を提出すべき個人事業者が死亡した場合の確定申告》又は法第 46 条第 1 項若しくは第 2 項《還付申告書を提出することができる個人事業者が死亡した場合の還付申</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>告》の規定により相続人から申告書の提出があった場合において、令第63条第1項《死亡の場合の確定申告等の特例》の規定により当該申告書に法第45条第1項各号《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告書の記載事項》に掲げる事項のほかに併せて記載すべきこととされている事項を記載した明細書の提出があった場合には、法第57条第1項第4号《個人事業者が死亡した場合の届出》に規定する個人事業者が死亡した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</u></p> <p>(通則法第11条の規定の適用を受けない新設法人等に対する租特法第86条の5第4項から第6項の適用)</p> <p>19-1-3 通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けた者でない被災事業者が、租特法第86条の5第4項、<u>第5項又は第6項</u>《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる日までに、それぞれ同条第4項括弧書、<u>第5項括弧書又は第6項括弧書</u>に規定する届出書を納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 被災事業者が、被災日（事業者が被災事業者となった日をいう。<u>以下19-1-3において同じ。</u>）前又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した<u>場合等</u>の納税義務の免除の特例》に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当していた又は該当することとなった場合 当該該当していた又は該当することとなった場合における高額特定資産の仕入れ等の日（同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日をいう。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日</p> <p>(3) <u>被災事業者が、被災日前又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、租特法第86条の5第6項《納税義</u></p>	<p>(通則法第11条の規定の適用を受けない新設法人等に対する租特法第86条の5第4項<u>及び</u>第5項の適用)</p> <p>19-1-3 通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けた者でない被災事業者が、租特法第86条の5第4項<u>又は</u>第5項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる日までに、それぞれ同条第4項括弧書<u>又は</u>第5項括弧書に規定する届出書を納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 被災事業者が、被災日（事業者が被災事業者となった日をいう。）前又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した<u>場合</u>の納税義務の免除の特例》に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当していた又は該当することとなった場合 当該該当していた又は該当することとなった場合における高額特定資産の仕入れ等の日（同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日をいう。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった場合 当該調整を受けることとなった場合に該当することとなった日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日</u></p> <p>(届出書の記載事項等)</p> <p>19-1-5 租特法第86条の5第1項、第3項、<u>第10項及び第12項</u>《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする事業者に係るこれらの項に規定する届出書については、法第9条第4項《課税事業者の選択》及び法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受け又は適用を受けることをやめようとする開始課税期間を所定の欄に明記するとともに、届出書の参考事項欄又は余白に「特定非常災害の被災事業者である」旨を記載するものとする。</p>	<p>(届出書の記載事項等)</p> <p>19-1-5 租特法第86条の5第1項、第3項、<u>第8項及び第10項</u>《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする事業者に係るこれらの項に規定する届出書については、法第9条第4項《課税事業者の選択》及び法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受け又は適用を受けることをやめようとする開始課税期間を所定の欄に明記するとともに、届出書の参考事項欄又は余白に「特定非常災害の被災事業者である」旨を記載するものとする。</p>

「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>1 納税義務者関係</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書 法第 57 条第 1 項第 2 号の 2 《<u>高額特定資産を取得した場合等</u>の納税義務の免除の特例の適用がある旨の届出》に規定する法第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項《<u>高額特定資産を取得した場合等</u>の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合の届出書は、第 5-(2)号様式の「<u>高額特定資産の取得等</u>に係る課税事業者である旨の届出書」により提出する。</p> <p>(7)～(13) (省略)</p> <p>4 免税関係</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 輸出物品販売場購入物品亡失証明・承認申請書 法第 8 条第 3 項《輸出物品販売場で購入した物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する輸出しないことについての税関長又は税務署長の承認は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の様式により申請する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 令第18条第16項《<u>国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収</u>》の規定により読み替えられた法第 8 条第 3 項本文の承認を受けようとする場合 第18-(2)号様式の「輸出物品販売場購入物品亡失承認申請書(国際第二種貨物利用運送事業者用)」により申請する。</p>	<p>1 納税義務者関係</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 法第 57 条第 1 項第 2 号の 2 《<u>高額特定資産を取得した場合</u>の納税義務の免除の特例の適用がある旨の届出》に規定する法第 12 条の 4 第 1 項《<u>高額特定資産を取得した場合</u>の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合の届出書は、第 5-(2)号様式の「<u>高額特定資産の取得</u>に係る課税事業者である旨の届出書」により提出する。</p> <p>(7)～(13) (同左)</p> <p>4 免税関係</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 輸出物品販売場購入物品亡失証明・承認申請書 法第 8 条第 3 項《輸出物品販売場で購入した物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する輸出しないことについての税関長又は税務署長の承認は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の様式により申請する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 令第18条第12項《<u>国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収</u>》の規定により読み替えられた法第 8 条第 3 項本文の承認を受けようとする場合 第18-(2)号様式の「輸出物品販売場購入物品亡失承認申請書(国際第二種貨物利用運送事業者用)」により申請する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(5)・(6) (省略)</p> <p>(7) <u>輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書</u> 令第18条第6項《<u>購入記録情報の提供</u>》に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報の提供を行う場合の届出は、<u>第20-(3)号様式の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」</u>により提出する。</p> <p>(8) <u>輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書</u> 規則第6条の2第3項《<u>購入記録情報の提供方法等の変更の届出</u>》に規定する輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の記載事項に変更があった場合の届出書は、<u>第20-(4)号様式の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」</u>により提出する。</p> <p>(9) <u>手続委託型輸出物品販売場移転届出書</u> 令第18条の2第3項《<u>特定商業施設内における手続委託型輸出物品販売場移転の届出</u>》に規定する手続委託型輸出物品販売場の許可に係る特定商業施設内においてその販売場を移転する場合の届出書は、<u>第20-(5)号様式の「手続委託型輸出物品販売場移転届出書」</u>により提出する。</p> <p>(10) <u>承認免税手続事業者承認申請書</u> 令第18条の2第7項《<u>承認免税手続事業者の定義</u>》に規定する承認免税手続事業者の承認は、<u>第20-(6)号様式の「承認免税手続事業者承認申請書」</u>により申請する。</p> <p>(11) <u>免税手続カウンター設置場所変更届出書</u> 令第18条の2第14項《<u>特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出</u>》に規定する同条第7項《<u>承認免税手続事業者の定義</u>》の承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転若しくは新たに設置する場合又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止する場合の届出書は、<u>第20-</u></p>	<p>(5)・(6) (同左) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) <u>手続委託型輸出物品販売場移転届出書</u> 令第18条の2第3項《<u>特定商業施設内における手続委託型輸出物品販売場移転の届出</u>》に規定する手続委託型輸出物品販売場の許可に係る特定商業施設内においてその販売場を移転する場合の届出書は、<u>第20-(3)号様式の「手続委託型輸出物品販売場移転届出書」</u>により提出する。</p> <p>(8) <u>承認免税手続事業者承認申請書</u> 令第18条の2第7項《<u>承認免税手続事業者の定義</u>》に規定する承認免税手続事業者の承認は、<u>第20-(4)号様式の「承認免税手続事業者承認申請書」</u>により申請する。</p> <p>(9) <u>免税手続カウンター設置場所変更届出書</u> 令第18条の2第14項《<u>特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出</u>》に規定する同条第6項《<u>承認免税手続事業者の定義</u>》の承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転若しくは新たに設置する場合又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止する場合の届出書は、<u>第20-</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(7)号様式の「免税手続カウンター設置場所変更届出書」により提出する。</p> <p><u>(12) 承認送信事業者承認申請書</u> <u>令第18の4第4項《承認送信事業者の定義》に規定する承認送信事業者の承認は、第20-(8)号様式の「承認送信事業者承認申請書」により申請する。</u></p> <p><u>(13) 承認送信事業者の変更届出書</u> <u>規則第10条の7第4項《承認送信事業者承認申請書の記載事項の変更の届出》に規定する承認送信事業者承認申請書の記載事項に変更があった場合の届出書は、第20-(9)号様式の「承認送信事業者の変更届出書」により提出する。</u></p> <p><u>(14) 臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書</u> <u>法第8条第9項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認》に規定する臨時販売場を設置する事業者の承認は、第20-(10)号様式の「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」により申請する。</u></p> <p><u>(15) 臨時販売場設置届出書</u> <u>法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場を設置する場合の届出書は、第20-(11)号様式の「臨時販売場設置届出書」により提出する。</u></p> <p><u>(16) 臨時販売場変更届出書</u> <u>令第18条の5第5項《臨時販売場の変更の届出》に規定する臨時販売場設置届出書の記載事項に変更があった場合の届出書は、第20-(12)号様式の「臨時販売場変更届出書」により提出する。</u></p> <p><u>(17) 輸出物品販売場廃止届出書</u> <u>令第18条の2第16項《輸出物品販売場の廃止》に規定する輸出物品販売場において法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定の適用を受けることをやめようとする場合の届出書は、第21-(1)号様式の「輸出物品販売場廃止届出書」により提出</u></p>	<p>(5)号様式の「免税手続カウンター設置場所変更届出書」により提出する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) 臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書</u> <u>法第8条第9項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認》に規定する臨時販売場を設置する事業者の承認は、第20-(6)号様式の「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」により申請する。</u></p> <p><u>(11) 臨時販売場設置届出書</u> <u>法第8条第8項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場を設置する場合の届出書は、第20-(7)号様式の「臨時販売場設置届出書」により提出する。</u></p> <p><u>(12) 臨時販売場変更届出書</u> <u>令第18条の4第5項《臨時販売場の変更の届出》に規定する臨時販売場設置届出書の記載事項に変更があった場合の届出書は、第20-(8)号様式の「臨時販売場変更届出書」により提出する。</u></p> <p><u>(13) 輸出物品販売場廃止届出書</u> <u>令第18条の2第16項《輸出物品販売場の廃止》に規定する輸出物品販売場において法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定の適用を受けることをやめようとする場合の届出書は、第21-(1)号様式の「輸出物品販売場廃止届出書」により提出</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>する。</p> <p><u>(18) 承認免税手続事業者不適用届出書</u> 令第18条の2第17項《承認免税手続事業者の承認の不適用》に規定する同条第7項《承認免税手続事業者の定義》の承認に係る特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの全てを廃止しようとする場合の届出書は、第21-(2)号様式の「承認免税手続事業者不適用届出書」により提出する。</p> <p><u>(19) 承認送信事業者不適用届出書</u> 令第18条の4第9項《承認送信事業者の承認の不適用》に規定する同条第1項前段《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》の規定による購入記録情報の提供をやめようとする場合の届出書は、第21-(3)号様式の「承認送信事業者不適用届出書」により提出する。</p> <p><u>(20) 臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書</u> 令第18条の5第6項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の不適用》に規定する臨時販売場の設置をやめようとする場合の届出書は、第21-(4)号様式の「臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書」により提出する。</p> <p>6 申告関係 (1)～(8) (省略)</p> <p><u>(9) 消費税申告期限延長届出書</u> 法第45条の2第1項《法人の確定申告書の提出期限の特例》に規定する延長届出書は、第28-(14)号様式の「消費税申告期限延長届出書」により提出する。</p> <p><u>(10) 消費税申告期限延長不適用届出書</u> 法第45条の2第3項《法人の確定申告書の提出期限の特例の不適用》に規定する確定申告書の提出期限の特例の適用を受けることをやめよ</p>	<p>する。</p> <p><u>(14) 承認免税手続事業者不適用届出書</u> 令第18条の2第17項《承認免税手続事業者の承認の不適用》に規定する同条第6項《承認免税手続事業者の定義》の承認に係る特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの全てを廃止しようとする場合の届出書は、第21-(2)号様式の「承認免税手続事業者不適用届出書」により提出する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(15) 臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書</u> 令第18条の4第6項《臨時販売場を設置する事業者に係る承認の不適用》に規定する臨時販売場の設置をやめようとする場合の届出書は、第21-(3)号様式の「臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書」により提出する。</p> <p>6 申告関係 (1)～(8) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>うとする旨の届出書又は事業を廃止した旨の届出書は、第 28-15号様式の「消費税申告期限延長不適用届出書」により提出する。</u></p> <p>10 特定非常災害関係</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特定非常災害による消費税法第 12 条の 4 第 1 項 <u>(第 2 項)</u> 不適用届出書</p> <p>租特法第 86 条の 5 第 5 項括弧書又は第 6 項括弧書《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する<u>これらの項の規定の適用を受けようとする旨の届出書は、第 41 号様式「特定非常災害による消費税法第 12 条の 4 第 1 項 (第 2 項) 不適用届出書」により提出する。</u></p>	<p>10 特定非常災害関係</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 特定非常災害による消費税法第 12 条の 4 第 1 項不適用届出書</p> <p>租特法第 86 条の 5 第 5 項括弧書《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する<u>同項</u>の規定の適用を受けようとする旨の届出書は、第 41 号様式「特定非常災害による消費税法第 12 条の 4 第 1 項不適用届出書」により提出する。</p>

改 正 後

第1号様式

消費税課税事業者選択届出書

(取受印)

届出者	令和	年	月	日	(フリガナ) 納税地	(〒 - -) (電話番号 - - -)	
						(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(〒 - -) (電話番号 - - -)
						(フリガナ) 名称(屋号)	
						個人番号 又は 法人番号	1 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
						(フリガナ) 氏名	印
						(フリガナ) <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>	印
						(フリガナ) <small>(法人の場合) 代表者住所</small>	(電話番号 - - -)

____税務署長殿

下記のとおり、納税義務の免除の規定の適用を受けないことについて、消費税法第9条第4項の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
上記期間の 基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の 総売上高 円
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高 円
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 年 月 日
	事業内容	法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
参考事項	届出区分	事業開始・設立・相続・合併・分割・特別会計・その他
	税理士署名押印	印 (電話番号 - - -)

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日
	通信日付印	確認印	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	年 月 日			確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第1号様式

消費税課税事業者選択届出書

(取受印)

届出者	平成	年	月	日	(フリガナ) 納税地	(〒 - -) (電話番号 - - -)	
						(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(〒 - -) (電話番号 - - -)
						(フリガナ) 名称(屋号)	
						個人番号 又は 法人番号	1 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
						(フリガナ) 氏名	印
						(フリガナ) <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>	印
						(フリガナ) <small>(法人の場合) 代表者住所</small>	(電話番号 - - -)

____税務署長殿

下記のとおり、納税義務の免除の規定の適用を受けないことについて、消費税法第9条第4項の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
上記期間の 基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の 総売上高 円
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高 円
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成 年 月 日
	事業内容	法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
参考事項	届出区分	事業開始・設立・相続・合併・分割・特別会計・その他
	税理士署名押印	印 (電話番号 - - -)

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日
	通信日付印	確認印	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	年 月 日			確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第2号様式

消費税課税事業者選択不適用届出書

(収受印)

届 出 者	金和 年 月 日	(フリガナ)	
	納 税 地	(〒 -)	(電話番号 - -)
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	(フリガナ)	印
	個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

____ 税務署長殿

下記のとおり、課税事業者を選択することをやめたいので、消費税法第9条第5項の規定により届出します。

①	この届出の適用 開始課税期間	自 平成 金和 年 月 日	至 平成 金和 年 月 日	
②	①の基準期間	自 平成 金和 年 月 日	至 平成 金和 年 月 日	
③	②の課税売上高	円		

※ この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、①の課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、①の課税期間の納税義務は免除されないこととなります。詳しくは、裏面をご覧ください。

課税事業者 となった日	平成 金和 年 月 日	課税事業者 となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間 中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない。	はい <input type="checkbox"/>
事業を廃止した 場合の廃止した日	平成 金和 年 月 日		
提出要件の確認	※ この届出書を提出した課税期間が、課税事業者となった日から2年を経過する日までに開始した各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。		
参 考 事 項			
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号						
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		
	通信日付印	年 月 日	確認印	番号 確認	身元 確認	济 未济	確認 書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第2号様式

消費税課税事業者選択不適用届出書

(収受印)

届 出 者	平成 年 月 日	(フリガナ)	
	納 税 地	(〒 -)	(電話番号 - -)
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	(フリガナ)	印
	個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

____ 税務署長殿

下記のとおり、課税事業者を選択することをやめたいので、消費税法第9条第5項の規定により届出します。

①	この届出の適用 開始課税期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
②	①の基準期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
③	②の課税売上高	円		

※ この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、①の課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、①の課税期間の納税義務は免除されないこととなります。詳しくは、裏面をご覧ください。

課税事業者 となった日	平成 年 月 日	課税事業者 となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間 中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない。	はい <input type="checkbox"/>
事業を廃止した 場合の廃止した日	平成 年 月 日		
提出要件の確認	※ この届出書を提出した課税期間が、課税事業者となった日から2年を経過する日までに開始した各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。		
参 考 事 項			
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号						
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		
	通信日付印	年 月 日	確認印	番号 確認	身元 確認	济 未济	確認 書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第3-1号様式

基準期間用

消費税課税事業者届出書

令和 年 月 日	届	(フリガナ) 納税地	(〒 -)
			(電話番号 - -)
	出	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(〒 -)
			(電話番号 - -)
	者	(フリガナ) 名称(屋号)	
		個人番号 又は 法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>			印
(フリガナ) 代表者住所 <small>(法人の場合)</small>			(電話番号 - -)

下記のとおり、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
上記期間の 基準期間	自 平成 年 月 日 左記期間の 総売上高 円 至 平成 年 月 日 左記期間の 課税売上高 円
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人) 明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 年 月 日 法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
参考事項	事業内容 届出区分 相続・合併・分割等・その他 税理士署名押印 (電話番号 - -) 印

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号				
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	済 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第3-1号様式

基準期間用

消費税課税事業者届出書

平成 年 月 日	届	(フリガナ) 納税地	(〒 -)
			(電話番号 - -)
	出	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(〒 -)
			(電話番号 - -)
	者	(フリガナ) 名称(屋号)	
		個人番号 又は 法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>			印
(フリガナ) 代表者住所 <small>(法人の場合)</small>			(電話番号 - -)

下記のとおり、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
上記期間の 基準期間	自 平成 年 月 日 左記期間の 総売上高 円 至 平成 年 月 日 左記期間の 課税売上高 円
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人) 明治・2大正・3昭和・4平成 年 月 日 法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
参考事項	事業内容 届出区分 相続・合併・分割等・その他 税理士署名押印 (電話番号 - -) 印

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号				
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	済 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第3-②号様式

特定期間用

消費税課税事業者届出書

届出者	令和 年 月 日	(フリガナ)	(〒 -)
	届	納税地	(電話番号 - -)
	出	(フリガナ)	(〒 -)
	者	住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		名称(屋号)	
		個人番号 又は 法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	(フリガナ)		
	氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>		印
	(フリガナ)		
	(法人の場合) 代表者住所		(電話番号 - -)
____ 税務署長殿			

下記のとおり、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
上記期間の 特定期間	自 平成 年 月 日	左記期間の 総売上高	円	
	至 令和 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円	
		左記期間の 給与等支払額	円	
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 年 月 日	法人のみ記載 資本金	円
	事業内容			
参考事項		税理士 署名 押印	印 (電話番号 - -)	

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	済 <input type="checkbox"/> 済 未済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()			

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第3-②号様式

特定期間用

消費税課税事業者届出書

届出者	平成 年 月 日	(フリガナ)	(〒 -)
	届	納税地	(電話番号 - -)
	出	(フリガナ)	(〒 -)
	者	住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		名称(屋号)	
		個人番号 又は 法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	(フリガナ)		
	氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>		印
	(フリガナ)		
	(法人の場合) 代表者住所		(電話番号 - -)
____ 税務署長殿			

下記のとおり、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			
上記期間の 特定期間	自 平成 年 月 日	左記期間の 総売上高	円	
	至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円	
		左記期間の 給与等支払額	円	
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成 年 月 日	法人のみ記載 資本金	円
	事業内容			
参考事項		税理士 署名 押印	印 (電話番号 - -)	

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	済 <input type="checkbox"/> 済 未済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 書類 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()			

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第4号様式



相続・合併・分割等があったことにより
課税事業者となる場合の付表

届出者	納税地	
	氏名又は名称	印

① 相続の場合(分割相続 有・無)

被相続人の	納税地	所轄署 ()
	氏名	
	事業内容	

② 合併の場合(設立合併・吸収合併)

i 被合併法人の	納税地	所轄署 ()
	名称	
	事業内容	
ii 被合併法人の	納税地	所轄署 ()
	名称	
	事業内容	

③ 分割等の場合(新設分割・現物出資・事後設立・吸収分割)

i 分割親法人の	納税地	所轄署 ()
	名称	
	事業内容	
ii 分割親法人の	納税地	所轄署 ()
	名称	
	事業内容	

基準期間の課税売上高

課税事業者となる 課税期間の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
上記期間の	① 相続人	円
	② 合併法人の課税売上高	
	③ 分割子法人	
の	① 被相続人	円
	② 被合併法人の課税売上高	
	③ 分割親法人	
合計		円

- 注意
1. 相続により事業場ごとに分割承継した場合は、自己の相続した事業場に係る部分の被相続人の課税売上高を記入してください。
 2. ①、②及び③のかつこ書については該当する項目に○を付します。
 3. 「分割親法人」とは、分割等を行った法人をいい、「分割子法人」とは、新設分割、現物出資又は事後設立により設立された法人若しくは吸収分割により営業を承継した法人をいいます。
 4. 元号は、該当する箇所に○を付します。

改 正 前

第4号様式



相続・合併・分割等があったことにより
課税事業者となる場合の付表

届出者	納税地	
	氏名又は名称	印

① 相続の場合(分割相続 有・無)

被相続人の	納税地	所轄署 ()
	氏名	
	事業内容	

② 合併の場合(設立合併・吸収合併)

i 被合併法人の	納税地	所轄署 ()
	名称	
	事業内容	
ii 被合併法人の	納税地	所轄署 ()
	名称	
	事業内容	

③ 分割等の場合(新設分割・現物出資・事後設立・吸収分割)

i 分割親法人の	納税地	所轄署 ()
	名称	
	事業内容	
ii 分割親法人の	納税地	所轄署 ()
	名称	
	事業内容	

基準期間の課税売上高

課税事業者となる 課税期間の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
上記期間の	① 相続人	円
	② 合併法人の課税売上高	
	③ 分割子法人	
の	① 被相続人	円
	② 被合併法人の課税売上高	
	③ 分割親法人	
合計		円

- 注意
1. 相続により事業場ごとに分割承継した場合は、自己の相続した事業場に係る部分の被相続人の課税売上高を記入してください。
 2. ①、②及び③のかつこ書については該当する項目に○を付します。
 3. 「分割親法人」とは、分割等を行った法人をいい、「分割子法人」とは、新設分割、現物出資又は事後設立により設立された法人若しくは吸収分割により営業を承継した法人をいいます。

改 正 後

第5号様式

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

令和 年 月 日		(フリガナ)	(〒 -)
届 出 者	納 税 地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	氏名又は 名称及び 代表者氏名		印
	個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

下記のとおり、納税義務がなくなりましたので、消費税法第57条第1項第2号の規定により届出します。

①	この届出の適用 開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
②	①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	②の課税売上高	円

※1 この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、①の課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、①の課税期間の納税義務は免除されないこととなります。
2 高額特定資産の仕入れ等を行った場合に、消費税法第12条の4第1項の適用がある課税期間については、当該課税期間の基準期間の課税売上高が1千万円以下となった場合であっても、その課税期間の納税義務は免除されないこととなります。
（詳しくは、裏面をご覧ください。）

納 税 義 務 者 と な っ た 日	平成 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	確認 書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()				

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第5号様式

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

平成 年 月 日		(フリガナ)	(〒 -)
届 出 者	納 税 地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	氏名又は 名称及び 代表者氏名		印
	個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

下記のとおり、納税義務がなくなりましたので、消費税法第57条第1項第2号の規定により届出します。

①	この届出の適用 開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	②の課税売上高	円

※1 この届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、①の課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、①の課税期間の納税義務は免除されないこととなります。
2 高額特定資産の仕入れ等を行った場合に、消費税法第12条の4第1項の適用がある課税期間については、当該課税期間の基準期間の課税売上高が1千万円以下となった場合であっても、その課税期間の納税義務は免除されないこととなります。
（詳しくは、裏面をご覧ください。）

納 税 義 務 者 と な っ た 日	平成 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	確認 書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()				

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第5-②号様式

高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書

(取受印)

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(千 ー)
			(電話番号 ー ー)
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
_____ 税務署長殿		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、消費税法第12条の4第1項又は第2項の規定の適用を受ける課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となったので、消費税法第57条第1項第2号の2の規定により届出します。

届出者の行う 事業の内容	
-----------------	--

この届出の適用
対象課税期間 ※消費税法第12条の4第1項又は第2項の規定が適用される課税期間で基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった課税期間を記載してください。

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

上記課税期間の 基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円
-----------------	--------------------------	----------------	---

該当する資産の 区 分 等 <small>(該当する資産の区分 に応じて記載してくだ さい。)</small>	<input type="checkbox"/> ①高額特定資産 (②に該当するものを除く)	高額特定資産の仕入れ等の日 平成 年 月 日	高額特定資産の内容	
	<input type="checkbox"/> ②自己建設高額特定資産	自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった日 平成 年 月 日		
		建設等の完了予定時期	自己建設高額特定資産の内容	
		平成 年 月 日		

※消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、次のとおり記載してください。
1 「高額特定資産の仕入れ等の日」及び「自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとな
った日」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた課税期間の初日」と読み替える。
2 「自己建設高額特定資産」を、「調整対象自己建設高額資産」と読み替える。

参 考 事 項	
---------	--

税理士署名押印	印 (電話番号 ー ー)
---------	------------------

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号確認			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第5-②号様式

高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書

(取受印)

平成 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(千 ー)
			(電話番号 ー ー)
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
_____ 税務署長殿		法人番号	

下記のとおり、消費税法第12条の4第1項の規定の適用を受ける課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となったので、消費税法第57条第1項第2号の2の規定により届出します。

届出者の行う 事業の内容	
-----------------	--

この届出の適用
対象課税期間 ※消費税法第12条の4第1項の規定が適用される課税期間で基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった課税期間を記載してください。

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

上記課税期間の 基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円
-----------------	--------------------------	----------------	---

該当する資産の 区 分 等 <small>(該当する資産の区分 に応じて記載してくだ さい。)</small>	<input type="checkbox"/> ①高額特定資産 (②に該当するものを除く)	高額特定資産の仕入れ等の日 平成 年 月 日	高額特定資産の内容	
	<input type="checkbox"/> ②自己建設高額特定資産	自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった日 平成 年 月 日		
		建設等の完了予定時期	自己建設高額特定資産の内容	
		平成 年 月 日		

参 考 事 項	
---------	--

税理士署名押印	印 (電話番号 ー ー)
---------	------------------

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号確認			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第6号様式

事業廃止届出書

(収受印)

届出者	令和	年	月	日	(フリガナ) 納税地 (〒 -) (電話番号 - -)
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印				
	_____ 税務署長殿				
	個人番号 又は 法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。			

下記のとおり、事業を廃止したので、消費税法第57条第1項第3号の規定により届出します。

事業廃止年月日	令和 年 月 日
納税義務者となった年月日	平成 令和 年 月 日

参 考 事 項	
---------	--

税理士署名押印	印 (電話番号 - -)
---------	------------------

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第6号様式

事業廃止届出書

(収受印)

届出者	平成	年	月	日	(フリガナ) 納税地 (〒 -) (電話番号 - -)
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印				
	_____ 税務署長殿				
	個人番号 又は 法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。			

下記のとおり、事業を廃止したので、消費税法第57条第1項第3号の規定により届出します。

事業廃止年月日	平成 年 月 日
納税義務者となった年月日	平成 年 月 日

参 考 事 項	
---------	--

税理士署名押印	印 (電話番号 - -)
---------	------------------

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第7号様式

個人事業者の死亡届出書

(受付印)		令和 年 月 日		(フリガナ)		(〒 -)	
届出者	住所又は居所	(電話番号 - -)					
		(フリガナ)					
	氏名						印
税務署長殿		個人番号					
下記のとおり、事業者が死亡したので、消費税法第57条第1項第4号の規定により届出します。							
死亡年月日		令和 年 月 日					
死亡した事業者	納税地						
	氏名						
届出人と死亡した事業者との関係							
参考事項	事業承継の有無		有 ・ 無				
	事業承継者	住所又は居所	(電話番号 - -)				
		氏名					
税理士署名押印		印 (電話番号 - -)					
※税務署処理欄	整理番号	部門番号					
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	
	番号確認	身元確認	確認書類		個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済					

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第7号様式

個人事業者の死亡届出書

(受付印)		平成 年 月 日		(フリガナ)		(〒 -)	
届出者	住所又は居所	(電話番号 - -)					
		(フリガナ)					
	氏名						印
税務署長殿		個人番号					
下記のとおり、事業者が死亡したので、消費税法第57条第1項第4号の規定により届出します。							
死亡年月日		平成 年 月 日					
死亡した事業者	納税地						
	氏名						
届出人と死亡した事業者との関係							
参考事項	事業承継の有無		有 ・ 無				
	事業承継者	住所又は居所	(電話番号 - -)				
		氏名					
税理士署名押印		印 (電話番号 - -)					
※税務署処理欄	整理番号	部門番号					
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	
	番号確認	身元確認	確認書類		個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済					

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第 8 号様式

合併による法人の消滅届出書

(フリガナ)		(〒 -)	
届 出 者	納 税 地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印	
	法 人 番 号		

下記のとおり、合併により法人が消滅したので、消費税法第57条第1項第5号の規定により届出します。

合 併 年 月 日	合 併 年 月 日
被 合 併 法 人	納 税 地
	名 称
	代 表 者 氏 名
合 併 の 形 態	設 立 合 併 ・ 吸 取 合 併
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第 8 号様式

合併による法人の消滅届出書

(フリガナ)		(〒 -)	
届 出 者	納 税 地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印	
	法 人 番 号		

下記のとおり、合併により法人が消滅したので、消費税法第57条第1項第5号の規定により届出します。

合 併 年 月 日	合 併 年 月 日
被 合 併 法 人	納 税 地
	名 称
	代 表 者 氏 名
合 併 の 形 態	設 立 合 併 ・ 吸 取 合 併
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第9号様式

消費税納税管理人届出書

令和 年 月 日		届 出 者		(フリガナ) 納税地 (〒 -) (電話番号 - -)
		税務署長殿		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印 個人番号 又は 法人番号 <small>！ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</small>
下記のとおり、消費税の納税管理人を定めたので、届出します。				
納 税 管 理 人	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地 (電話番号 - -)		印	
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 届出者との 続柄(関係) 職業又は 事業内容		印	
法の施行地外における住所又は居所となるべき場所				
納税管理人を定めた理由				
参 考 事 項				
税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 - -)				

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	台帳整理	年 月 日		
番号 確認	身元 確認	□ 済 □ 未済	確認 書類 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証

- 注意
- この届出書は、納税義務者の納税地の所轄税務署長に提出してください。
 - 「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内に住所又は居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。
 - 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第9号様式

消費税納税管理人届出書

平成 年 月 日		届 出 者		(フリガナ) 納税地 (〒 -) (電話番号 - -)
		税務署長殿		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印 個人番号 又は 法人番号 <small>！ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</small>
下記のとおり、消費税の納税管理人を定めたので、届出します。				
納 税 管 理 人	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地 (電話番号 - -)		印	
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 届出者との 続柄(関係) 職業又は 事業内容		印	
法の施行地外における住所又は居所となるべき場所				
納税管理人を定めた理由				
参 考 事 項				
税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 - -)				

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	台帳整理	年 月 日		
番号 確認	身元 確認	□ 済 □ 未済	確認 書類 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証

- 注意
- この届出書は、納税義務者の納税地の所轄税務署長に提出してください。
 - 「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内に住所又は居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。
 - 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第10号様式

消費税納税管理人解任届出書

届出者 税務署長殿	金和 年 月 日	(フリガナ)	
	届 納税地	(〒 -)	(電話番号 - -)
	出 (フリガナ)		
	者 氏名又は名称及び代表者氏名		印
		個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

下記のとおり、平成 年 月 日に届出した納税管理人を解任したので、届出します。

解任した納税管理人	(フリガナ)	
	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)
納税地	(フリガナ)	
	氏名又は名称及び代表者氏名	印
現在の納税地		
選任していたときの納税地		
納税管理人を解任した理由		
参考事項		
税理士署名押印		(電話番号 - -) 印

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
番号確認	身元確認	済	済	済	済	済	済	済
		未済	未済	未済	未済	未済	未済	未済

- 注意
- この届出書は、さきに選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。
 - この届出書は、次により記載した税務署長に提出してください。「納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一のときは、「現在の納税地」欄にその納税地を書いてその納税地の所轄税務署長に提出します。また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を書いてそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出します。この場合、「消費税異動届出書(第11号様式)」を提出する必要はありません。
 - 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第10号様式

消費税納税管理人解任届出書

届出者 税務署長殿	正成 年 月 日	(フリガナ)	
	届 納税地	(〒 -)	(電話番号 - -)
	出 (フリガナ)		
	者 氏名又は名称及び代表者氏名		印
		個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

下記のとおり、平成 年 月 日に届出した納税管理人を解任したので、届出します。

解任した納税管理人	(フリガナ)	
	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)
納税地	(フリガナ)	
	氏名又は名称及び代表者氏名	印
現在の納税地		
選任していたときの納税地		
納税管理人を解任した理由		
参考事項		
税理士署名押印		(電話番号 - -) 印

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
番号確認	身元確認	済	済	済	済	済	済	済
		未済	未済	未済	未済	未済	未済	未済

- 注意
- この届出書は、さきに選任していた納税管理人を解任した場合に提出するものです。
 - この届出書は、次により記載した税務署長に提出してください。「納税地」欄は、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と同一のときは、「現在の納税地」欄にその納税地を書いてその納税地の所轄税務署長に提出します。また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄及び「現在の納税地」欄にそれぞれの納税地を書いてそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出します。この場合、「消費税異動届出書(第11号様式)」を提出する必要はありません。
 - 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第10 - ②号様式

消費税の新設法人に該当する旨の届出書

収受印

届出者	金和 年 月 日	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 本 店 又 は 主たる事務所の所在地 (〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 名 称
		法 人 番 号
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名 印
		(フリガナ) 代 表 者 住 所 (電話番号 - -)
	税務署長殿	

下記のとおり、消費税法第12条の2第1項の規定による新設法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。

消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 金和 年 月 日

上記の日における資本金の額又は出資の金額

事業内容等	設立年月日	平成 年 月 日
	事業年度	自 月 日 至 月 日
	事業内容	

参 考 事 項 「消費税課税期間特例選択・変更届出書」の提出の有無【有（・・）・無】

税理士署名押印 印
(電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第10 - ②号様式

消費税の新設法人に該当する旨の届出書

収受印

届出者	平成 年 月 日	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 本 店 又 は 主たる事務所の所在地 (〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 名 称
		法 人 番 号
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名 印
		(フリガナ) 代 表 者 住 所 (電話番号 - -)
	税務署長殿	

下記のとおり、消費税法第12条の2第1項の規定による新設法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。

消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 平成 年 月 日

上記の日における資本金の額又は出資の金額

事業内容等	設立年月日	平成 年 月 日
	事業年度	自 月 日 至 月 日
	事業内容	

参 考 事 項 「消費税課税期間特例選択・変更届出書」の提出の有無【有（・・）・無】

税理士署名押印 印
(電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第10-(3)号様式

消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

令和 年 月 日		(フリガナ)		(〒 -)		
届 納 税 地		(フリガナ)		(電話番号 - -)		
		名称及び代表者氏名		印		
税務署長殿		(フリガナ)		(電話番号 - -)		
法人番号						
下記のとおり、消費税法第12条の3第1項の規定による特定新規設立法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。						
消費税の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日		令和 年 月 日				
事業内容等	設立年月日	平成 年 月 日				
	事業年度	自 月 日 至 月 日				
	事業内容					
イ	特定要件の判定	①	特定要件の判定の基礎となった他の者	納税地等		
		氏名又は名称				
	保有割合	②	①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額	株 (円)	③のうち、①の者が直接又は間接に保有する割合 (②/③×100)	%
		③	新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額	株 (円)		
ロ	基準期間に相当する期間の課税売上高	納税地等				
		氏名又は名称				
	基準期間に相当する期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日				
	基準期間に相当する期間の課税売上高	円				
上記イ④の割合が50%を超え、かつ、ロの基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超えている場合には、特定新規設立法人に該当しますので、この届出書の提出が必要となります。						
参 考 事 項						
税理士署名押印		印				
		(電話番号 - -)				
整理番号	部門番号		番号確認			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第10-(3)号様式

消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

平成 年 月 日		(フリガナ)		(〒 -)		
届 納 税 地		(フリガナ)		(電話番号 - -)		
		名称及び代表者氏名		印		
税務署長殿		(フリガナ)		(電話番号 - -)		
法人番号						
下記のとおり、消費税法第12条の3第1項の規定による特定新規設立法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。						
消費税の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日		平成 年 月 日				
事業内容等	設立年月日	平成 年 月 日				
	事業年度	自 月 日 至 月 日				
	事業内容					
イ	特定要件の判定	①	特定要件の判定の基礎となった他の者	納税地等		
		氏名又は名称				
	保有割合	②	①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額	株 (円)	③のうち、①の者が直接又は間接に保有する割合 (②/③×100)	%
		③	新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額	株 (円)		
ロ	基準期間に相当する期間の課税売上高	納税地等				
		氏名又は名称				
	基準期間に相当する期間	自 年 月 日 至 年 月 日				
	基準期間に相当する期間の課税売上高	円				
上記イ④の割合が50%を超え、かつ、ロの基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超えている場合には、特定新規設立法人に該当しますので、この届出書の提出が必要となります。						
参 考 事 項						
税理士署名押印		印				
		(電話番号 - -)				
整理番号	部門番号		番号確認			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第11号様式

消費税異動届出書

令和 年 月 日		(フリガナ)	
届出者	住所又は居所、本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)	
			印
個人番号又は法人番号	! 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。		

下記のとおり、消費税の納税地等に異動がありましたので、届出します。

異動の内容	異動年月日	令和 年 月 日
	異動前の納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
	異動後の納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
	納税地以外の異動事項	異動事項 異動前 異動後
参考事項		
税理士署名押印 (電話番号 - -) 印		

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日
	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード/通知カード・運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()

- 注意 1. この届出書は、納税地、住所又は居所、本店又は主たる事務所の所在地、名称又は屋号、代表者氏名、代表者の住所、事業年度、資本金に異動があったとき又は公共法人等が定款等に定める会計年度等を変更し、若しくは新たに会計年度等を定めるときに提出してください。
2. 納税地の異動の場合には、異動前の納税地の所轄税務署長に提出してください。
3. 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
4. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第11号様式

消費税異動届出書

平成 年 月 日		(フリガナ)	
届出者	住所又は居所、本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)	
			印
個人番号又は法人番号	! 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。		

下記のとおり、消費税の納税地等に異動がありましたので、届出します。

異動の内容	異動年月日	平成 年 月 日
	異動前の納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
	異動後の納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
	納税地以外の異動事項	異動事項 異動前 異動後
参考事項		
税理士署名押印 (電話番号 - -) 印		

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日
	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード/通知カード・運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()

- 注意 1. この届出書は、納税地、住所又は居所、本店又は主たる事務所の所在地、名称又は屋号、代表者氏名、代表者の住所、事業年度、資本金に異動があったとき又は公共法人等が定款等に定める会計年度等を変更し、若しくは新たに会計年度等を定めるときに提出してください。
2. 納税地の異動の場合には、異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長に提出してください。
3. 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
4. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第12号様式

消費税会計年度等届出書

(フリガナ)		(〒 -)	
届 出 書 _____ 税務署長殿	納 税 地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印	
	法 人 番 号		
_____ 税務署長殿			
下記のとおり、会計年度等を定めたので、消費税法施行令第3条第2項の規定により届出します。			
定めた会計年度等	自 月 日 至 月 日		
設 立 年 月 日	年 月 日		
課 税 資 産 の 譲 渡 等 を 開 始 し た 日	令和 年 月 日		
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 内 容			
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)		

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印			

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第12号様式

消費税会計年度等届出書

(フリガナ)		(〒 -)	
届 出 書 _____ 税務署長殿	納 税 地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印	
	法 人 番 号		
_____ 税務署長殿			
下記のとおり、会計年度等を定めたので、消費税法施行令第3条第2項の規定により届出します。			
定めた会計年度等	自 月 日 至 月 日		
設 立 年 月 日	年 月 日		
課 税 資 産 の 譲 渡 等 を 開 始 し た 日	平成 年 月 日		
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 内 容			
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)		

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印			

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第13号様式

消費 税 課 税 期 間 特 例 選 択 届 出 書
変 更

(受印)

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)			
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印			
		法 人 番 号 <small>注 個人の方は個人番号の記載は不要です</small>			
		____ 税務署長殿			
下記のとおり、消費税法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号又は第4号の2に規定する課税期間に短縮又は変更したいので、届出します。					
事 業 年 度	自 月 日 至 月 日				
適 用 開 始 日 又 は 変 更 日	令和 年 月 日				
適 用 又 は 変 更 後 の 課 税 期 間	三月ごとの期間に短縮する場合		一月ごとの期間に短縮する場合		
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
変更前の課税期間特例選択・変更届出書の提出日	平成 年 月 日				
変更前の課税期間特例の適用開始日	令和 年 月 日				
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)				

※ 税 務 署 处 理 欄	整理番号	部門番号	番号確認		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
	通信日付印	年 月 日	確認印		年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第13号様式

消費 税 課 税 期 間 特 例 選 択 届 出 書
変 更

(受印)

平成 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)			
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印			
		法 人 番 号 <small>注 個人の方は個人番号の記載は不要です</small>			
		____ 税務署長殿			
下記のとおり、消費税法第19条第1項第3号、第3号の2、第4号又は第4号の2に規定する課税期間に短縮又は変更したいので、届出します。					
事 業 年 度	自 月 日 至 月 日				
適 用 開 始 日 又 は 変 更 日	平成 年 月 日				
適 用 又 は 変 更 後 の 課 税 期 間	三月ごとの期間に短縮する場合		一月ごとの期間に短縮する場合		
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで	月 日 から 月 日まで
変更前の課税期間特例選択・変更届出書の提出日	平成 年 月 日				
変更前の課税期間特例の適用開始日	平成 年 月 日				
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)				

※ 税 務 署 处 理 欄	整理番号	部門番号	番号確認		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
	通信日付印	年 月 日	確認印		年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第14号様式

消費税課税期間特例選択不適用届出書

令和 年 月 日		届 出 者		(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)	印
____ 税務署長殿		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		印	
		法人番号		※ 欄上の方は個人番号の記載は不要です。	
下記のとおり、課税期間の短縮の適用をやめたいので、消費税法第19条第3項の規定により届出します。					
事 業 年 度	自 月 日		至 月 日		
特 例 選 択 不 適 用 の 開 始 日	令和 年 月 日				
短 縮 の 適 用 を 受 け て いた 課 税 期 間	三月ごとの期間に短縮していた場合		一月ごとの期間に短縮していた場合		
	月 日 から 月 日まで		月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
	月 日 から 月 日まで		月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
	選 択 ・ 変 更 届 出 書 の 提 出 日	平成 令和 年 月 日			
課 税 期 間 短 縮 ・ 変 更 の 適 用 開 始 日	平成 令和 年 月 日				
事 業 を 廃 止 し た 場 合 の 廃 止 し た 日	令和 年 月 日				
個人番号		※ 事業を廃止した場合には記載してください。			
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印		印 (電話番号 - -)			

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	確認印	番号確認	身元確認	済	未済	個人番号「-」/通知「-」・運転免許証 その他()	
	年 月 日							

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第14号様式

消費税課税期間特例選択不適用届出書

平成 年 月 日		届 出 者		(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)	印
____ 税務署長殿		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		印	
		法人番号		※ 欄上の方は個人番号の記載は不要です。	
下記のとおり、課税期間の短縮の適用をやめたいので、消費税法第19条第3項の規定により届出します。					
事 業 年 度	自 月 日		至 月 日		
特 例 選 択 不 適 用 の 開 始 日	平成 年 月 日				
短 縮 の 適 用 を 受 け て いた 課 税 期 間	三月ごとの期間に短縮していた場合		一月ごとの期間に短縮していた場合		
	月 日 から 月 日まで		月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
	月 日 から 月 日まで		月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
			月 日 から 月 日まで		
	選 択 ・ 変 更 届 出 書 の 提 出 日	平成 年 月 日			
課 税 期 間 短 縮 ・ 変 更 の 適 用 開 始 日	平成 年 月 日				
事 業 を 廃 止 し た 場 合 の 廃 止 し た 日	平成 年 月 日				
個人番号		※ 事業を廃止した場合には記載してください。			
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印		印 (電話番号 - -)			

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	確認印	番号確認	身元確認	済	未済	個人番号「-」/通知「-」・運転免許証 その他()	
	年 月 日							

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第15号様式

郵便物輸出証明申請書

取受印			
令和 年 月 日	申 請 書 (フリガナ)	(〒 -)	
	住 所 等	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
税関長殿	氏名又は名称及び代表者氏名	印	
下記物品について、郵便物として輸出されたものであることの証明を受けたいので、申請します。			
受 取 人	住 所 等		
	氏名又は名称		
郵 便 物 の 内 容	品 名	数 量	価 額 円
		合 計	
個数	個	差 出 年 月 日	令和 年 月 日
税関審査印	※	参考事項	

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。
 2. 郵便物を同一受取人に2個以上に分けて差し出す場合には、その合計個数を「個数」欄に記載してください。
 3. ※印欄は、記載しないでください。

改正前

第15号様式

郵便物輸出証明申請書

取受印			
平成 年 月 日	申 請 書 (フリガナ)	(〒 -)	
	住 所 等	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
税関長殿	氏名又は名称及び代表者氏名	印	
下記物品について、郵便物として輸出されたものであることの証明を受けたいので、申請します。			
受 取 人	住 所 等		
	氏名又は名称		
郵 便 物 の 内 容	品 名	数 量	価 額 円
		合 計	
個数	個	差 出 年 月 日	平成 年 月 日
税関審査印	※	参考事項	

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。
 2. 郵便物を同一受取人に2個以上に分けて差し出す場合には、その合計個数を「個数」欄に記載してください。
 3. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 後

第16号様式

海外旅行者が出国に際して携帯する物品の購入者誓約書

購 入 物 品	品 名	規 格 ・ 銘 柄	数 量	購 入 単 価	価 額
販 売 場	納 税 地				
	所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称				
渡 航 年 月 日	令和 年 月 日				
旅 券 番 号					
渡 航 先					
渡 航 目 的					
渡 航 方 法					
渡 航 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日				
贈 答 先	住 所 又 は 勤 務 先				
	氏 名 又 は 名 称				
参 考 事 項					
<p>今般海外旅行するに際して携帯する上記物品については、次のとおり使用することを誓約します。</p> <p>① 上記贈答先に贈答し、帰国の際には携帯しない。</p> <p>② 渡航先において2年以上使用（又は消費）する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所又は居所 電話番号 職 業 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

- 注意 1. 不要な文字は二重線で抹消してください。
 2. この誓約書は購入先に交付してください。
 3. 「購入物品」欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

改 正 前

第16号様式

海外旅行者が出国に際して携帯する物品の購入者誓約書

購 入 物 品	品 名	規 格 ・ 銘 柄	数 量	購 入 単 価	価 額
販 売 場	納 税 地				
	所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称				
渡 航 年 月 日	平成 年 月 日				
旅 券 番 号					
渡 航 先					
渡 航 目 的					
渡 航 方 法					
渡 航 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日				
贈 答 先	住 所 又 は 勤 務 先				
	氏 名 又 は 名 称				
参 考 事 項					
<p>今般海外旅行するに際して携帯する上記物品については、次のとおり使用することを誓約します。</p> <p>① 上記贈答先に贈答し、帰国の際には携帯しない。</p> <p>② 渡航先において2年以上使用（又は消費）する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所又は居所 電話番号 職 業 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

- 注意 1. 不要な文字は二重線で抹消してください。
 2. この誓約書は購入先に交付してください。
 3. 「購入物品」欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

改 正 後

第17号様式

輸 出 証 明 申 請 書

令和 年 月 日 申 請 者 _____税関長殿		(フリガナ) _____ (〒 -) 住 所 又 は 居 所 _____ (電話番号 - -)	(フリガナ) _____ 氏 名 _____ 印	
		(フリガナ) _____ (〒 -) 住 所 又 は 居 所 _____ (電話番号 - -)		
下記物品について、今般出国（海外渡航）するに際し携帯したものであることの証明を受けたいので、申請します。				
携帯した物品	品 名	規 格・銘 柄	製 品 番 号	数 量
購 入 先	住 所 (所在場所)			
	納 税 地			
	氏 名 又 は 名 称			
渡 航 年 月 日	令和 年 月 日			
旅 券 番 号				
渡 航 先				
渡 航 目 的				
※ 上記物品については、申請者が出国に際し携帯したことを証明します。 _____第_____号 令和 _____年_____月_____日 _____税関長_____印				

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。
 2. ※印欄は、記載しないでください。
 3. 税関長の証明を受けた輸出証明書は、上記物品の購入先の輸出品販売場に交付してください。

改 正 前

第17号様式

輸 出 証 明 申 請 書

平成 年 月 日 申 請 者 _____税関長殿		(フリガナ) _____ (〒 -) 住 所 又 は 居 所 _____ (電話番号 - -)	(フリガナ) _____ 氏 名 _____ 印	
		(フリガナ) _____ (〒 -) 住 所 又 は 居 所 _____ (電話番号 - -)		
下記物品について、今般出国（海外渡航）するに際し携帯したものであることの証明を受けたいので、申請します。				
携帯した物品	品 名	規 格・銘 柄	製 品 番 号	数 量
購 入 先	住 所 (所在場所)			
	納 税 地			
	氏 名 又 は 名 称			
渡 航 年 月 日	平成 年 月 日			
旅 券 番 号				
渡 航 先				
渡 航 目 的				
※ 上記物品については、申請者が出国に際し携帯したことを証明します。 _____第_____号 平成 _____年_____月_____日 _____税関長_____印				

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。
 2. ※印欄は、記載しないでください。
 3. 税関長の証明を受けた輸出証明書は、上記物品の購入先の輸出品販売場に交付してください。

改正後

第18-(1)号様式

輸出物品販売場購入物品 亡失証明 申請書
承認 (非居住者用)

(印) 受理印
 令和 年 月 日
 申請者 (フリガナ) (〒 -)
 住所又は居所 (電話番号 - -)
 氏名 (フリガナ) 印
 税関長殿 (税務署長殿)

下記のとおり、亡失したため輸出しないことにつき消費税法第8条第3項に規定する承認を受けたいので申請します。(下記の物品が亡失したことの証明を受けたいので、申請します。)

亡失物品	品名				合計
	規格・銘柄				
	数量				
	単価	円	円	円	円
	価格	円	円	円	円
	税額	円	円	円	円

物品の購入年月日 令和 年 月 日

購入先 輸出物品販売場の所在地 (電話番号 - -)
 納税地
 販売業者名

亡失の年月日 令和 年 月 日
 亡失の事情及びその場所

※ 上記の物品が亡失したことを証明します。
 第 号
 令和 年 月 日 税務署長 印

※ 上記の申請について、消費税法第8条第3項の規定により承認します。
 第 号
 令和 年 月 日 税関長 印

- 注意 1. この申請書は、亡失場所の最寄りの税務署長に3通提出し、うち2通に亡失の証明を受けた後、その2通を出港地の所轄税関長に提出してください。
 2. ※印欄は、記載しないでください。

改正前

第18-(1)号様式

輸出物品販売場購入物品 亡失証明 申請書
承認 (非居住者用)

(印) 受理印
 平成 年 月 日
 申請者 (フリガナ) (〒 -)
 住所又は居所 (電話番号 - -)
 氏名 (フリガナ) 印
 税関長殿 (税務署長殿)

下記のとおり、亡失したため輸出しないことにつき消費税法第8条第3項に規定する承認を受けたいので申請します。(下記の物品が亡失したことの証明を受けたいので、申請します。)

亡失物品	品名				合計
	規格・銘柄				
	数量				
	単価	円	円	円	円
	価格	円	円	円	円
	税額	円	円	円	円

物品の購入年月日 平成 年 月 日

購入先 輸出物品販売場の所在地 (電話番号 - -)
 納税地
 販売業者名

亡失の年月日 平成 年 月 日
 亡失の事情及びその場所

※ 上記の物品が亡失したことを証明します。
 第 号
 平成 年 月 日 税務署長 印

※ 上記の申請について、消費税法第8条第3項の規定により承認します。
 第 号
 平成 年 月 日 税関長 印

- 注意 1. この申請書は、亡失場所の最寄りの税務署長に3通提出し、うち2通に亡失の証明を受けた後、その2通を出港地の所轄税関長に提出してください。
 2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 後

第18-(2)号様式

輸出物品販売場購入物品亡失承認申請書
(国際第二種貨物利用運送事業者用)

金和 年 月 日	申請者	(フリガナ)				
		納税地	(〒 -)			
		(フリガナ)				
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	印			
税務署長殿	個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				

下記のとおり、亡失したため輸出しないことにつき消費税法第8条第3項に規定する承認を受けたいので申請します。

亡失物品	品名				合計
	規格・銘柄				
	数量				
	単価	円	円	円	円
	価格	円	円	円	円
税額	円	円	円	円	

物品に係る運送契約を締結した年月日 金和 年 月 日

購入先	輸出物品販売場の所在地	
	納税地	
	販売業者名	

亡失の事情及びその場所 亡失年月日 金和 年 月 日

※ 上記の申請について、消費税法第8条第3項の規定により承認します。

第 号
金和 年 月 日 税務署長 印

※税務署処理欄	整理番号		部門番号	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	台帳整理	年 月 日		
番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()

注意 1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

第18-(2)号様式

輸出物品販売場購入物品亡失承認申請書
(国際第二種貨物利用運送事業者用)

平成 年 月 日	申請者	(フリガナ)				
		納税地	(〒 -)			
		(フリガナ)				
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	印			
税務署長殿	個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				

下記のとおり、亡失したため輸出しないことにつき消費税法第8条第3項に規定する承認を受けたいので申請します。

亡失物品	品名				合計
	規格・銘柄				
	数量				
	単価	円	円	円	円
	価格	円	円	円	円
税額	円	円	円	円	

物品に係る運送契約を締結した年月日 平成 年 月 日

購入先	輸出物品販売場の所在地	
	納税地	
	販売業者名	

亡失の事情及びその場所 亡失年月日 平成 年 月 日

※ 上記の申請について、消費税法第8条第3項の規定により承認します。

第 号
平成 年 月 日 税務署長 印

※税務署処理欄	整理番号		部門番号	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	台帳整理	年 月 日		
番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()

注意 1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 後

第19号様式

輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）承認申請書

令和 年 月 日		（フリガナ） 住 所 等 （〒 - ） （電話番号 - - ）	
		（フリガナ） 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
税務署長殿		印	
個人番号 又 は 法 人 番 号		！ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
下記のとおり、消費税法第8条第4項に規定する承認を受けたいので、申請します。			
物品の所在場所の 所在地及び名称		（電話番号 - - ）	
譲 渡 （受） 物 品	品 名		合 計
	規 格 ・ 銘 柄		
	数 量		
	単 価	円	円
	価 格	円	円
税 額	円	円	円
物品の購入年月日		令和 年 月 日	
購 入 先	輸出物品販売場 の 所 在 地	（電話番号 - - ）	
	輸出物品販売場 の 納 税 地	（電話番号 - - ）	
	販 売 業 者 名		
譲 受 （渡） 人	住 所 等	（電話番号 - - ）	
	氏 名 又 は 名 称		
譲 渡 （ 受 ） 年 月 日		平成 年 月 日	
譲 渡 （ 受 ） の 理 由			
※ 上記の申請について、消費税法第8条第4項の規定により承認します。 第 号 令和 年 月 日 税務署長 印			

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	
	申請年月日	年 月 日	入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日
	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード/通知カード・運転免許証 <input type="checkbox"/> その他

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

第19号様式

輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）承認申請書

平成 年 月 日		（フリガナ） 住 所 等 （〒 - ） （電話番号 - - ）	
		（フリガナ） 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
税務署長殿		印	
個人番号 又 は 法 人 番 号		！ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
下記のとおり、消費税法第8条第4項に規定する承認を受けたいので、申請します。			
物品の所在場所の 所在地及び名称		（電話番号 - - ）	
譲 渡 （受） 物 品	品 名		合 計
	規 格 ・ 銘 柄		
	数 量		
	単 価	円	円
	価 格	円	円
税 額	円	円	円
物品の購入年月日		平成 年 月 日	
購 入 先	輸出物品販売場 の 所 在 地	（電話番号 - - ）	
	輸出物品販売場 の 納 税 地	（電話番号 - - ）	
	販 売 業 者 名		
譲 受 （渡） 人	住 所 等	（電話番号 - - ）	
	氏 名 又 は 名 称		
譲 渡 （ 受 ） 年 月 日		平成 年 月 日	
譲 渡 （ 受 ） の 理 由			
※ 上記の申請について、消費税法第8条第4項の規定により承認します。 第 号 平成 年 月 日 税務署長 印			

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	
	申請年月日	年 月 日	入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日
	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード/通知カード・運転免許証 <input type="checkbox"/> その他

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 後

第20-(1)号様式

一般型用

輸出物品販売場許可申請書

令和 年 月 日		(フリガナ)			
申請者	納税地	(〒 -)			
		(電話番号 - -)			
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	(フリガナ)			
		印			
税務署長殿	法人番号	※ 個人の方は個人番身の記載は不要です。			
下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第2項第1号に規定する一般型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可を受けたいので、申請します。					
販売場の所在地		(〒 -)		(電話番号 - -)	
販売場の名称			所轄 税務署名	税務署	
許可を受けようとする販売場は手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている。 (注) 手続委託型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が一般型輸出物品販売場の許可を受けた場合、手続委託型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印				印 (電話番号 - -)	
※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号確認		
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日

- 注意
- 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないで下さい。
 - 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

改 正 前

第20-(1)号様式

一般型用

輸出物品販売場許可申請書

平成 年 月 日		(フリガナ)			
申請者	納税地	(〒 -)			
		(電話番号 - -)			
	氏名又は 名称及び 代表者氏名	(フリガナ)			
		印			
税務署長殿	法人番号	※ 個人の方は個人番身の記載は不要です。			
下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第2項第1号に規定する一般型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可を受けたいので、申請します。					
販売場の所在地		(〒 -)		(電話番号 - -)	
販売場の名称			所轄 税務署名	税務署	
許可を受けようとする販売場は手続委託型輸出物品販売場の許可を受けている。 (注) 手続委託型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が一般型輸出物品販売場の許可を受けた場合、手続委託型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印				印 (電話番号 - -)	
※ 上記の申請について、平成 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第2項第1号に規定する一般型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可をします。					
第 号		号		税務署長 印	
平成 年 月 日					
※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号確認		
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日

- 注意
- この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
 - ※印欄は、記載しないで下さい。
 - 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

改 正 後

第20-(2)号様式

手続委託型用

輸出物品販売場許可申請書

収受印 令和 年 月 日		(フリガナ) 申 納 税 地 (〒 - -) (電話番号 - - -)	
請 者 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		印	
税務署長殿		注 個人の方は個人番号の記載は不要です。 法 人 番 号	
下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可を受けたいので、申請します。			
販売場の所在地		(〒 - -) (電話番号 - - -)	
販売場の名称		所轄 税務 署名	税務署
特定商業施設の区分 <input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物(上記3に該当するものを除く。)			
許可を受けようとする販売場は、上記特定商業施設の区分1「地区」又は2「地域」に所在する販売場とみなして消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける販売場である。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
許可を受けようとする販売場の所在する特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
特定商業施設の所在地			
特定商業施設の名称			
承認免税手続事業者の氏名又は名称			
承認免税手続事業者の納税地			
許可を受けようとする販売場は一般型輸出物品販売場の許可を受けている。 (注)一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
参考事項			
税理士署名押印 (電話番号 - - -)			
※ 整理番号			
※ 部門番号			
※ 番号確認			
申請年月日		入力処理	
年 月 日		年 月 日	
台帳整理		年 月 日	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。
 3. 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

改 正 前

第20-(2)号様式

手続委託型用

輸出物品販売場許可申請書

収受印 平成 年 月 日		(フリガナ) 申 納 税 地 (〒 - -) (電話番号 - - -)	
請 者 (フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		印	
税務署長殿		注 個人の方は個人番号の記載は不要です。 法 人 番 号	
下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可を受けたいので、申請します。			
販売場の所在地		(〒 - -) (電話番号 - - -)	
販売場の名称		所轄 税務 署名	税務署
特定商業施設の区分 <input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物(上記3に該当するものを除く。)			
許可を受けようとする販売場は、上記特定商業施設の区分1「地区」又は2「地域」に所在する販売場とみなして消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける販売場である。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
許可を受けようとする販売場の所在する特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
特定商業施設の所在地			
特定商業施設の名称			
承認免税手続事業者の氏名又は名称			
承認免税手続事業者の納税地			
許可を受けようとする販売場は一般型輸出物品販売場の許可を受けている。 (注)一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
参考事項			
税理士署名押印 (電話番号 - - -)			
※ 上記の申請について、平成 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可をします。			
第 号 平成 年 月 日 税務署長 印			
※ 整理番号			
※ 部門番号			
※ 番号確認			
申請年月日		入力処理	
年 月 日		年 月 日	
台帳整理		年 月 日	

注意 1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
 2. ※印欄は、記載しないで下さい。
 3. 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

改 正 後

改 正 前

第20-(3)号様式

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書

取受印

令和 年 月 日	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
届 出 者 税務署長殿	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
下記のとおり、電子情報処理組織を使用して購入記録情報の提供を行いたいので、消費税法施行令第18条第6項の規定により届出します。		
輸出物品販売場の所在地	(〒 -)	(電話番号 - -)
輸出物品販売場の名称		
許可等の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 臨時販売場を設置する事業者	
輸出物品販売場 (臨時販売場を設置する事業者) の許可等を受けた年月日	平成 年 月 日 令和	
購入届出者が自ら 購入記録情報の 提供を行う場合	電子証明書の 発行の要否	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
提供 方法	承認送信事業者が 購入記録情報の 提供を行う場合	承認送信事業者 の識別符号
参考事項	電子メールアドレス (80文字以内)	@ ※電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。
税理士 署名 押 印	印 (電話番号 - -)	

(新設)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
			台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改正後

改正前

第20-(4)号様式

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書

令和 年 月 日		(フリガナ) 届 納 税 地	(〒 -)
		(フリガナ) 出 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	(電話番号 - -)
税務署長殿		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
下記のとおり、既に提出した輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行規則第6条の2第3項の規定により届出します。			
輸出物品販売場の識別符号		/	
輸出物品販売場の所在地		(〒 -) (電話番号 - -)	
輸出物品販売場の名称			
変更内容	変更事項	<input type="checkbox"/> 1 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 2 購入記録情報の提供方法 (届出者が自ら提供する方法に変更) <input type="checkbox"/> 3 購入記録情報の提供方法 (承認送信事業者が提供する方法に変更) <input type="checkbox"/> 4 承認送信事業者の識別符号、氏名又は名称等 <input type="checkbox"/> 5 その他 ()	
	変更日	令和 年 月 日	
	上記1の変更	(フリガナ) 変更前 (80文字以内) @ (フリガナ) 変更後 (80文字以内) @	
上記2から5の変更	変更前		
	変更後		
電子証明書の失効・発行	電子証明書の失効・発行	<input type="checkbox"/> 発行を受けた電子証明書を失効させる <input type="checkbox"/> 新たに電子証明書の発行を受ける <input type="checkbox"/> 電子証明書の失効、発行のいずれも必要ない	
	電子メールアドレス (80文字以内)	(フリガナ) 電子メールアドレス (80文字以内) @ ※電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。	
参考事項			
税理士名印	(電話番号 - -) 印		
整理番号	整理番号	部門番号	番号確認
	届出年月日	年 月 日	入力処理
		年 月 日	台帳整理
		年 月 日	

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

(新設)

改 正 後

第20-(6)号様式

手続委託型輸出物品販売場移転届出書

令和 年 月 日 届 納 税 地 (フリガナ) (千 -) (電話番号 - -)		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印	
_____ 税務署長殿 法人 番 号		_____ 税務署長殿 法人 番 号	
下記のとおり、許可を受けた手続委託型輸出物品販売場が当該許可に係る特定商業施設内で移転するので、消費税法施行令第18条の2第3項の規定により届出します。			
特定商業施設の所在地			
特定商業施設の名称			
販売場の識別符号			
販売場の名称			
輸出物品販売場の許可を受けた年月日		平成 年 月 日	
移 転 する 日		令和 年 月 日	
移 転 の 販 売 場 の 内 容	移 転 前		
	移 転 後		
参 考 事 項			
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 許可に係る特定商業施設の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()	
税 理 士 署 名 押 印		_____ 印 (電話番号 - -)	

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
			台帳整理	年 月 日

- 注意 1. この届出書は、許可を受けた手続委託型輸出物品販売場が当該許可に係る特定商業施設内で移転する場合に、その移転する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 元身は、該当する箇所に○を付します。
3. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 前

第20-(3)号様式

手続委託型輸出物品販売場移転届出書

平成 年 月 日 届 納 税 地 (フリガナ) (千 -) (電話番号 - -)		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印	
_____ 税務署長殿 法人 番 号		_____ 税務署長殿 法人 番 号	
下記のとおり、許可を受けた手続委託型輸出物品販売場が当該許可に係る特定商業施設内で移転するので、消費税法施行令第18条の2第3項の規定により届出します。			
特定商業施設の所在地			
特定商業施設の名称			
販売場の名称			
輸出物品販売場の許可を受けた年月日		平成 年 月 日	
移 転 の 販 売 場 の 内 容	移 転 する 日	平成 年 月 日	
	販 売 場 の 所 在 地	移 転 前	
		移 転 後	
参 考 事 項			
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 許可に係る特定商業施設の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()	
税 理 士 署 名 押 印		_____ 印 (電話番号 - -)	

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
			台帳整理	年 月 日

- 注意 1. この届出書は、許可を受けた手続委託型輸出物品販売場が当該許可に係る特定商業施設内で移転する場合に、その移転する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 後

第20-(4)号様式

承認免税手続事業者承認申請書

(収受印)		令和 年 月 日		(フリガナ) 申 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)
請 者	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印		
	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
税務署長殿				

下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者の承認を受けたいので、申請します。

設置しようとする免税手続カウンターの所在地			
特定商業施設の区分	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物(上記3に該当するものを除く。)		
	設置しようとする免税手続カウンターに係る上記特定商業施設の区分を、3「大規模小売店舗」から1「地区」又は2「地域」に変更するものである。	<input type="checkbox"/> はい	
	設置しようとする免税手続カウンターに係る特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。	<input type="checkbox"/> はい	
特定商業施設の所在地			
特定商業施設の名称			
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印			印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 前

第20-(4)号様式

承認免税手続事業者承認申請書

(収受印)		平成 年 月 日		(フリガナ) 申 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)
請 者	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印		
	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
税務署長殿				

下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者の承認を受けたいので、申請します。

設置しようとする免税手続カウンターの所在地			
特定商業施設の区分	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物(上記3に該当するものを除く。)		
	設置しようとする免税手続カウンターに係る上記特定商業施設の区分を、3「大規模小売店舗」から1「地区」又は2「地域」に変更するものである。	<input type="checkbox"/> はい	
	設置しようとする免税手続カウンターに係る特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。	<input type="checkbox"/> はい	
特定商業施設の所在地			
特定商業施設の名称			
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印			印 (電話番号 - -)

※ 上記の申請について、平成 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者として承認します。

第 号
平成 年 月 日 税務署長 印

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないで下さい。

改 正 後

第20-(7)号様式

免税手続カウンター設置場所変更届出書

令和 年 月 日 届 納 税 地 (フリガナ) (〒 -) (電話番号 - -)		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印
出 者 税務署長殿 法 人 番 号 ※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
下記のとおり、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内で免税手続カウンターを移転若しくは新たに設置又は一部廃止するので、消費税法施行令第18条の2第14項の規定により届出します。		
特定商業施設の所在地		
特定商業施設の名称		
承認免税手続事業者の承認を受けた年月日 平成 年 月 日 令和		
届 出 事 項 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 一部廃止		
免税手続カウンターの所在地	変更前	
	変更後	
移転する日、新たに設置する日又は一部廃止する日 令和 年 月 日		
参 考 事 項		
添 付 書 類 <input type="checkbox"/> 承認に係る特定商業施設の見取図 <input type="checkbox"/> 移転後又は新たに設置する免税手続カウンターの見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()		
税 理 士 署 名 押 印 印 (電話番号 - -)		

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認
申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日

注意 1. この届出書は、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内で免税手続カウンターを移転する場合若しくは新たに設置する場合、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの一部を廃止する場合に、その移転する日、新たに設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 元身は、該当する箇所に○を付します。
3. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 前

第20-(6)号様式

免税手続カウンター設置場所変更届出書

平成 年 月 日 届 納 税 地 (フリガナ) (〒 -) (電話番号 - -)		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印
出 者 税務署長殿 法 人 番 号		
下記のとおり、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内で免税手続カウンターを移転若しくは新たに設置又は一部廃止するので、消費税法施行令第18条の2第14項の規定により届出します。		
特定商業施設の所在地		
特定商業施設の名称		
承認免税手続事業者の承認を受けた年月日 平成 年 月 日		
届 出 事 項 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 一部廃止		
免税手続カウンターの所在地	変更前	
	変更後	
移転する日、新たに設置する日又は一部廃止する日 平成 年 月 日		
参 考 事 項		
添 付 書 類 <input type="checkbox"/> 承認に係る特定商業施設の見取図 <input type="checkbox"/> 移転後又は新たに設置する免税手続カウンターの見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()		
税 理 士 署 名 押 印 印 (電話番号 - -)		

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認
申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日

注意 1. この届出書は、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内で免税手続カウンターを移転する場合若しくは新たに設置する場合、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの一部を廃止する場合に、その移転する日、新たに設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 後

改 正 前

第20-(8)号様式

承認送信事業者承認申請書

(収 受 印)	
令和 年 月 日	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)
申請者 税務署長殿	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印
	法 人 番 号 ※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
下記のとおり、消費税法施行令第18条の4第4項に規定する承認送信事業者の承認を受けたいので、申請します。	
(フ リ ガ ナ) 電 子 メ ー ル ア ド レ ス (8 0 文 字 以 内)	@
購 入 記 録 情 報 の 提 供 に 使 用 す る プ ロ グ ラ ム ・ シ ス テ ム 等 の 名 称	
提 供 し た 購 入 記 録 情 報 の 保 存 場 所	
添 付 書 類	次の1～3の資料を添付してください。 <input type="checkbox"/> 1 購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラムの概要を記載した書類 (購入記録情報の提供に係る端末操作要領、プログラムの概要等) <input type="checkbox"/> 2 購入記録情報の提供に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (輸出品販売場を営営する事業者向けマニュアル等) <input type="checkbox"/> 3 その他参考資料 (会社案内等、購入記録情報の提供に関する契約書の雛型等)
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

(新設)

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号	番号確認		
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 後

改 正 前

第20-(9)号様式

承認送信事業者の変更届出書

<p style="text-align: center;">(受理印)</p>		令和 年 月 日	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)	
出 者	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		印	
	法 人 番 号		※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
税務署長殿				
下記のとおり、既に提出した承認送信事業者の承認申請書の申請内容に変更がありましたので、消費税法施行規則第10条の7第4項の規定により届出します。				
承認送信事業者の識別符号				
変更内容	変更事項	<input type="checkbox"/> 1 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 2 その他 ()		
	変更日	令和 年 月 日		
	上記1の	変更前	(フリガナ)	
		変更後	(フリガナ)	
	上記2の	変更前	(フリガナ)	
		変更後	(フリガナ)	
	参考事項			
	税理士署名押印		(電話番号 - -)	

(新設)

整理番号	部門番号	番号確認	
届出年月日	入力処理	台帳整理	

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

改 正 後

第20-(10)号様式

臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書

令和 年 月 日		(フリガナ)	
申請者	納税地	(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
氏名又は 名称及び 代表者氏名			印
法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		

下記のとおり、消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を設置する事業者に係る承認を受けたいので、申請します。

許可を受けている 販売場の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場
	<input type="checkbox"/> 手続委託型輸出品販売場
	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場 及び 手続委託型輸出品販売場

※以下の項目について、許可を受けた販売場が複数ある場合には直近において許可を受けた輸出品販売場について記載してください。

許可を受けている 販売場の識別符号		
許可を受けている 販売場の所在地	(〒 -)	(電話番号 - -)
許可を受けている 販売場の名称		所轄 税務署 税務署
輸出品販売場 の許可を受けた年月日	平成 年 月 日 令和 年 月 日	
参 考 事 項		
税 理 士 署 名 押 印		印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第20-(6)号様式

臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書

平成 年 月 日		(フリガナ)	
申請者	納税地	(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
氏名又は 名称及び 代表者氏名			印
法人番号			

下記のとおり、消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を設置する事業者に係る承認を受けたいので、申請します。

許可を受けている 販売場の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場
	<input type="checkbox"/> 手続委託型輸出品販売場
	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場 及び 手続委託型輸出品販売場

※以下の項目について、許可を受けた販売場が複数ある場合には直近において許可を受けた輸出品販売場について記載してください。

許可を受けている 販売場の所在地	(〒 -)	(電話番号 - -)
許可を受けている 販売場の名称		所轄 税務署 税務署
輸出品販売場 の許可を受けた年月日	平成 年 月 日	
参 考 事 項		
税 理 士 署 名 押 印		印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第20-(11)号様式

臨時販売場設置届出書

令和 年 月 日		(フリガナ) 届納税地 (〒 -) (電話番号 - -)	
届出者 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印		注 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
税務署長殿		法人番号	
下記のとおり、臨時販売場を設置するので、消費税法第8条第8項の規定により届出します。			
臨時販売場を設置する 事業者の識別番号			
臨時販売場を 設置しようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
免税販売手続の区分	<input type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 手続委託型		
設置しようとする 臨時販売場の所在地	(〒 -)		
設置しようとする 臨時販売場の名称			
臨時販売場を設置する 事業者の承認 を受けた年月日	令和 年 月 日		
特 定 時 商 販 業 施 場 の 設 置 手 続 を 委 託 す る 場 合 の 参 考 事 項	特定商業施設 の区分	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物(上記3に該当するものを除く)	
	設置しようとする臨時販売場は、上記特定商業施設の区分1「地区」又は2「地域」に所在する販売場とみなして消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける販売場である。	<input type="checkbox"/> はい	
設置しようとする臨時販売場の所在する特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。	<input type="checkbox"/> はい		
特定商業施設 の所在地			
特定商業施設 の名称			
承認免税手続事業者 の氏名又は名称			
承認免税手続事業者 の納税地			
参 考 事 項			
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		
整理番号	部門 番号	番号 確認	通信日付印 年 月 日
届出年月日 年 月 日	入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日	

注意 1. この届出書は、臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第20-(7)号様式

臨時販売場設置届出書

平成 年 月 日		(フリガナ) 届納税地 (〒 -) (電話番号 - -)	
届出者 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印		注 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
税務署長殿		法人番号	
下記のとおり、臨時販売場を設置するので、消費税法第8条第8項の規定により届出します。			
臨時販売場を 設置しようとする期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
免税販売手続の区分	<input type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 手続委託型		
設置しようとする 臨時販売場の所在地	(〒 -)		
設置しようとする 臨時販売場の名称			
臨時販売場を設置する 事業者の承認 を受けた年月日	平成 年 月 日		
特 定 時 商 販 業 施 場 の 設 置 手 続 を 委 託 す る 場 合 の 参 考 事 項	特定商業施設 の区分	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物(上記3に該当するものを除く)	
	設置しようとする臨時販売場は、上記特定商業施設の区分1「地区」又は2「地域」に所在する販売場とみなして消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける販売場である。	<input type="checkbox"/> はい	
設置しようとする臨時販売場の所在する特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。	<input type="checkbox"/> はい		
特定商業施設 の所在地			
特定商業施設 の名称			
承認免税手続事業者 の氏名又は名称			
承認免税手続事業者 の納税地			
参 考 事 項			
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		
整理番号	部門 番号	番号 確認	通信日付印 年 月 日
届出年月日 年 月 日	入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日	

注意 1. この届出書は、臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第20-(12)号様式

臨時販売場変更届出書

令和 年 月 日	届納税地	(フリガナ)	(〒 -)
			(電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
税務署長殿	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	

下記のとおり、既に提出した臨時販売場設置届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行令第18条の5第5項の規定により届出します。

臨時販売場を設置する事業者の識別番号

変更に係る臨時販売場の	臨時販売場所在地	
	臨時販売場名称	
	臨時販売場期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	臨時販売場設置届出書提出年月日	令和 年 月 日

変更の内容	変更年月日	令和 年 月 日
	変更事項	<input type="checkbox"/> 1 臨時販売場を設置する期間 <input type="checkbox"/> 2 免税販売手続の区分、設置する臨時販売場の名称 <input type="checkbox"/> 3 その他 ()
	変更前	
	変更後	

参考事項

税理士署名押印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日

注意 1. この届出書は、提出した「臨時販売場設置届出書」の届出内容に変更があった場合に、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第20-(6)号様式

臨時販売場変更届出書

平成 年 月 日	届納税地	(フリガナ)	(〒 -)
			(電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
税務署長殿	法人番号		

下記のとおり、既に提出した臨時販売場設置届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行令第18条の4第5項の規定により届出します。

変更に係る臨時販売場の	臨時販売場所在地	
	臨時販売場名称	
	臨時販売場期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	臨時販売場設置届出書提出年月日	平成 年 月 日

変更の内容	変更年月日	平成 年 月 日
	変更事項	<input type="checkbox"/> 1 臨時販売場を設置する期間 <input type="checkbox"/> 2 免税販売手続の区分、設置する臨時販売場の名称 <input type="checkbox"/> 3 その他 ()
	変更前	
	変更後	

参考事項

税理士署名押印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 台帳整理 年 月 日

注意 1. この届出書は、提出した「臨時販売場設置届出書」の届出内容に変更があった場合に、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第21-(1)号様式

輸出物品販売場廃止届出書

(収受印)	
令和 年 月 日	(フリガナ) 届納税地 (〒 -) (電話番号 - -)
出 者	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印
	法人番号 <small>※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。</small>
税務署長殿	
下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第16項の規定により届出します。	
廃 止 す る 販 売 場	販売場の識別符号
	販売場の所在地
	販売場の名称
	許可の区分 <input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出物品販売場
	許可を受けた年月日 平成 年 月 日 令和 年 月 日
	廃止年月日 令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 - -)	

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	部門番号	番号確認		
	届出年月日 年 月 日	入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日		

- 注意 1. この届出書は、許可を受けた輸出物品販売場について法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 元号は、該当する箇所に○を付します。
3. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第21-(1)号様式

輸出物品販売場廃止届出書

(収受印)	
平成 年 月 日	(フリガナ) 届納税地 (〒 -) (電話番号 - -)
出 者	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印
	法人番号
税務署長殿	
下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第16項の規定により届出します。	
廃 止 す る 販 売 場	販売場の所在地
	販売場の名称
	許可の区分 <input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出物品販売場
	許可を受けた年月日 平成 年 月 日
	廃止年月日 平成 年 月 日
	参 考 事 項
税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 - -)	

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	部門番号	番号確認		
	申請年月日 年 月 日	入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日		

- 注意 1. この届出書は、許可を受けた輸出物品販売場について法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第21-(2)号様式

承認免税手続事業者不適用届出書

令和 年 月 日 届 出 者 _____ 税務署長殿	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印	法 人 番 号 <small>※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。</small>
----------------------------------	--	--	--

下記のとおり、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの全てを廃止するので、消費税法施行令第18条の2第17項の規定により届出します。

特定商業施設の所在地	
特定商業施設の名 称	
承認免税手続事業者の承認を受けた年月日	平成 年 月 日 令和
免税手続カウンターの全てを廃止する日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. この届出書は、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの全てを廃止するときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
 2. 元号は、該当する箇所に○を付します。
 3. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第21-(2)号様式

承認免税手続事業者不適用届出書

平成 年 月 日 届 出 者 _____ 税務署長殿	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印	法 人 番 号
----------------------------------	--	--	---------

下記のとおり、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの全てを廃止するので、消費税法施行令第18条の2第17項の規定により届出します。

特定商業施設の所在地	
特定商業施設の名 称	
承認免税手続事業者の承認を受けた年月日	平成 年 月 日
免税手続カウンターの全てを廃止する日	平成 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. この届出書は、承認免税手続事業者の承認に係る特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの全てを廃止するときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

改 正 前

第21-(3)号様式

承認送信事業者不適用届出書

令和 年 月 日 ____ 税務署長殿	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印
	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
	法 人 番 号	

下記のとおり、消費税法施行令第18条の4第9項の規定により届出します。

承認送信事業者 の 識 別 符 号	_____
承認送信事業者 の承認を受けた年月日	令和 年 月 日
購入記録情報の提供 をやめようとする日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	_____ (電話番号 - -) 印

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	_____	部門番号	_____	番号確認	_____
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. この届出書は、消費税法施行令第18条の4第1項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

(新設)

改正後

第21-(4)号様式

臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書

令和 年 月 日 取受印		(フリガナ) (〒 -)	
届出者 税務署長殿	納税地 (電話番号 - -)		
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	印	
	法人番号 <small>※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。</small>		
下記のとおり、消費税法施行令第18条の5第6項の規定により届出します。			
臨時販売場を設置する 事業者の識別符号			
臨時販売場を設置する 事業者の承認を受けた年月日	令和 年 月 日		
適用を受けること をやめようとする日	令和 年 月 日		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)		

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	

注意 1. この届出書は、消費税法第8条第8項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第21-(3)号様式

臨時販売場を設置する事業者の不適用届出書

平成 年 月 日 取受印		(フリガナ) (〒 -)	
届出者 税務署長殿	納税地 (電話番号 - -)		
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	印	
	法人番号		
下記のとおり、消費税法施行令第18条の4第6項の規定により届出します。			
臨時販売場を設置する 事業者の承認を受けた年月日	平成 年 月 日		
適用を受けること をやめようとする日	平成 年 月 日		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)		

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	

注意 1. この届出書は、消費税法第8条第8項の規定の適用を受ける必要がなくなったときに、納税地の所轄税務署長に提出してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第22号様式

消費税課税売上割合に
準ずる割合の適用承認申請書

(取受印)

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 納税地 (〒 -) (電話番号 - -)				
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印				
		法人番号	注: 個人の方は個人番号の記載は不要です。			
		税務署長殿				

下記のとおり、消費税法第30条第3項第2号に規定する課税売上割合に準ずる割合の適用の承認を受けたいので、申請します。

採用しようとする計算方法					
その計算方法が合理的である理由					
本来の課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 円	左記の割合	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日	
	資産の譲渡等の対価の額の合計額 円	の算出期間			
参考事項					
税理士署名押印					印 (電話番号 - -)

※ 上記の計算方法につき消費税法第30条第3項第2号の規定により承認します。
第 号
令和 年 月 日 税務署長 印

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	適用開始年月日	年 月 日	番号確認
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
					年 月 日

注意 1. この申請書は、裏面の記載要領等に留意の上、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

第22号様式

消費税課税売上割合に
準ずる割合の適用承認申請書

(取受印)

平成 年 月 日	申請者	(フリガナ) 納税地 (〒 -) (電話番号 - -)				
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名 印				
		法人番号	注: 個人の方は個人番号の記載は不要です。			
		税務署長殿				

下記のとおり、消費税法第30条第3項第2号に規定する課税売上割合に準ずる割合の適用の承認を受けたいので、申請します。

採用しようとする計算方法					
その計算方法が合理的である理由					
本来の課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 円	左記の割合	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日	
	資産の譲渡等の対価の額の合計額 円	の算出期間			
参考事項					
税理士署名押印					印 (電話番号 - -)

※ 上記の計算方法につき消費税法第30条第3項第2号の規定により承認します。
第 号
平成 年 月 日 税務署長 印

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	適用開始年月日	年 月 日	番号確認
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
					年 月 日

注意 1. この申請書は、裏面の記載要領等に留意の上、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 後

第23号様式

消費税課税売上割合に
準ずる割合の不適用届出書

令和 年 月 日	届納税地	(フリガナ)	(〒 -)
			(電話番号 - -)
	出者氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)	
			印
税務署長殿	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	

下記のとおり、課税売上割合に準ずる割合の適用をやめたいので、消費税法第30条第3項の規定により届出します。

承認を受けている計算方法	
承認年月日	平成 年 月 日
この届出の適用開始日	平成 年 月 日
参考事項	
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	通信日付印	確認印
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第23号様式

消費税課税売上割合に
準ずる割合の不適用届出書

平成 年 月 日	届納税地	(フリガナ)	(〒 -)
			(電話番号 - -)
	出者氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)	
			印
税務署長殿	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	

下記のとおり、課税売上割合に準ずる割合の適用をやめたいので、消費税法第30条第3項の規定により届出します。

承認を受けている計算方法	
承認年月日	平成 年 月 日
この届出の適用開始日	平成 年 月 日
参考事項	
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	通信日付印	確認印
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第24号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

令和 年 月 日 届 納 税 地 (フリガナ) (〒 - -) (電話番号 - -)		(フリガナ) 氏 名 又 は 代 表 者 氏 名 印	
		法 人 番 号	
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。			
① 適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
② ①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
③ ②の課税売上高	円		
事業内容等	(事業の内容)		(事業区分) 第 種 事業
提出要件の確認	次のイ、ロ又はハの場合に該当する (「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。) はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>		
	イ	消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合 課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	課税事業者となった日 平成 年 月 日 はい <input type="checkbox"/>
	ロ	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する(該当していた)場合 基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	設立年月日 平成 年 月 日 はい <input type="checkbox"/>
	ハ	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合(同条第2項の規定の適用を受ける場合) 仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合は、自己建設高額特定資産に該当する場合は、目的をそれぞれ記載してください。	A 仕入れ等を行った課税期間の初日 平成 年 月 日 この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない はい <input type="checkbox"/>
	B 建設等が完了した課税期間の初日 平成 年 月 日 この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	はい <input type="checkbox"/>	
参 考 事 項	※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出の届出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。		
税 理 士 署 名 押 印	(電話番号 - -)		
※ 税務署処理欄	整理番号 届出年月日 年 月 日	部門番号 入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日
	通信日付印 確認印 年 月 日	番号確認	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第24号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

平成 年 月 日 届 納 税 地 (フリガナ) (〒 - -) (電話番号 - -)		(フリガナ) 氏 名 又 は 代 表 者 氏 名 印	
		法 人 番 号	
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。			
① 適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
② ①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
③ ②の課税売上高	円		
事業内容等	(事業の内容)		(事業区分) 第 種 事業
提出要件の確認	次のイ、ロ又はハの場合に該当する (「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。) はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>		
	イ	消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合 課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	課税事業者となった日 平成 年 月 日 はい <input type="checkbox"/>
	ロ	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する(該当していた)場合 基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	設立年月日 平成 年 月 日 はい <input type="checkbox"/>
	ハ	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合 仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、目的をそれぞれ記載してください。	A 仕入れ等を行った課税期間の初日 平成 年 月 日 この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない はい <input type="checkbox"/>
	B 建設等が完了した課税期間の初日 平成 年 月 日 この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	はい <input type="checkbox"/>	
参 考 事 項	※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出の届出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。		
税 理 士 署 名 押 印	(電話番号 - -)		
※ 税務署処理欄	整理番号 届出年月日 年 月 日	部門番号 入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日
	通信日付印 確認印 年 月 日	番号確認	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第25号様式

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

令和 年 月 日	届出者	(フリガナ)	
		納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
税務署長殿	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です	

下記のとおり、簡易課税制度をやめたいので、消費税法第37条第5項の規定により届出します。

①	この届出の適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	②の課税売上高	円
簡易課税制度の適用開始日		平成 年 月 日
事業を廃止した場合の廃止した日		令和 年 月 日
個人番号		※ 事業を廃止した場合には記載してください。
参考事項		
税理士署名押印		

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	通信日付印	確認印	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
----------	------	------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	-----	------	------	---	------	-------------------------------

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第25号様式

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

平成 年 月 日	届出者	(フリガナ)	
		納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
税務署長殿	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です	

下記のとおり、簡易課税制度をやめたいので、消費税法第37条第5項の規定により届出します。

①	この届出の適用開始課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	②の課税売上高	円
簡易課税制度の適用開始日		平成 年 月 日
事業を廃止した場合の廃止した日		平成 年 月 日
個人番号		※ 事業を廃止した場合には記載してください。
参考事項		
税理士署名押印		

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	通信日付印	確認印	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
----------	------	------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	-----	------	------	---	------	-------------------------------

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第26号様式

消費税及び地方消費税の中間申告書

(税務署提出用)

納税地 (フリガナ)	(電話番号) - - -)
名称 又は屋号	-----
個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
代表者氏名 又は氏名	-----
税理士 署名押印	-----

	令和 年 月 日	整理番号	平成 年 月 日	
	税務署長殿 平成 年 月 日 課税期間の中間申告書 平成 年 月 日 課税期間の中間申告書	前課税期間 の年 月 日 修正・更正・決定 の年 月 日	前課税期間 の消費税額 平成 年 月 日 千 円	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
通 信 日 付 印 年 月 日	確認印 年 月 日	申告確認 番号 年 月 日	消費 費	前課税期間 対象 月数 換 算
確認 書類 個人番号カード/通知カード 運転免許証 その他()	身元 確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	消費 税 千 円 百 万	納付すべき 消費 税 額 千 円 百 万	前課税期間 の消費税額 × -----
この申告である場合の 修正	この申告前 の税額 千 円 百 万	消費 税 千 円 百 万	納付すべき 消費 税 額 千 円 百 万	前課税期間 の消費税額 × -----
	この申告前 の税額 千 円 百 万	地消 税 千 円 百 万	納付すべき 地方消費 税額 千 円 百 万	前課税期間 の地方消費 税額 × -----
	この申告前 の税額 千 円 百 万	消費 税 千 円 百 万	納付すべき 消費 税 額 千 円 百 万	前課税期間 の消費税額 × -----
	この申告前 の税額 千 円 百 万	消費 税 千 円 百 万	納付すべき 消費 税 額 千 円 百 万	前課税期間 の消費税額 × -----

第26号様式

消費税及び地方消費税の中間申告書

(税務署提出用)

納税地 (フリガナ)	(電話番号) - - -)
名称 又は屋号	-----
個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。
代表者氏名 又は氏名	-----
税理士 署名押印	-----

	平成 年 月 日	整理番号	平成 年 月 日	
	税務署長殿 平成 年 月 日 課税期間の中間申告書 平成 年 月 日 課税期間の中間申告書	前課税期間 の年 月 日 修正・更正・決定 の年 月 日	前課税期間 の消費税額 平成 年 月 日 千 円	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
通 信 日 付 印 年 月 日	確認印 年 月 日	申告確認 番号 年 月 日	消費 費	前課税期間 対象 月数 換 算
確認 書類 個人番号カード/通知カード 運転免許証 その他()	身元 確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	消費 税 千 円 百 万	納付すべき 消費 税 額 千 円 百 万	前課税期間 の消費税額 × -----
この申告である場合の 修正	この申告前 の税額 千 円 百 万	消費 税 千 円 百 万	納付すべき 消費 税 額 千 円 百 万	前課税期間 の消費税額 × -----
	この申告前 の税額 千 円 百 万	地消 税 千 円 百 万	納付すべき 地方消費 税額 千 円 百 万	前課税期間 の地方消費 税額 × -----
	この申告前 の税額 千 円 百 万	消費 税 千 円 百 万	納付すべき 消費 税 額 千 円 百 万	前課税期間 の消費税額 × -----
	この申告前 の税額 千 円 百 万	消費 税 千 円 百 万	納付すべき 消費 税 額 千 円 百 万	前課税期間 の消費税額 × -----

改 正 後

第26-(2)号様式

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

令和 年 月 日		収受印	
届 出 者	(フリガナ)	(〒 -)	
	納 税 地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)	(〒 -)	
	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	名称(屋号)		
	法人番号	注 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
(フリガナ)	氏 名		
(法人の場合) 代表者氏名	印		
(フリガナ)	(法人の場合) 代表者住所		
_____ 税務署長殿	(電話番号 - -)		

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の中間申告対象期間を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	②の直前の課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
④	③の課税期間における確定消費税額	円
⑤	月数按分 (④×6/③の月数)	円
参考事項		税理士署名印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号確認	通信日付印 年 月 日	確認印
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
				年 月 日	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第26-(2)号様式

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

平成 年 月 日		収受印	
届 出 者	(フリガナ)	(〒 -)	
	納 税 地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)	(〒 -)	
	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	名称(屋号)		
	法人番号	注 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
(フリガナ)	氏 名		
(法人の場合) 代表者氏名	印		
(フリガナ)	(法人の場合) 代表者住所		
_____ 税務署長殿	(電話番号 - -)		

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の中間申告対象期間を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	②の直前の課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
④	③の課税期間における確定消費税額	円
⑤	月数按分 (④×6/③の月数)	円
参考事項		税理士署名印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号確認	通信日付印 年 月 日	確認印
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
				年 月 日	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第26-(3)号様式

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

令和 年 月 日		収受印	
届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)	
	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(〒 -) (電話番号 - -)	
	(フリガナ) 名称(屋号)		
	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です	
	(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代表者氏名	印	
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 - -)	
____ 税務署長殿			

下記のとおり、消費税法第42条第8項の規定を受けることを取りやめたいので、消費税法第42条第9項の規定により届出します。

①	この届出の適用開始 中間申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の中間申告対象 期間を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	任意の中間申告書を提出する 旨の届出書の提出日	平成 年 月 日
④	③の届出書により適用 を受けることとした最初の 中間申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

事業を廃止した日	令和 年 月 日
	個人番号 ※ 事業を廃止した場合には記載 してください。
参考事項	税理士 署名 押 印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日
	通信日付印	確認印	番号確認
	年 月 日	印	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第26-(3)号様式

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

平成 年 月 日		収受印	
届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)	
	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(〒 -) (電話番号 - -)	
	(フリガナ) 名称(屋号)		
	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です	
	(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代表者氏名	印	
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 - -)	
____ 税務署長殿			

下記のとおり、消費税法第42条第8項の規定を受けることを取りやめたいので、消費税法第42条第9項の規定により届出します。

①	この届出の適用開始 中間申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の中間申告対象 期間を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	任意の中間申告書を提出する 旨の届出書の提出日	平成 年 月 日
④	③の届出書により適用 を受けることとした最初の 中間申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

事業を廃止した日	平成 年 月 日
	個人番号 ※ 事業を廃止した場合には記載 してください。
参考事項	税理士 署名 押 印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理 年 月 日 台帳整理 年 月 日
	通信日付印	確認印	番号確認
	年 月 日	印	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

第27-(1)号様式

第27-(1)号様式

令和 年月日 税務署長殿
納税地
(フリガナ) 名称又は屋号
個人番号又は法人番号
代表者氏名又は氏名

平成 年月日 税務署長殿
納税地
(フリガナ) 名称又は屋号
個人番号又は法人番号
代表者氏名又は氏名

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 平成 年 月 日

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ①
消費税額 ②
控除対象仕入税額 ④
控除税額小計 ⑦
課税標準額 ①
課税標準額 ①
課税標準額 ①

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ①
消費税額 ②
控除対象仕入税額 ④
控除税額小計 ⑦
課税標準額 ①
課税標準額 ①
課税標準額 ①

平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

改 正 後

第27-(2)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿	(敬愛印)	一連番号	(翌年以降 送付不要)
納税地	(電話番号 - -)			
(フリガナ) 名 又は屋号				
個人番号 又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。			
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名				
申告年月日	令和 年 月 日	申告区分	指導等	庁指定
申告区分	指導	年 月 日	相談	区分1 区分2 区分3
通信日付印	確認印	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他	身元 確認	

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
 至 平成 年 月 日 (中間申告 自 平成 年 月 日 の場合の 対象期間 至 平成 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算		付	割賦基準の適用	有	無	31
課税標準額	①	延	延払基準等の適用	有	無	32
消費税額	②	事	工事進行基準の適用	有	無	33
貸倒回収に係る消費税額	③	項	現金主義会計の適用	有	無	34
控除対象仕入税額	④	参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35
返還等対面に係る税額	⑤	事	区分 課税売上高(免税売上高を除く)	売上割合%		
貸倒れに係る税額	⑥	業	第1種			36
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	区	第2種			37
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	分	第3種			38
差引税額(②+③-⑦)	⑨	項	第4種			39
中間納付税額(⑨-⑩)	⑩	分	第5種			42
納付税額(⑩-⑪)	⑪	項	第6種			43
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	区	特別計算適用(令57③)	有	無	40
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬	①及び②の内訳	区分 課税標準額	消費税額		
この課税期間の課税売上高	⑮	3%分	千円	円		
基準期間の課税売上高	⑯	4%分	千円	円		
		6.3%分	千円	円		
		4%分		円		
		6.3%分		円		

この申告書による地方消費税の税額の計算		17	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	51
課税標準額	⑮	18	差引税額	0 0	52
課税標準額	⑮	19	還付額		53
納付税額	⑳	20	納税額	0 0	54
中間納付課税割額	㉑	21	中間納付課税割額	0 0	55
納付課税割額(㉑-㉒)	㉒	22	納付課税割額	0 0	56
中間納付還付課税割額(㉑-㉒)	㉓	23	中間納付還付課税割額	0 0	57
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	24	24	課税標準額		58
この課税期間の課税売上高	25	25	差引納付課税割額	0 0	59
基準期間の課税売上高			消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		60

税理士 署名押印 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

改 正 前

第27-(2)号様式

平成 年 月 日	税務署長殿	(敬愛印)	一連番号	(翌年以降 送付不要)
納税地	(電話番号 - -)			
(フリガナ) 名 又は屋号				
個人番号 又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。			
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名				
申告年月日	平成 年 月 日	申告区分	指導等	庁指定
申告区分	指導	年 月 日	相談	区分1 区分2 区分3
通信日付印	確認印	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他	身元 確認	

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
 至 平成 年 月 日 (中間申告 自 平成 年 月 日 の場合の 対象期間 至 平成 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算		付	割賦基準の適用	有	無	31
課税標準額	①	延	延払基準等の適用	有	無	32
消費税額	②	事	工事進行基準の適用	有	無	33
貸倒回収に係る消費税額	③	項	現金主義会計の適用	有	無	34
控除対象仕入税額	④	参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35
返還等対面に係る税額	⑤	事	区分 課税売上高(免税売上高を除く)	売上割合%		
貸倒れに係る税額	⑥	業	第1種			36
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	区	第2種			37
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	分	第3種			38
差引税額(②+③-⑦)	⑨	項	第4種			39
中間納付税額(⑨-⑩)	⑩	分	第5種			42
納付税額(⑩-⑪)	⑪	項	第6種			43
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	区	特別計算適用(令57③)	有	無	40
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬	①及び②の内訳	区分 課税標準額	消費税額		
この課税期間の課税売上高	⑮	3%分	千円	円		
基準期間の課税売上高	⑯	4%分	千円	円		
		6.3%分	千円	円		
		4%分		円		
		6.3%分		円		

この申告書による地方消費税の税額の計算		17	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	51
課税標準額	⑮	18	差引税額	0 0	52
課税標準額	⑮	19	還付額		53
納付税額	⑳	20	納税額	0 0	54
中間納付課税割額	㉑	21	中間納付課税割額	0 0	55
納付課税割額(㉑-㉒)	㉒	22	納付課税割額	0 0	56
中間納付還付課税割額(㉑-㉒)	㉓	23	中間納付還付課税割額	0 0	57
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	24	24	課税標準額		58
この課税期間の課税売上高	25	25	差引納付課税割額	0 0	59
基準期間の課税売上高			消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		60

税理士 署名押印 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

改 正 後

改 正 前

第27-(3)号様式

特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書

第27-(3)号様式

特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書

納 税 地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名 称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

整理番号

納 税 地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名 称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

整理番号

自 平成 年月日
至 平成 年月日
課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

（中間申告 自 平成 年月日
の場合の
対象期間 至 平成 年月日）

自 平成 年月日
至 平成 年月日
課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

（中間申告 自 平成 年月日
の場合の
対象期間 至 平成 年月日）

課税標準額内	課税標準額	課税資産の譲渡等の対価の額	特定課税仕入れに係る支払対価の額	①															
				十	千	百	十	百	十	百	十	百							
																	0	0	0
控除税額の	返還等対価に係る税額	返還等対価に係る税額	売上げの返還等対価に係る税額																

課税標準額内	課税標準額	課税資産の譲渡等の対価の額	特定課税仕入れに係る支払対価の額	①															
				十	千	百	十	百	十	百	十	百							
控除税額の	返還等対価に係る税額	返還等対価に係る税額	売上げの返還等対価に係る税額																

②及び③の内訳	課税標準額	区 分			
		3%分	4%分	6.3%分	
	課税資産の譲渡等の対価の額	円	円	円	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額			円	
	合 計	千円	千円	千円	

②及び③の内訳	課税標準額	区 分			
		3%分	4%分	6.3%分	
	課税資産の譲渡等の対価の額	円	円	円	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額			円	
	合 計	千円	千円	千円	

別表 平成二十七年十月一日以後終了課税期間分

別表 平成二十七年十月一日以後終了課税期間分

改正後

第28-(3)号様式

付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書
(自平成 \cdot 令和 年 月 日 至 平成 \cdot 令和 年 月 日 の課税期間分)

整理番号

1 死亡した事業者の納税地・氏名等													
納税地	氏名	フリガナ	死亡年月日	平成	年	月	日						
2 事業承継の有無等(右のいずれかを○で囲むとともに、有の場合には以下に事業承継者の情報を記載してください。)													
有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>													
住所等	氏名	フリガナ	その他参考事項										
3 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定するときは記入してください。)													
相続人等の代表者の氏名													
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)													
限定承認 <input type="checkbox"/>													
5 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額													
納める消費税及び地方消費税の合計額	①	円	還付される消費税及び地方消費税の合計額	④	円								
①のうち消費税	②	円	④のうち消費税	⑤	円								
①のうち地方消費税	③	円	④のうち地方消費税	⑥	円								
6 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額 (相続を放棄した人は記入の必要はありません。)													
相続人等に関する事項	住所又は居所												
	フリガナ氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ			
	個人番号												
	職業及び続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業			
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日	明・大・昭・平・令	年	月	日	明・大・昭・平・令	年	月	日
	電話番号	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	相続分	⑦	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定		
	相続財産の価額	⑧	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	各納付(還付)税額の計算	各納付(還付)税額の額	⑨	円	円	円	円	円	円	円	円		
	各還付(還付)税額の計算	各還付(還付)税額の額	⑩	円	円	円	円	円	円	円	円		
還付される税金の受取場所	銀行等の口座に振込みを希望する場合	銀行名等	支店名等	預金の種類	預金	預金	預金	預金	預金	預金			
	ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合	記号番号	-	-	-	-	-	-	-	-			
	郵便局窓口での受取りを希望する場合	郵便局名	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局			
	その他	郵便局名	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局			
※ 処理要項	整理番号												
番号確認	身元確認												

(注) ⑨・⑩欄は、各人の100円未満の端数切捨て
⑪・⑫欄は、各人の1円未満の端数切捨て

改正前

第28-(3)号様式

付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書
(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 の課税期間分)

整理番号

1 死亡した事業者の納税地・氏名等													
納税地	氏名	フリガナ	死亡年月日	平成	年	月	日						
2 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定するときは記入してください。)													
相続人等の代表者の氏名													
3 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)													
限定承認 <input type="checkbox"/>													
4 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額													
納める消費税及び地方消費税の合計額	①	円	還付される消費税及び地方消費税の合計額	④	円								
①のうち消費税	②	円	④のうち消費税	⑤	円								
①のうち地方消費税	③	円	④のうち地方消費税	⑥	円								
5 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額 (相続を放棄した人は記入の必要はありません。)													
相続人等に関する事項	住所又は居所												
	フリガナ氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ			
	個人番号												
	職業及び続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業			
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	明・大・昭・平	年	月	日	明・大・昭・平	年	月	日
	電話番号	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	相続分	⑦	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定		
	相続財産の価額	⑧	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	各納付(還付)税額の計算	各納付(還付)税額の額	⑨	円	円	円	円	円	円	円	円		
	各還付(還付)税額の計算	各還付(還付)税額の額	⑩	円	円	円	円	円	円	円	円		
還付される税金の受取場所	銀行等の口座に振込みを希望する場合	銀行名等	支店名等	預金の種類	預金	預金	預金	預金	預金	預金			
	ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合	記号番号	-	-	-	-	-	-	-	-			
	郵便局窓口での受取りを希望する場合	郵便局名	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局			
	その他	郵便局名	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局	郵便局			
※ 処理要項	整理番号												
番号確認	身元確認												

(注) ⑨・⑩欄は、各人の100円未満の端数切捨て
⑪・⑫欄は、各人の1円未満の端数切捨て

改 正 後

第 28-⑧号様式

消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）

課税期間	. . . ~ . . .	住 所	
		氏 名	

1 還付申告となった主な理由（該当する事項に○印を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 輸出等の免税取引の割合が高い	<input type="checkbox"/> 設備投資（高額な固定資産の購入等）	その他
---	--	---

2 課税売上げ等に係る事項

(1) 主な課税資産の譲渡等（取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。）

資産の種類等	譲渡年月日等	取引金額等 (税込・税抜) 円	取引先の 氏名（名称）	取引先の住所（所在地）
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、譲渡年月日等欄には「継続」と記載してください。輸出取引等は②に記載してください。

(2) 主な輸出取引等の明細（取引金額総額の上位5番目まで記載してください。）

取引先の 氏名（名称）	取引先の住所（所在地）	取引金額 円	主な取引商品等	所轄税関 （支署）名

輸出取引等に利用する	主な金融機関	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
		預金 口座番号	
	主な通関業者	氏名（名称）	
		住所（所在地）	

(1 / 2)

改 正 前

第 28-⑧号様式

消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）

課税期間	. . . ~ . . .	住 所	
		氏 名	

1 還付申告となった主な理由（該当する事項に○印を付けてください。）

<input type="checkbox"/> 輸出等の免税取引の割合が高い	<input type="checkbox"/> 設備投資（高額な固定資産の購入等）	その他
---	--	---

2 課税売上げ等に係る事項

(1) 主な課税資産の譲渡等（取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。）

資産の種類等	譲渡年月日等	取引金額等 (税込・税抜) 円	取引先の 氏名（名称）	取引先の住所（所在地）
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、譲渡年月日等欄には「継続」と記載してください。輸出取引等は②に記載してください。

(2) 主な輸出取引等の明細（取引金額総額の上位5番目まで記載してください。）

取引先の 氏名（名称）	取引先の住所（所在地）	取引金額 円	主な取引商品等	所轄税関 （支署）名

輸出取引等に利用する	主な金融機関	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
		預金 口座番号	
	主な通関業者	氏名（名称）	
		住所（所在地）	

(1 / 2)

改 正 後

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区 分		① 決 算 額 (税込・税抜)	②左のうち課税仕入 れにならないもの	(①-②) 課税仕入高
事業所得	仕 入 金 額 (製品製造原価) ①	円	円	円
	必 要 経 費 ②			
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 額 ③			
	小 計 (①+②+③) ④			
不動産所得	必 要 経 費 ⑤			
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 額 ⑥			
	小 計 (⑤+⑥) ⑦			
所得	仕 入 金 額 ⑧			
	必 要 経 費 ⑨			
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 額 ⑩			
	小 計 (⑧+⑨+⑩) ⑪			
課税仕入高の合計額 ⑫		④、⑦、⑪の合計額を記載してください。		
課税仕入れ等の税額の合計額 ⑬		⑫の金額に対する消費税額		

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の 種類等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名称)	取 引 先 の 住 所 (所在地)
	・	円		
	・			
	・			
	・			
	・			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の 種類等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名称)	取 引 先 の 住 所 (所在地)
	・	円		
	・			
	・			
	・			
	・			

4 令和 年中の特殊事情 (顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

[]

(2/2)

改 正 前

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区 分		① 決 算 額 (税込・税抜)	②左のうち課税仕入 れにならないもの	(①-②) 課税仕入高
事業所得	仕 入 金 額 (製品製造原価) ①	円	円	円
	必 要 経 費 ②			
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 額 ③			
	小 計 (①+②+③) ④			
不動産所得	必 要 経 費 ⑤			
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 額 ⑥			
	小 計 (⑤+⑥) ⑦			
所得	仕 入 金 額 ⑧			
	必 要 経 費 ⑨			
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 額 ⑩			
	小 計 (⑧+⑨+⑩) ⑪			
課税仕入高の合計額 ⑫		④、⑦、⑪の合計額を記載してください。		
課税仕入れ等の税額の合計額 ⑬		⑫の金額に対する消費税額		

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の 種類等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名称)	取 引 先 の 住 所 (所在地)
	・	円		
	・			
	・			
	・			
	・			

※ 継続的な取引先については、当課税期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の 種類等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名称)	取 引 先 の 住 所 (所在地)
	・	円		
	・			
	・			
	・			
	・			

4 平成 年中の特殊事情 (顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

[]

(2/2)

改正後

第28-(10)号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

税務署受付印

令和 年 月 日		納税地 (〒 - -) (電話 - -)	
		(フリガナ)	
税務署長		氏名	
		個人番号	

※順号 _____
※整理番号 _____

下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。

更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等	平成 年 月 日付	

修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日

(請求額の明細)

区 分		確定額 (額)	正 当 と す る 額	
消費税の税額の計算	課税標準額 ①	0.00円	0.00円	
	消費税額 ②			
	控除過大調整税額 ③			
	控除税額	控除対象仕入税額 ④		
		返還等対価に係る税額 ⑤		
		貸倒れに係る税額 ⑥		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨	0.0	0.0	
	中間納付税額 ⑩	0.0	0.0	
	納付税額 (⑨-⑩) ⑪	0.0	0.0	
	中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫	0.0	0.0	
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額			
	控除不足還付税額 ⑬			
	差引税額 ⑭	0.0	0.0	
	還付税額 ⑮			
	納付税額 ⑯	0.0	0.0	
	中間納付還付譲渡割額 (⑮-⑯) ⑰	0.0	0.0	

還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 通協・農協 _____ 本所・支所 預金 口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____
--------------	--	---	---------------------------------------

添付書類 _____ 税理士 署名押印 _____

※税務署 処理欄	通信 日付印	年 月 日 確認印	番号 確認	身元 済 <input type="checkbox"/> 未済 <input type="checkbox"/>	確認 (個人番号カード/通知カード/運転免許証) 書類との照合	備考
----------	--------	-----------	-------	---	---------------------------------	----

改正前

第28-(10)号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

税務署受付印

平成 年 月 日		納税地 (〒 - -) (電話 - -)	
		(フリガナ)	
税務署長		氏名	
		個人番号	

※順号 _____
※整理番号 _____

下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。

更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等	平成 年 月 日付	

修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日

(請求額の明細)

区 分		確定額 (額)	正 当 と す る 額	
消費税の税額の計算	課税標準額 ①			
	消費税額 ②			
	控除過大調整税額 ③			
	控除税額	控除対象仕入税額 ④		
		返還等対価に係る税額 ⑤		
		貸倒れに係る税額 ⑥		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨			
	中間納付税額 ⑩			
	納付税額 (⑨-⑩) ⑪			
	中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫			
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額			
	控除不足還付税額 ⑬			
	差引税額 ⑭			
	還付税額 ⑮			
	納付税額 ⑯			
	中間納付還付譲渡割額 (⑮-⑯) ⑰			

還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 通協・農協 _____ 本所・支所 預金 口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____
--------------	--	---	---------------------------------------

添付書類 _____ 税理士 署名押印 _____

※税務署 処理欄	通信 日付印	年 月 日 確認印	番号 確認	身元 済 <input type="checkbox"/> 未済 <input type="checkbox"/>	確認 (個人番号カード/通知カード/運転免許証) 書類との照合	備考
----------	--------	-----------	-------	---	---------------------------------	----

改正後

第28-(11)号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	※整理番号
	〒 _____ 電話 () _____ (フリガナ) 法人名 _____ 法人番号 _____ (フリガナ) 代表者氏名 _____ 印

国税通則法第23条
 消費税法第56条及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき
 平成 年 月 日 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の請求をします。

記		この請求前の金額	更正の請求金額	
消費税の税額の計算	課税標準額 ①	000円	000円	
	消費税額 ②			
	控除過大調整税額 ③			
	控除税額	控除対象仕入税額 ④		
		返還等対価に係る税額 ⑤		
		貸倒れに係る税額 ⑥		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨	00	00	
	中間納付税額 ⑩	00	00	
	納付税額 (⑨-⑩) ⑪	00	00	
	中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫	00	00	
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	00	00	
	控除不足還付税額 ⑬			
	差引税額 ⑭			
	還付税額 ⑮	00	00	
	中間納付還付譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯	00	00	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	
還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金・口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	ハ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 郵便局名等 _____	

税理士署名押印 _____ 印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号 確認	整理 簿	備考	通信 日付印	年 月 日	確認印
-------------	----	---------	----------	----------	---------	----	-----------	-------	-----

改正前

第28-(11)号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号
	〒 _____ 電話 () _____ (フリガナ) 法人名 _____ 法人番号 _____ (フリガナ) 代表者氏名 _____ 印

国税通則法第23条
 消費税法第56条及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき
 自平成 年 月 日 課税期間の
 平成 年 月 日 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の請求をします。

記		この請求前の金額	更正の請求金額	
消費税の税額の計算	課税標準額 ①			
	消費税額 ②			
	控除過大調整税額 ③			
	控除税額	控除対象仕入税額 ④		
		返還等対価に係る税額 ⑤		
		貸倒れに係る税額 ⑥		
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			
	差引税額 (②+③-⑦) ⑨			
	中間納付税額 ⑩			
	納付税額 (⑨-⑩) ⑪			
	中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫			
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額			
	控除不足還付税額 ⑬			
	差引税額 ⑭			
	還付税額 ⑮			
	中間納付還付譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	
還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金・口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	ハ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 郵便局名等 _____	

税理士署名押印 _____ 印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号 確認	整理 簿	備考	通信 日付印	年 月 日	確認印
-------------	----	---------	----------	----------	---------	----	-----------	-------	-----

改正後

第28-12号様式

税務署受付印

e-Taxによる申告の特例に係る届出書
(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用)

※整理番号
※連結グループ整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	
	(フリガナ)		電話() -
	名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		Ⓜ
代表者住所	〒		電話() -

法人税法第75条の3第1項
 法人税法第81条の24の2第1項
 地方法人税法第19条の2第1項
 消費税法第46条の2第1項

に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要があるため届け出ます。

適用開始事業年度等 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

該当条項	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第2項第 号	資本金又は出資金の額	円
	<input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第2項第 号	設立年月日等	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第2項第 号		
	<input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第2項第 号		

参考事項

税理士署名押印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力 名 簿	通 信 回 線	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	------------------	------------------	-------	-------------

改正前

第28-12号様式

税務署受付印

e-Taxによる申告の特例に係る届出書
(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用)

※整理番号
※連結グループ整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	
	(フリガナ)		電話() -
	名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		Ⓜ
代表者住所	〒		電話() -

法人税法第75条の3第1項
 法人税法第81条の24の2第1項
 地方法人税法第19条の2第1項
 消費税法第46条の2第1項

に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要があるため届け出ます。

適用開始事業年度等 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

該当条項	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第2項第 号	資本金又は出資金の額	円
	<input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第2項第 号	設立年月日等	平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 地方法人税法第19条の2第2項第 号		
	<input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第2項第 号		

参考事項

税理士署名押印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力 名 簿	通 信 回 線	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	------------------	------------------	-------	-------------

改 正 後

第28-113号様式

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用)		※整理番号	
		※連絡グループ整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	電話() -	
	(フリガナ)		
	名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	Ⓜ	
代表者住所	電話() -		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項 に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である 場合の特例を申請します。			
申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由		
	特例の指定を受けようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	令和 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項 の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめます ので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	令和 年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		
その他の参考事項			
税理士署名押印 Ⓜ			
※税務署処理欄	部 門	法 定 期	業 種 番 号
			番 号
			入 力
			名 簿
			通 信 回 線
			年 月 日
			通 信 回 線

改 正 前

第28-113号様式

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用)		※整理番号	
		※連絡グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	納税地	電話() -	
	(フリガナ)		
	名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	Ⓜ	
代表者住所	電話() -		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項 に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である 場合の特例を申請します。			
申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由		
	特例の指定を受けようとする期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	平成 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項 の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめます ので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	平成 年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		
その他の参考事項			
税理士署名押印 Ⓜ			
※税務署処理欄	部 門	法 定 期	業 種 番 号
			番 号
			入 力
			名 簿
			通 信 回 線
			年 月 日
			通 信 回 線

改正後

改正前

第28-(14)号様式

消費税申告期限延長届出書

(フリガナ)			
(〒 -)			
(電話番号 - -)			
(フリガナ)			
名称及び			
代表者氏名		印	
法人番号			
下記のとおり、消費税法第45条の2第1項第2項に規定する消費税申告書の提出期限の特例の適用を受けたいので、届出します。			
提出法人の区分	<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人	事業年度又は 連結事業年度	自 月 日 至 月 日
適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
適用要件等の確認	法人税法第75条の2に規定する申請書の提出有無		有 ・ 無
	国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例の適用を受けていない		<input type="checkbox"/> はい
参考事項			
税理士署名押印	印 (電話番号 - -)		
※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号 確認
	届出年月日	年 月 日	入力処理
	年 月 日	年 月 日	台帳整理
	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(新設)

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

改 正 前

第28-(15)号様式

消費税申告期限延長不適用届出書

收受印

令和 年 月 日	届 納 税 地	(フリガナ)	
		(〒 -)	
	出 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	(フリガナ)	
税務署長殿	法 人 番 号		印

下記のとおり、消費税申告書の提出期限の特例の適用をやめたいので、消費税法第45条の2第3項の規定により届出します。

申告期限延長の適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業年度又は連結事業年度	自 月 日 至 月 日
申告期限延長の適用をやめようとする課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業を廃止した場合の廃止した日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号 確認	通 信 日 付 印 年 月 日	確 認 印
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

(新設)

改正後

第30号様式

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
資産の譲渡等の時期の特例の不適用届出書

(取受印)

令和 年 月 日 _____ 税務署長殿	届	(フリガナ)	(〒 -)
		納税地	(電話番号 - -)
	出	(フリガナ)	
		名称及び 代表者氏名	印
者	法人番号		
	根拠法律		

下記のとおり、資産の譲渡等の時期の特例の適用をやめたいので、消費税法施行令第74条第8項の規定により届出します。

法令又は定款等に定める 会計処理の方法	
承認年月日	平成 令和 年 月 日
特例の適用をやめようとする課税期間	自 平成 令和 年 月 日 至 平成 令和 年 月 日
参考事項	
税理士署名押印	(電話番号 - -) 印

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		
	届出年月日	年 月 日	台帳整理	年 月 日			
	通信日付印	年 月 日	確認印				

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第30号様式

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
資産の譲渡等の時期の特例の不適用届出書

(取受印)

平成 年 月 日 _____ 税務署長殿	届	(フリガナ)	(〒 -)
		納税地	(電話番号 - -)
	出	(フリガナ)	
		名称及び 代表者氏名	印
者	法人番号		
	根拠法律		

下記のとおり、資産の譲渡等の時期の特例の適用をやめたいので、消費税法施行令第74条第8項の規定により届出します。

法令又は定款等に定める 会計処理の方法	
承認年月日	平成 年 月 日
特例の適用をやめようとする課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
参考事項	
税理士署名押印	(電話番号 - -) 印

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		
	届出年月日	年 月 日	台帳整理	年 月 日			
	通信日付印	年 月 日	確認印				

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

改正前

第31-(1)号様式

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
申告書の提出期限の特例の承認申請書 基準期間用

第31-(1)号様式

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
申告書の提出期限の特例の承認申請書 基準期間用

令和 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	(〒 - -)
	納税地	(電話番号 - -)
	(フリガナ)	
	名称及び 代表者氏名	印
	法人番号	
根拠法律		

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	(〒 - -)
	納税地	(電話番号 - -)
	(フリガナ)	
	名称及び 代表者氏名	印
	法人番号	
根拠法律		

下記のとおり、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例の承認を受けたいので申請します。

下記のとおり、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例の承認を受けたいので申請します。

申請の理由及び
根拠となる法令

申請の理由及び
根拠となる法令

承認を受けようとする期間 課税期間の末日の翌日から ____ か月

承認を受けようとする期間 課税期間の末日の翌日から ____ か月

特例の適用を受けようとする
最初の課税期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

特例の適用を受けようとする
最初の課税期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

特例の適用を受けようとする
最初の課税期間の
基準期間及びその課税売上高 円
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

特例の適用を受けようとする
最初の課税期間の
基準期間及びその課税売上高 円
(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

事業内容

事業内容

参考事項 税理士
署名押印 印
(電話番号 - -)

参考事項 税理士
署名押印 印
(電話番号 - -)

※ 上記の申請について、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項の規定により、承認します。
第 ____ 号
令和 年 月 日 税務署長 印

※ 上記の申請について、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項の規定により、承認します。
第 ____ 号
平成 年 月 日 税務署長 印

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号確認	延長特例月数
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	年 月 日	台帳整理	年 月 日	

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号確認	延長特例月数
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	年 月 日	台帳整理	年 月 日	

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。
3. 申請内容に異動が生じた場合には、速やかに異動の内容を届け出てください。

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。
3. 申請内容に異動が生じた場合には、速やかに異動の内容を届け出てください。

改 正 後

第31-②号様式

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
申告書の提出期限の特例の承認申請書

特定期間用

取受印

令和 年 月 日	申 請 者	(フリガナ)	
		納 税 地	(〒 - -) (電話番号 - - -)
		(フリガナ)	
		名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
		法 人 番 号	
____ 税務署長殿		根 拠 法 律	

下記のとおり、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例の承認を受けたいので申請します。

申 請 の 理 由 及 び 根 拠 と な る 法 令		
承 認 を 受 け よ う と す る 期 間	課税期間の末日の翌日から ____ か月	
特例の適用を受けようとする 最初の課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
特例の適用を受けようとする 最初の課税期間の特定期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
特例の適用を受けようとする 最初の課税期間の	課 税 売 上 高	円
	給 与 等 の 金 額	円
事 業 内 容		
参 考 事 項	税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 - - -) 印	

※ 上記の申請について、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項の規定により、承認します。

____ 第 ____ 号
令和 年 月 日 税 務 署 長 印

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認		延長特例月数	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。
3. 申請内容に異動が生じた場合には、速やかに異動の内容を届け出てください。

改 正 前

第31-②号様式

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
申告書の提出期限の特例の承認申請書

特定期間用

取受印

平成 年 月 日	申 請 者	(フリガナ)	
		納 税 地	(〒 - -) (電話番号 - - -)
		(フリガナ)	
		名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
		法 人 番 号	
____ 税務署長殿		根 拠 法 律	

下記のとおり、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例の承認を受けたいので申請します。

申 請 の 理 由 及 び 根 拠 と な る 法 令		
承 認 を 受 け よ う と す る 期 間	課税期間の末日の翌日から ____ か月	
特例の適用を受けようとする 最初の課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
特例の適用を受けようとする 最初の課税期間の特定期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
特例の適用を受けようとする 最初の課税期間の	課 税 売 上 高	円
	給 与 等 の 金 額	円
事 業 内 容		
参 考 事 項	税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 - - -) 印	

※ 上記の申請について、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項の規定により、承認します。

____ 第 ____ 号
平成 年 月 日 税 務 署 長 印

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認		延長特例月数	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。
3. 申請内容に異動が生じた場合には、速やかに異動の内容を届け出てください。

改正後

第32号様式

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
申告書の提出期限の特例の不適用届出書

(取受印)

令和 年 月 日	届	(フリガナ)			
		納税地	(〒 -)	(電話番号 - -)	
	出	(フリガナ)			
		名称及び 代表者氏名		印	
	者	法人番号			
根拠法律					

____ 税務署長殿

下記のとおり、申告書の提出期限の特例の適用をやめたいので、消費税法施行令第76条第10項の規定により届出します。

承認を受けた期間	課税期間の末日の翌日から 月
----------	----------------

承認年月日	平成 令和 年 月 日
-------	----------------

特例の適用をやめようとする課税期間	自 平成 令和 年 月 日 至 平成 令和 年 月 日
-------------------	-----------------------------------

参考事項	
------	--

税理士署名押印	印 (電話番号 - -)
---------	------------------

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	
	通信日付印	年 月 日	確認印				

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第32号様式

消費税法別表第三に掲げる法人に係る
申告書の提出期限の特例の不適用届出書

(取受印)

平成 年 月 日	届	(フリガナ)			
		納税地	(〒 -)	(電話番号 - -)	
	出	(フリガナ)			
		名称及び 代表者氏名		印	
	者	法人番号			
根拠法律					

____ 税務署長殿

下記のとおり、申告書の提出期限の特例の適用をやめたいので、消費税法施行令第76条第10項の規定により届出します。

承認を受けた期間	課税期間の末日の翌日から 月
----------	----------------

承認年月日	平成 年 月 日
-------	----------

特例の適用をやめようとする課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
-------------------	-----------------------

参考事項	
------	--

税理士署名押印	印 (電話番号 - -)
---------	------------------

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	
	通信日付印	年 月 日	確認印				

注意 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第33号様式

消費税課税事業者選択（不適用）
届出に係る特例承認申請書

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 申 納 税 地 (千 ー) (電話番号 ー ー)
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 ! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

下記のとおり、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項に規定する届出に係る特例の承認を受けたので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税課税事業者選択不適用届出書 【届出書提出年月日：令和 年 月 日】
-------------------------	--

特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)
---	---

上記課税期間の基準期間における課税売上高	円
----------------------	---

上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情	
---------------------------	--

※ ②の届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、上記課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、上記課税期間の納税義務は免除されないこととなります。詳しくは、裏面をご覧ください。

事業内容等	税理士	印
参考事項	署名押印	(電話番号 ー ー)

※ 上記の申請について、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日の前日（平成 年 月 日）に提出されたものとするを承認します。

第 号
税 務 署 長 印
令和 年 月 日

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	台帳整理	年 月 日		
	番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	済	未済		

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

第33号様式

消費税課税事業者選択（不適用）
届出に係る特例承認申請書

平成 年 月 日	申請者	(フリガナ) 申 納 税 地 (千 ー) (電話番号 ー ー)
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 ! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

下記のとおり、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項に規定する届出に係る特例の承認を受けたので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税課税事業者選択不適用届出書 【届出書提出年月日：平成 年 月 日】
-------------------------	--

特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)
---	---

上記課税期間の基準期間における課税売上高	円
----------------------	---

上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情	
---------------------------	--

※ ②の届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、上記課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、上記課税期間の納税義務は免除されないこととなります。詳しくは、裏面をご覧ください。

事業内容等	税理士	印
参考事項	署名押印	(電話番号 ー ー)

※ 上記の申請について、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日の前日（平成 年 月 日）に提出されたものとするを承認します。

第 号
税 務 署 長 印
平成 年 月 日

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	台帳整理	年 月 日		
	番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	済	未済		

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 後

第34号様式

消費税簡易課税制度選択（不適用）
届出に係る特例承認申請書

令和 年 月 日	申 請 者	(フリガナ)	
		納 税 地	(千 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
税務署長殿	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	

下記のとおり、消費税法施行令第57条の2第1項又は第2項に規定する届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 【届出書提出年月日：令和 年 月 日】
-------------------------	--

特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)
---	---

上記課税期間の基準期間における課税売上高	円
----------------------	---

上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情	
---------------------------	--

事 業 内 容 等	(①の届出の場合の営む事業の種類)	税 理 士 署 名 押 印	印
参 考 事 項		(電話番号 - -)	

※ 上記の申請について、消費税法施行令第57条の2第1項又は第2項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日の前日（平成 年 月 日）に提出されたものとすることを承認します。

第 号
令和 年 月 日 税 務 署 長 印

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日	番号確認
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
				年 月 日	

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

第34号様式

消費税簡易課税制度選択（不適用）
届出に係る特例承認申請書

平成 年 月 日	申 請 者	(フリガナ)	
		納 税 地	(千 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印
税務署長殿	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	

下記のとおり、消費税法施行令第57条の2第1項又は第2項に規定する届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 【届出書提出年月日：平成 年 月 日】
-------------------------	--

特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)
---	---

上記課税期間の基準期間における課税売上高	円
----------------------	---

上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情	
---------------------------	--

事 業 内 容 等	(①の届出の場合の営む事業の種類)	税 理 士 署 名 押 印	印
参 考 事 項		(電話番号 - -)	

※ 上記の申請について、消費税法施行令第57条の2第1項又は第2項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日の前日（平成 年 月 日）に提出されたものとすることを承認します。

第 号
平成 年 月 日 税 務 署 長 印

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日	番号確認
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理
				年 月 日	

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 後

第35号様式

災害等による消費税簡易課税制度選択
(不適用)届出に係る特例承認申請書

災害

令和 年 月 日 申請者 _____ 税務署長殿	(フリガナ) 申 納 税 地 (〒 - -) (電話番号 - -)
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 _____ 印
	法人番号 _____
	※個人の方は個人番号の記載は不要です

下記のとおり、消費税法第37条の2第1項又は第6項に規定する災害等による届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類
 ① 消費税簡易課税制度選択届出書
 ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書

選択被災課税期間又は不適用被災課税期間
 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
 令和 年 月 日
 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)

上記課税期間の基準期間における課税売上高
 _____ 円

イ 発生した災害その他やむを得ない理由
 ロ 被害の状況
 ハ 被害を受けたことにより特例規定の適用を受けることが必要となった事情
 ニ 災害等の生じた日及び災害等のやんだ日
 _____ (生じた日) _____ (やんだ日)
 令和 年 月 日 令和 年 月 日

事業内容等 (①の届出の場合の営む事業の種類)

 参 考 事 項
 税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 - -)

※ 上記の申請について、消費税法第37条の2第1項又は第6項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする(受けることをやめようとする)課税期間の初日の前日(平成 年 月 日)に提出されたものとするを承認します。
 _____ 第 _____ 号
 _____ 税 務 署 長 _____ 印
 令和 年 月 日

※税務署処理欄	整理番号	_____	部門番号	_____	みなし届出年月日	_____ 年 月 日
	申請年月日	_____ 年 月 日	入力処理	_____ 年 月 日	台帳整理	_____ 年 月 日
	通信日付印	_____ 年 月 日	確認印	_____		

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
 2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

第35号様式

災害等による消費税簡易課税制度選択
(不適用)届出に係る特例承認申請書

災害

平成 年 月 日 申請者 _____ 税務署長殿	(フリガナ) 申 納 税 地 (〒 - -) (電話番号 - -)
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 _____ 印
	法人番号 _____
	※個人の方は個人番号の記載は不要です

下記のとおり、消費税法第37条の2第1項又は第6項に規定する災害等による届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類
 ① 消費税簡易課税制度選択届出書
 ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書

選択被災課税期間又は不適用被災課税期間
 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)

上記課税期間の基準期間における課税売上高
 _____ 円

イ 発生した災害その他やむを得ない理由
 ロ 被害の状況
 ハ 被害を受けたことにより特例規定の適用を受けることが必要となった事情
 ニ 災害等の生じた日及び災害等のやんだ日
 _____ (生じた日) _____ (やんだ日)
 平成 年 月 日 平成 年 月 日

事業内容等 (①の届出の場合の営む事業の種類)

 参 考 事 項
 税 理 士 署 名 押 印 (電話番号 - -)

※ 上記の申請について、消費税法第37条の2第1項又は第6項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする(受けることをやめようとする)課税期間の初日の前日(平成 年 月 日)に提出されたものとするを承認します。
 _____ 第 _____ 号
 _____ 税 務 署 長 _____ 印
 平成 年 月 日

※税務署処理欄	整理番号	_____	部門番号	_____	みなし届出年月日	_____ 年 月 日
	申請年月日	_____ 年 月 日	入力処理	_____ 年 月 日	台帳整理	_____ 年 月 日
	通信日付印	_____ 年 月 日	確認印	_____		

注意 1. この申請書は、2通提出してください。
 2. ※印欄は、記載しないでください。

改正後

第36号様式

登録国外事業者の登録申請書

令和 年 月 日		氏名		日本語記	印
申請者		又は		英語記	
		名称		【参考】 日本語記	
法人番号					
代表者名		代氏		日本語記	印
		者名		英語記	
納税地		(〒 -) (電話番号 - -)			
税務署長経由 国税庁長官 殿		原住所又は 日本語記		印	
		英語記			
		(電話番号 + - - -)			
この申請書に記載した次の事項 (印欄) は国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 (日本語表記及び英語表記) 2 国外の住所等 (英語表記) 3 国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。)に係る国内に有する事務所、事業所その他これらに準ずるもの (以下「事務所等」といいます。)の所在地					
下記のとおり、登録国外事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第2項の規定により申請します。					
事務所等 又は人 連絡先	事務所等の所在地		(〒 -)		
	税務代理人の 事務所所在地		(電話番号 - -)		
事務所等の責任者氏名 又は 税務代理人の氏名等					
住所	住所		(〒 -)		
	(フリガナ)		(電話番号 - -)		
氏名又は名称					
電気通信利用役務の提供の内容					
事業年度		自 月 日 至 月 日			
税理士署名押印		(電話番号 - -) 印			
※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号		申請年月日	年 月 日
	入力年月日	年 月 日	番号 確認		

注意
1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「登録国外事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

改正前

第36号様式

登録国外事業者の登録申請書

平成 年 月 日		氏名		日本語記	印
申請者		又は		英語記	
		名称		【参考】 日本語記	
法人番号					
代表者名		代氏		日本語記	印
		者名		英語記	
納税地		(〒 -) (電話番号 - -)			
税務署長経由 国税庁長官 殿		原住所又は 日本語記		印	
		英語記			
		(電話番号 + - - -)			
この申請書に記載した次の事項 (印欄) は国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 (日本語表記及び英語表記) 2 国外の住所等 (英語表記) 3 国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。)に係る国内に有する事務所、事業所その他これらに準ずるもの (以下「事務所等」といいます。)の所在地					
下記のとおり、登録国外事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第2項の規定により申請します。					
事務所等 又は人 連絡先	事務所等の所在地		(〒 -)		
	税務代理人の 事務所所在地		(電話番号 - -)		
事務所等の責任者氏名 又は 税務代理人の氏名等					
住所	住所		(〒 -)		
	(フリガナ)		(電話番号 - -)		
氏名又は名称					
電気通信利用役務の提供の内容					
事業年度		自 月 日 至 月 日			
税理士署名押印		(電話番号 - -) 印			
※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号		申請年月日	年 月 日
	入力年月日	年 月 日	番号 確認		

注意
1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「登録国外事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

改 正 後				改 正 前			
登録国外事業者の登録申請書(次葉)				登録国外事業者の登録申請書(次葉)			
		氏名又は名称				氏名又は名称	
登 録	課税事業者ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		課税事業者ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	国外事業者に該当しますか。 <small>(注) 国外事業者とは、非居住者(所得税法第2条第1項第5号)である個人事業者及び外国法人(法人税法第2条第4号)をいいます(消費税法第2条第1項第4号の2)。</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		国外事業者に該当しますか。 <small>(注) 国外事業者とは、非居住者(所得税法第2条第1項第5号)である個人事業者及び外国法人(法人税法第2条第4号)をいいます(消費税法第2条第1項第4号の2)。</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
要 件	申請者が自国において納税者番号又は課税事業者番号がある場合にはその番号を記載してください。 <small>(納税者番号)</small> <small>(課税事業者番号)</small>			申請者が自国において納税者番号又は課税事業者番号がある場合にはその番号を記載してください。 <small>(納税者番号)</small> <small>(課税事業者番号)</small>			
	次の1又は2のいずれに該当しますか。 1 国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。)に係る事務所等を国内に有する。 2 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいる。	<input type="checkbox"/> 1に該当する <input type="checkbox"/> 2に該当する		次の1又は2のいずれに該当しますか。 1 国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。)に係る事務所等を国内に有する。 2 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいる。	<input type="checkbox"/> 1に該当する <input type="checkbox"/> 2に該当する		
の 確 認	納税管理人を定めていますか。 <small>(注) 納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項)に限り、国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合</small> 【個人】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 定める必要がない		納税管理人を定めていますか。 <small>(注) 納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項)に限り、国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合</small> 【個人】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 定める必要がない		
	国税の滞納の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		国税の滞納の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
確 認	登録国外事業者の登録を取り消されていますか。 <small>(「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。)</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		登録国外事業者の登録を取り消されていますか。 <small>(「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。)</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	次の規定により、取り消されていますか。 <small>(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第6項第5号、第6号又は第7号)</small> <small>(「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。)</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		次の規定により、取り消されていますか。 <small>(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第6項第5号、第6号又は第7号)</small> <small>(「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。)</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
添 付 資 料	その登録の取消の日から1年を経過していますか。 <small>(平成・令和 年 月 日)</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <small>(登録を取り消された日)</small> <small>(平成・令和 年 月 日)</small>		その登録の取消の日から1年を経過していますか。 <small>(平成 年 月 日)</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <small>(登録を取り消された日)</small> <small>(平成 年 月 日)</small>		
	添付する資料の□にレ印を付けてください。 1【全申請者】 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称、国外の住所等、事業内容が確認できる資料 <small>(例 定款の写し、登記簿謄本、会社案内、会社のホームページ等)</small> <input type="checkbox"/> 国内において行う電気通信利用役務の提供の内容が分かる資料 <small>(例 会社案内、会社のホームページ等)</small> 2【国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。)に係る事務所等を国内に有する申請者】 <input type="checkbox"/> その事務所等の登記事項証明書又はこれに類する書類 <small>(例 賃貸借契約書、会社案内等)</small> 3【上記2に該当しない申請者】 <input type="checkbox"/> 税務代理権限証書 4【その他参考資料】 <input type="checkbox"/> 会社のホームページアドレス、メールアドレス <input type="checkbox"/> ()			添付する資料の□にレ印を付けてください。 1【全申請者】 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称、国外の住所等、事業内容が確認できる資料 <small>(例 定款の写し、登記簿謄本、会社案内、会社のホームページ等)</small> <input type="checkbox"/> 国内において行う電気通信利用役務の提供の内容が分かる資料 <small>(例 会社案内、会社のホームページ等)</small> 2【国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。)に係る事務所等を国内に有する申請者】 <input type="checkbox"/> その事務所等の登記事項証明書又はこれに類する書類 <small>(例 賃貸借契約書、会社案内等)</small> 3【上記2に該当しない申請者】 <input type="checkbox"/> 税務代理権限証書 4【その他参考資料】 <input type="checkbox"/> 会社のホームページアドレス、メールアドレス <input type="checkbox"/> ()			
参 考 事 項	消費税納税管理人届出書、消費税課税事業者(選択)届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書を既に税務署に提出している場合は、提出をしている届出書の□にレ印を付し、その提出日を記載してください。 <input type="checkbox"/> 消費税納税管理人届出書(提出日 平成・令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者(選択)届出書(提出日 平成・令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書(提出日 平成・令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書(提出日 平成・令和 年 月 日)			消費税納税管理人届出書、消費税課税事業者(選択)届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書を既に税務署に提出している場合は、提出をしている届出書の□にレ印を付し、その提出日を記載してください。 <input type="checkbox"/> 消費税納税管理人届出書(提出日 平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者(選択)届出書(提出日 平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書(提出日 平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書(提出日 平成 年 月 日)			
	以下の欄は、消費税課税事業者(選択)届出書を既に提出している場合のみ記載してください。 (この申請書を提出する日の属する課税期間の基準期間又は特定期間) (左記期間の課税売上高) 自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 円			以下の欄は、消費税課税事業者(選択)届出書を既に提出している場合のみ記載してください。 (この申請書を提出する日の属する課税期間の基準期間又は特定期間) (左記期間の課税売上高) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 円			

改正後

第37号様式

登録国外事業者の登録事項変更届出書

令和 年 月 日		届		氏名		日本語記	印		
		又は		英表		英語記			
		名称		【参考】		自国語記			
		法人番号							
		代氏		日本語記		印			
		表		英表		英語記			
		者名							
		納税地		(〒 -)		(電話番号 - -)			
		国居住外所たる又は事務所の所在地若しくは在はは地		日本語記					
		英表		英語記		国番号		(電話番号 + - - -)	
税務署長経由		者		登録番号					
国税庁長官 殿									
下記のとおり、国外事業者登録簿に登録された事項に変更がありましたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第39条第8項の規定により届出します。									
変更内容	変更年月日	令和 年 月 日							
	変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地							
	変更前								
	変更後								
※ この届出書の「変更後」欄に記載した内容は国税庁ホームページで公表されます。									
参考事項									
税理士署名押印 (電話番号 - -) 印									
※ 税務署処理欄	整理番号			部門番号			届出年月日	年 月 日	
	入力年月日	年 月 日	番号確認						

注意 1 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第37号様式

登録国外事業者の登録事項変更届出書

平成 年 月 日		届		氏名		日本語記	印		
		又は		英表		英語記			
		名称		【参考】		自国語記			
		法人番号							
		代氏		日本語記		印			
		表		英表		英語記			
		者名							
		納税地		(〒 -)		(電話番号 - -)			
		国居住外所たる又は事務所の所在地若しくは在はは地		日本語記					
		英表		英語記		国番号		(電話番号 + - - -)	
税務署長経由		者		登録番号					
国税庁長官 殿									
下記のとおり、国外事業者登録簿に登録された事項に変更がありましたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第39条第8項の規定により届出します。									
変更内容	変更年月日	平成 年 月 日							
	変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地							
	変更前								
	変更後								
※ この届出書の「変更後」欄に記載した内容は国税庁ホームページで公表されます。									
参考事項									
税理士署名押印 (電話番号 - -) 印									
※ 税務署処理欄	整理番号			部門番号			届出年月日	年 月 日	
	入力年月日	年 月 日	番号確認						

注意 1 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正後

第38号様式

登録国外事業者の登録の取消しをを求める旨の届出書

令和 年 月 日	届	氏名	日本語記	印
		又は	英語記	
名	は	名称	【参考】 自国語記	
		法人番号		
出	者名	代氏	日本語記	印
		表	英語記	
納	税	地	(千 -)	
			(電話番号 - -)	
税務署長経由	者	国外主たる 所又は ある住所 若しくは 本店若し しくは地	日本語記	
			英語記	電話番号 (電話番号 + - -)
国税庁長官 殿	登録番号			
下記のとおり、登録国外事業者の登録の取消しを求めますので、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第11項の規定により届出します。				
登録の効力を失う日	令和 年 月 日			
※ 登録の効力を失う日は、この届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。ただし、この届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から課税期間の末日までの間に提出した場合は、翌々課税期間の初日となります。				
登録の取消しを求める理由				
登録国外事業者として登録を受けた日	平成 年 月 日			
参 考 事 項	事業を廃止した場合又は国内において電気通信利用役務の提供を行わなくなった場合はその日を記載してください。 令和 年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印	(電話番号 - -) 印			
※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	通信日付印
	入力年月日	年 月 日	番号確認	確認印

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第38号様式

登録国外事業者の登録の取消しをを求める旨の届出書

平成 年 月 日	届	氏名	日本語記	印
		又は	英語記	
名	は	名称	【参考】 自国語記	
		法人番号		
出	者名	代氏	日本語記	印
		表	英語記	
納	税	地	(千 -)	
			(電話番号 - -)	
税務署長経由	者	国外主たる 所又は ある住所 若しくは 本店若し しくは地	日本語記	
			英語記	電話番号 (電話番号 + - -)
国税庁長官 殿	登録番号			
下記のとおり、登録国外事業者の登録の取消しを求めますので、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第11項の規定により届出します。				
登録の効力を失う日	平成 年 月 日			
※ 登録の効力を失う日は、この届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。ただし、この届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から課税期間の末日までの間に提出した場合は、翌々課税期間の初日となります。				
登録の取消しを求める理由				
登録国外事業者として登録を受けた日	平成 年 月 日			
参 考 事 項	事業を廃止した場合又は国内において電気通信利用役務の提供を行わなくなった場合はその日を記載してください。 平成 年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印	(電話番号 - -) 印			
※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	通信日付印
	入力年月日	年 月 日	番号確認	確認印

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第39号様式

登録国外事業者の死亡届出書

令和 年 月 日		(フリガナ)		
		住所又は居所		(電話番号 + - - -)
税務署長経由 国税庁長官 殿		(フリガナ)		
		氏 名		印
個人番号				
下記のとおり、登録国外事業者が死亡したので、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第40条第1項の規定により届出します。				
死亡年月日		令和 年 月 日		
死亡した登録国外事業者	国外住所に又あ るは所	日本語記		
		英語記	(電話番号 + - - -)	
	納税地	(〒 -)		
	氏名	日本語記		
		英語記		
登録番号				
届出人と死亡した登録国外事業者との関係				
参 考 事 項	事業承継の有無		有 ・ 無	
	国外住所に又あ るは所	日本語記		
		英語記	(電話番号 + - - -)	
	氏名	日本語記		
英語記				
税理士署名押印		印 (電話番号 - -)		
※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日
	入力年月日	年 月 日	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
確認 個人番号カード/通知カード・運転免許証 書類 その他 ()				

注意 1 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第39号様式

登録国外事業者の死亡届出書

平成 年 月 日		(フリガナ)		
		住所又は居所		(電話番号 + - - -)
税務署長経由 国税庁長官 殿		(フリガナ)		
		氏 名		印
個人番号				
下記のとおり、登録国外事業者が死亡したので、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第40条第1項の規定により届出します。				
死亡年月日		平成 年 月 日		
死亡した登録国外事業者	国外住所に又あ るは所	日本語記		
		英語記	(電話番号 + - - -)	
	納税地	(〒 -)		
	氏名	日本語記		
		英語記		
登録番号				
届出人と死亡した登録国外事業者との関係				
参 考 事 項	事業承継の有無		有 ・ 無	
	国外住所に又あ るは所	日本語記		
		英語記	(電話番号 + - - -)	
	氏名	日本語記		
英語記				
税理士署名押印		印 (電話番号 - -)		
※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日
	入力年月日	年 月 日	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
確認 個人番号カード/通知カード・運転免許証 書類 その他 ()				

注意 1 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第40号様式

特定非常災害

第12条の2第2項 不適用届出書
第12条の3第3項

取受印

金和 年 月 日 届	(フリガナ)		
	納 税 地	(〒 - -)	
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
出	名 称 及 び		
	代 表 者 氏 名	印	
書	法 人 番 号		
税務署長殿			

下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けたいので届出します。

設 立 年 月 日	金和 年 月 日		
この届出の適用	※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。		
対 象 課 税 期 間	自 金和 年 月 日 至 金和 年 月 日		
上 記 課 税 期 間 の	自 金和 年 月 日	左 記 期 間 の	
基 準 期 間	至 金和 年 月 日	課 税 売 上 高	円
※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受け、消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)の規定の適用を受けなかった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間(原則として、前事業年度開始の日から6か月間)の課税売上高により判定することとなります。 (詳しくは、裏面をご覧ください。)			

被 害 の 概 要			
-----------	--	--	--

参 考 事 項	調整対象固定資産の仕入れ等の日 【金和 年 月 日】		
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)		

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印			

注意 1. 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

第40号様式

特定非常災害

第12条の2第2項 不適用届出書
第12条の3第3項

取受印

平成 年 月 日 届	(フリガナ)		
	納 税 地	(〒 - -)	
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
出	名 称 及 び		
	代 表 者 氏 名	印	
書	法 人 番 号		
税務署長殿			

下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けたいので届出します。

設 立 年 月 日	平成 年 月 日		
この届出の適用	※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。		
対 象 課 税 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
上 記 課 税 期 間 の	自 平成 年 月 日	左 記 期 間 の	
基 準 期 間	至 平成 年 月 日	課 税 売 上 高	円
※ 租税特別措置法第86条の5第4項の規定の適用を受け、消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)の規定の適用を受けなかった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間(原則として、前事業年度開始の日から6か月間)の課税売上高により判定することとなります。 (詳しくは、裏面をご覧ください。)			

被 害 の 概 要			
-----------	--	--	--

参 考 事 項	調整対象固定資産の仕入れ等の日 【平成 年 月 日】		
税 理 士 署 名 押 印	印 (電話番号 - -)		

※ 税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印			

注意 1. 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 後

第41号様式

特定非常災害

特定非常災害による消費税法第12条の4 第1項 第2項 不適用届出書

取受印

令和 年 月 日	届	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)
	出	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印
_____ 税務署長殿	書	法 人 番 号 ※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けたいので届出します。

この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第1項の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。		
上記課税期間の 基準期間	自 令和 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円
参考事項	高額特定資産の仕入れ等の日 【令和 年 月 日】		

下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第6項の規定の適用を受けたいので届出します。

この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第6項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第2項の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。		
上記課税期間の 基準期間	自 令和 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円
参考事項	高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けること なった場合に該当することとなった日 【令和 年 月 日】		

※ 租税特別措置法第86条の5第5項(又は第6項)の規定の適用を受け、消費税法第12条の4第1項(又は第2項)の規定の適用を受けないこととなった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間(原則として、その課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6か月間)の課税売上高により判定することとなります。(詳しくは、裏面をご覧ください。)

被害の概要

参考事項

税理士署名押印 _____ 印
(電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	通信日付印	確認印		

注意 1. 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。
2. ※印欄は、記載しないでください。

改 正 前

第41号様式

特定非常災害

特定非常災害による消費税法第12条の4第1項不適用届出書

取受印

平成 年 月 日	届	(フリガナ) 納 税 地 (〒 -) (電話番号 - -)
	出	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印
_____ 税務署長殿	書	法 人 番 号

下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けたいので届出します。

この届出の適用 対象課税期間	※ 租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第1項の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。		
上記課税期間の 基準期間	自 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円
参考事項	※ 租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受け、消費税法第12条の4第1項の規定の適用を受けないこととなった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間(原則として、その課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6か月間)の課税売上高により判定することとなります。(詳しくは、裏面をご覧ください。)		

被害の概要

参考事項

税理士署名押印 _____ 印
(電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	番号確認	
	届出年月日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	通信日付印	確認印		

注意 1. 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。
2. ※印欄は、記載しないでください。

「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>別紙第1号様式</p> <p style="text-align:right;">(表面)</p> <p style="text-align:center;">外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width:10%; text-align:center; vertical-align: middle;">金 租 年 月 日</td> <td style="width:10%; text-align:center;">(フリガナ)</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">納 税 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">住 所 又 は 居 所 (法人の場合)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">名 称 (屋 号)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">氏 名 (法人の場合)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">Ⓔ</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align:center;"> 下記のとおり、外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うことについて租税特別措置法施行令第45条の4第1項に規定する指定を受けたいので申請します。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">業 種 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">アルファベット表示 (英文又はローマ字)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(フリガナ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">店 舗 等 所 在 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">責 任 者 役 職 名 及 び 氏 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">Ⓔ</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">主 たる 取 扱 物 品 又 は 役 務 の 内 容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">連 絡 先 ・ 担 当 者 (所 属 課 等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注意 1. 免税事業者については、この申請をすることはできません。 2. 複数の店舗について指定を受けようとするときは、適宜の用紙に上記の内容を店舗ごとに記載してください。 3. 裏面の記載要領に留意の上、記載してください。</p>	金 租 年 月 日	(フリガナ)									納 税 地									住 所 又 は 居 所 (法人の場合)									本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地									名 称 (屋 号)									氏 名 (法人の場合)									Ⓔ	下記のとおり、外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うことについて租税特別措置法施行令第45条の4第1項に規定する指定を受けたいので申請します。										業 種 名										名 称										アルファベット表示 (英文又はローマ字)										(フリガナ)										店 舗 等 所 在 地										責 任 者 役 職 名 及 び 氏 名									Ⓔ	主 たる 取 扱 物 品 又 は 役 務 の 内 容										連 絡 先 ・ 担 当 者 (所 属 課 等)										<p>別紙第1号様式</p> <p style="text-align:right;">(表面)</p> <p style="text-align:center;">外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width:10%; text-align:center; vertical-align: middle;">平 成 年 月 日</td> <td style="width:10%; text-align:center;">(フリガナ)</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">納 税 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">住 所 又 は 居 所 (法人の場合)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">名 称 (屋 号)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">氏 名 (法人の場合)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">Ⓔ</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align:center;"> 下記のとおり、外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うことについて租税特別措置法施行令第45条の4第1項に規定する指定を受けたいので申請します。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">業 種 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">アルファベット表示 (英文又はローマ字)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(フリガナ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">店 舗 等 所 在 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">責 任 者 役 職 名 及 び 氏 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">Ⓔ</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">主 たる 取 扱 物 品 又 は 役 務 の 内 容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">連 絡 先 ・ 担 当 者 (所 属 課 等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注意 1. 免税事業者については、この申請をすることはできません。 2. 複数の店舗について指定を受けようとするときは、適宜の用紙に上記の内容を店舗ごとに記載してください。 3. 裏面の記載要領に留意の上、記載してください。</p>	平 成 年 月 日	(フリガナ)									納 税 地									住 所 又 は 居 所 (法人の場合)									本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地									名 称 (屋 号)									氏 名 (法人の場合)									Ⓔ	下記のとおり、外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うことについて租税特別措置法施行令第45条の4第1項に規定する指定を受けたいので申請します。										業 種 名										名 称										アルファベット表示 (英文又はローマ字)										(フリガナ)										店 舗 等 所 在 地										責 任 者 役 職 名 及 び 氏 名									Ⓔ	主 たる 取 扱 物 品 又 は 役 務 の 内 容										連 絡 先 ・ 担 当 者 (所 属 課 等)									
金 租 年 月 日		(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		納 税 地																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		住 所 又 は 居 所 (法人の場合)																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	名 称 (屋 号)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
氏 名 (法人の場合)									Ⓔ																																																																																																																																																																																																																																																																																												
下記のとおり、外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うことについて租税特別措置法施行令第45条の4第1項に規定する指定を受けたいので申請します。																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
業 種 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
名 称																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
アルファベット表示 (英文又はローマ字)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
店 舗 等 所 在 地																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
責 任 者 役 職 名 及 び 氏 名									Ⓔ																																																																																																																																																																																																																																																																																												
主 たる 取 扱 物 品 又 は 役 務 の 内 容																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
連 絡 先 ・ 担 当 者 (所 属 課 等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平 成 年 月 日	(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	納 税 地																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	住 所 又 は 居 所 (法人の場合)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	名 称 (屋 号)																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
氏 名 (法人の場合)									Ⓔ																																																																																																																																																																																																																																																																																												
下記のとおり、外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うことについて租税特別措置法施行令第45条の4第1項に規定する指定を受けたいので申請します。																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
業 種 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
名 称																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
アルファベット表示 (英文又はローマ字)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
(フリガナ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
店 舗 等 所 在 地																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
責 任 者 役 職 名 及 び 氏 名									Ⓔ																																																																																																																																																																																																																																																																																												
主 たる 取 扱 物 品 又 は 役 務 の 内 容																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
連 絡 先 ・ 担 当 者 (所 属 課 等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

外交官等用揮発油購入証明書

Gasoline Purchase Certificate for Diplomats etc.

(表)

証明書番号 Certificate Number	登録番号	登録車の詳細 Description of Registered Vehicles
公館名 Name of Mission	登録車両番号 Licence Plate Numbers	公用車、自用車の区別、その他 Classification (Official or Personal) etc.
免税揮発油購入数量の限度 Maximum Quantity of Tax-Free Purchase	3か月間の免税制限数量 Quarterly Limits of Tax-Free Purchase	
免税揮発油についての責任者 Officer in Charge		
同上責任者の署名 Signature of the Above Officer		
証明書の有効期限 Term of Validity of Certificate		
<p>上記及び右記の事実は、事実と相違ないことを証明します。 I hereby certify that all entries on this certificate are true and correct.</p> <p>令和 年 月 日 Date:</p> <p>外務省大臣官房儀典総括官 Assistant Chief of Protocol Ministry of Foreign Affairs (seal)</p>		

備考1. この証明書は、四半期ごとに1通交付します。

N . B . This certificate is renewed quarterly.

2. この証明書は、使用後外務省に返納してください。返納しない場合には、新しい証明書を交付しません。

This certificate should be returned to the Ministry of Foreign Affairs after its use, otherwise a new certificate will not be issued.

改正後

外交官等用揮発油購入証明書

Gasoline Purchase Certificate for Diplomats etc.

(表)

証明書番号 Certificate Number	登録番号	登録車の詳細 Description of Registered Vehicles
公館名 Name of Mission	登録車両番号 Licence Plate Numbers	公用車、自用車の区別、その他 Classification (Official or Personal) etc.
免税揮発油購入数量の限度 Maximum Quantity of Tax-Free Purchase	3か月間の免税制限数量 Quarterly Limits of Tax-Free Purchase	
免税揮発油についての責任者 Officer in Charge		
同上責任者の署名 Signature of the Above Officer		
証明書の有効期限 Term of Validity of Certificate		
<p>上記及び右記の事実は、事実と相違ないことを証明します。 I hereby certify that all entries on this certificate are true and correct.</p> <p>平成 年 月 日 Date:</p> <p>外務省大臣官房儀典総括官 Assistant Chief of Protocol Ministry of Foreign Affairs (seal)</p>		

備考1. この証明書は、四半期ごとに1通交付します。

N . B . This certificate is renewed quarterly.

2. この証明書は、使用後外務省に返納してください。返納しない場合には、新しい証明書を交付しません。

This certificate should be returned to the Ministry of Foreign Affairs after its use, otherwise a new certificate will not be issued.

改正前

別紙第4号様式

外交官等用揮発油購入証明書
Certificate of Purchase of Gasoline by Diplomats etc.

公館名 Name of Mission	
登録車両番号 Licence Plate Number	
この購入票で購入できる揮発油の数量 Quantity Purchasable on the Coupons	
この購入票の有効期限 Term of Validity of Coupons	年 月 日
購入票の発行年月日 Date of Issuance	年 月 日
購入票の発行責任者 Issuing Official	外務省大臣官房儀典総括官 ㊟ Assistant Chief of Protocol, Ministry of Foreign Affairs

署名

Bearer's Signature

改正後

別紙第4号様式

別紙第4号様式

外交官等用揮発油購入証明書
Certificate of Purchase of Gasoline by Diplomats etc.

公館名 Name of Mission	
登録車両番号 Licence Plate Number	
この購入票で購入できる揮発油の数量 Quantity Purchasable on the Coupons	
この購入票の有効期限 Term of Validity of Coupons	年 月 日
購入票の発行年月日 Date of Issuance	年 月 日
購入票の発行責任者 Issuing Official	外務省大臣官房儀典総括官 ㊟ Principal Deputy Chief of Protocol, Ministry of Foreign Affairs

署名

Bearer's Signature

改正前

別紙第4号様式

改正後

別紙第6号様式

証明書番号	儀消第			号
外国公館等用消費税免除証明書 Certificate of Consumption Tax Exemption for Foreign Establishments				
販売業者	(住所・電話番号)			
	(氏名又は名称)			
年式・車種 Year & Make	型式 Body Type	数量 Quantity	税抜価格 Tax-Free Price	
上記物品は _____ 公館／構成員の使用のため購入するものであることに相違ないことを証明します。 This is to certify that the above-mentioned motor vehicle /cycle is purchased for the Office/personnel use of _____ . (Name of Foreign Establishment) 年 月 日 Date				
外務省大臣官房儀典総括官 Assistant Chief of Protocol 印 Ministry of Foreign Affairs				

下記は購入者が購入時に記入
To be entered by purchaser upon purchase

所属公館名称 Name of Foreign Establishment	購入年月日 Date of Purchase
購入者氏名 Name of Purchaser(In the case of official vehicles, the name of an authorized officer) (署名) Signature	

[本証明書は7年間保存]

改正前

別紙第6号様式

証明書番号	儀消第			号
外国公館等用消費税免除証明書 Certificate of Consumption Tax Exemption for Foreign Establishments				
販売業者	(住所・電話番号)			
	(氏名又は名称)			
年式・車種 Year & Make	型式 Body Type	数量 Quantity	税抜価格 Tax-Free Price	
上記物品は _____ 公館／構成員の使用のため購入するものであることに相違ないことを証明します。 This is to certify that the above-mentioned motor vehicle /cycle is purchased for the Office/personnel use of _____ . (Name of Foreign Establishment) 年 月 日 Date				
外務省大臣官房儀典総括官 Principal Deputy Chief of Protocol 印 Ministry of Foreign Affairs				

下記は購入者が購入時に記入
To be entered by purchaser upon purchase

所属公館名称 Name of Foreign Establishment	購入年月日 Date of Purchase
購入者氏名 Name of Purchaser(In the case of official vehicles, the name of an authorized officer) (署名) Signature	

[本証明書は7年間保存]

改正後

別紙第7号様式

Application List of Exemption of Tax (Electricity/Gas/Telephone/Water)
for Foreign Establishments.

外国公館等用免税（電気・ガス・電話・水道）申請表

Name of Foreign Establishment: _____
(公館名 : _____)

Effective Date (発効日) From (year) (month) (day) より	Applicant (申請者)		Customer Number (顧客番号)		Company Name(会社名)
	Name 氏名	Rank 官職	Electricity 電気	Gas ガス	
* Start (開始) * Cancellation (取消) (Cross out Unnecessary item*)	Address 住所	Telephone 電話	Water 水道		
From (year) (month) (day) より	Name 氏名	Rank 官職	Electricity 電気	Gas ガス	
	Address 住所	Telephone 電話	Water 水道		
* Start (開始) * Cancellation (取消) (Cross out Unnecessary item*)					
From (year) (month) (day) より	Name 氏名	Rank 官職	Electricity 電気	Gas ガス	
	Address 住所	Telephone 電話	Water 水道		
* Start (開始) * Cancellation (取消) (Cross out Unnecessary item*)					
From (year) (month) (day) より	Name 氏名	Rank 官職	Electricity 電気	Gas ガス	
	Address 住所	Telephone 電話	Water 水道		
* Start (開始) * Cancellation (取消) (Cross out Unnecessary item*)					

Note: All entries to be made in Japanese or English

改正前

別紙第7号様式

Application List of Exemption of Tax (Electricity/Gas/Telephone/Water)
for Foreign Establishments.

外国公館等用免税（電気・ガス・電話・水道）申請表

Name of Foreign Establishment: _____
(公館名 : _____)

Effective Date (発効日) From (year) (month) (day) より	Applicant (申請者)		Customer Number (顧客番号)	
	Name 氏名	Rank 官職	Electricity 電気	Gas ガス
* Occupancy * Vacancy (Cross out Unnecessary item*)	Address 住所	Telephone 電話	Water 水道	
From (year) (month) (day) より	Name 氏名	Rank 官職	Electricity 電気	Gas ガス
	Address 住所	Telephone 電話	Water 水道	
* Occupancy * Vacancy (Cross out Unnecessary item*)				
From (year) (month) (day) より	Name 氏名	Rank 官職	Electricity 電気	Gas ガス
	Address 住所	Telephone 電話	Water 水道	
* Occupancy * Vacancy (Cross out Unnecessary item*)				
From (year) (month) (day) より	Name 氏名	Rank 官職	Electricity 電気	Gas ガス
	Address 住所	Telephone 電話	Water 水道	
* Occupancy * Vacancy (Cross out Unnecessary item*)				

Note: All entries to be made in Japanese or English

